



新規事業者向け説明会

[資料 I]

令和6年1月

こども青少年局保育・教育運営課

目次

1	運営する際の留意事項（信頼される保育施設運営のために）	1
	別冊 施設・事業を運営する際の留意事項について	
2	認定利用調整・利用決定後の手続きについて	29
3 - 1	地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について	41
3 - 2	連携施設への進級の仕組みについて	49
4	障害児保育教育対象児童等の認定について	
	別冊 施設・事業を運営する際の留意事項について	
5	一時保育・預かり保育の無償化について	55
6	認可・確認変更の手続きについて	61
7	保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート よこはま保育」への情報登録について	65
8	「子ども・子育て支援情報公表システム」（ここ de サーチ）への情報登録等について	71
9	横浜市保育・教育施設グループウェア（kintone）について	91
10	請求事務の概要等について	93
11	利用者負担（保育料）等について	107
12	公定価格及び本市独自助成（向上支援費等）の概要について	113
13	処遇改善等加算、及び	別冊 資料
14	事故防止と事故対応	別冊 事故防止と事故対応
15	特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について	119
16	保育所委託費の弾力運用について	123
17	年度限定保育事業について	129
18	保育・教育時間の考え方について	137
19	延長保育事業について	139
20	一時保育事業について	149
21	休日保育・休日一時保育について	165
22	監査における文書指摘事項について	179

* 本資料は、特段記載の無い限り令和5年度の内容であり、翌年度以降については変更となる可能性があります。

信

頼

保

育

施

設

される

運営のために

よりよい保育を目指して

子どものことを思ってしたつもりのことでも、“子どもの最善の利益”や“人権擁護”の観点がないと、不適切保育になってしまうことがあります。

「よりよい保育のためのチェックリスト」(横浜市作成)等を活用して日々の保育を振り返る、職員の皆さんで対応方法を検討する機会を設ける、外部の研修を受講するなどして、不適切保育の防止に留まらず、よりよい保育の実現のための取組をお願いします。

預

か

る

保護者から利用申込みを受けた時は、保育を提供する必要があります(応諾義務)。

以下のような理由で預からないのは ×

- 就労要件で認定が出ているから、他の理由では預からない。
- 土曜日に働いていることが分かる証明書の提出がない場合、平日しか預からない。
- 加配が必要な子の対応のために雇った職員がお休みの日は、その子を預からない。

開

園

日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日以外の日、開園して保育を提供する必要があります。開園記念日等園独自の休日を設けることは × です。

なお、お子さまが全員帰った後や、お子さまが一人も来ない日については、職員が園にいる必要はありません。ただし急な利用希望にも対応できるよう、保護者から園職員へ連絡がとれる体制にしてください。

給

食

土曜日も含めて、園で調理した給食を提供してください。

調理設備の故障等、やむを得ない理由で給食が提供できない場合は、仕出し弁当を手配してください。それでもできない場合には、保護者の同意を取ったうえでお弁当持参を依頼することも可とします。

※調理設備の点検や調理担当者の休み等を理由に、お弁当持参を依頼することはできません。

職

員

配

置

お子さまがいる時間帯は、横浜市が定める職員配置基準を常に満たしてください。

また、基準を満たしたうえで、子どもや職員の特性等、園の状況に応じた配置とし、安全な保育が実施できる体制を整えてください。特に朝夕の時間帯は注意が必要です。

なお、施設長は原則として子どもを保育するための人員としてカウントできませんのでご注意ください。

金 銭 は 適 切 に

給付費の請求は適正に行ってください。
なお、保育に必要な経費は給付費等に含まれています。保護者から利用料以外の料金を徴収する場合は、個人所有の日用品等「保護者に負担させることが適当と認められるもの」に限り“実費”徴収が可能です。この場合、必ず重要事項説明書に記載のうえ、保護者へ丁寧に説明して同意を得てください。

職 員 を 大 切 に

令和4年4月から、パワーハラスメント防止措置が全ての事業主の義務となりました。

大事なお子さまを保育するのは、保育士等の職員です。職員を大切にしないと良い保育は実現できません。

風通しの良い職場環境ですか？職員の相談先はありますか？退職者が続く場合、理由は把握できていますか？大きなトラブルになる前に、現場の変化に気付けるよう心がけましょう。

事 故

次のいずれかに該当する場合は、区役所こども家庭支援課に事故報告書を提出してください。

①死亡事故 ②重傷事故(全治30日以上)
の負傷や意識不明) ③置き去り・行方不明
④不審者の侵入・盗難 ⑤市・区・園の
いずれかが報告を必要と判断した場合
(保護者とのトラブルに発展しそうな場合等)

与 薬

原則、保育所ではお子さまに薬を与える(与薬)ことはできません。

ただし、保育中に与薬することがやむを得ない場合に限り、必要かつ最小限の与薬が可能です。この場合、保護者が記入する「与薬依頼書」と医師が記入する「主治医意見書」が必要です。

なお、虫よけスプレーや日焼け止めも与薬に該当します。

保護者・近隣との関係づくり

安心・安全・安定した保育を行うためには、保護者や近隣との良好な関係作りが必要不可欠です。園に対するご意見やご要望があった場合、まずは丁寧に受け止めてください。そのうえで、対応ができることと、対応できないことを整理して、保護者等の気持ちに配慮した表現で伝えてください。

「聴く」姿勢を見せなかったり、人によって対応が変わると保護者の不信感につながります。職員個人任せにせず、組織として対応することを心掛けてください。

保護者対応で判断に迷うことがあれば、臨床心理士や弁護士に相談することも有効な手段です。

行事などで普段よりも大きな音が出るが見込まれる場合には、事前に説明するなど、近隣住民への配慮も大切です。

1 運営する際の留意事項 ～信頼される施設運営～

1

よりよい保育を目指して

「目標を達成するには、これをやらしてもらわないといけない」「今これをやらしてもらわないと困る」といった思いから、保育者主体の保育になることはありませんか？

子どもに対する熱い想い、日々の忙しさなど、保育者主体になってしまう背景は様々かもしれませんが、**保育の主体は子ども**です。

“子どもの最善の利益”や“人権擁護”の観点が欠けていると、不適切な保育になってしまうことがあります。

「これをやりたくなるようにするにはどうすればいいか」というように、常に「子どもの目線」を考えて保育を行いましょう。

・「よりよい保育のためのチェックリスト」等を活用して

日々の保育を振り返る

・職員で対応方法を検討する機会を設ける

・外部の研修を受講するなど…

不適切保育の防止にとどまらず、

よりよい保育の実現のための取組をお願いします。

横浜市作成チェックリスト→
「横浜市 よりよい保育のためのチェックリスト」で検索Q



2

よりよい保育を目指して

◆ 横浜市保育・教育施設研修動画「よりよい保育のために」 (令和5年4月～)

・保育・教育施設で働くすべての方向けに研修動画を作成しました。『こどもの最善の利益』をふまえて、こどもとの関わりを考えていただくきっかけづくりにお役立てください。

詳細は、「施設・事業を運営する際の留意事項について」の102ページの研修チラシをご覧ください。



3

預かる

<預かる>

保育所は保育の利用を申し込みを受けた時は、保育を提供する必要があります。

また、横浜市がその保護者に対して、保育園を利用できる認定を行っていますので、以下のような理由で預かりを拒否することはできません。

- × 就労要件で認定が出ているからほかの理由では預からない
- × 土曜日に働いていることが分かる証明書の提出がないと、平日しか預からない
- × 加配が必要な子の対応のために雇った職員がお休みの日は、その子を預からない

※保育の必要性は就労のみによりません。子育てを支援する立場として配慮した対応を行ってください。

4

開園・職員配置

<開園日>

横浜市は認可等の基準に「日曜日、祝日、12月29日～1月3日」以外の日は開園して保育を提供することと設けています。

開園記念日や運動会等イベントの振替休日など、園独自の休日をつけることはできません。

<職員配置>

お子様がいる時間帯は、横浜市が定めた職員配置基準を常に満たしてください。また基準を満たしたうえで、子どもや職員の特性等、園の状況に応じた配置とし、安全な保育が実施できる体制を整えてください。特に朝夕の時間帯は注意が必要です。

なお、施設長は原則として子どもを保育するための人員としてカウントできませんのでご注意ください。

※子どもが全員帰った後や一人も来ない日については、園に職員を配置する必要はありません。ただし、急な利用希望にも対応できるよう、保護者から園へ連絡がとれる体制にしてください。

5

給食

- 土曜日も含めて園で調理した給食を提供してください。
- 調理設備の故障等、やむを得ない理由で給食が提供できない場合は、仕出し弁当を手配してください。それもできない場合には、保護者の同意を取ったうえでお弁当持参を依頼することも可とします。

※調理設備の点検や調理担当者の休み等を理由に、お弁当持参を依頼することはできません。

※自園調理する場合に支給する食育推進助成(向上支援費)は、土曜日も含めた「開所日全て」に自園調理していることが要件です。土曜日に自園調理を行っていない場合は加算の対象外です。

6

保育の内容・質が注目される時代

- ◆ 公費を使って事業を行う以上、保護者だけでなく、地域住民・市民・マスコミ等への**説明責任**がある。
- ◆ コンプライアンス(社会的要請に応える)への一層の対応
組織内に第三者の目 (監査法人による会計監査 第三者委員)
理事に保育や法人運営に明るい人 理事会を議論をする場に
- ◆ インターネットで誰もが情報発信
SNS LINE 等で不確実な情報が拡散してしまう
→ 速やかな対応が求められる

※保育所運営に大きなトラブルが発生しそうな時や、重篤な事件・事故が発生した時は、市や区に一報を！

[7]

施設運営への影響

不適切な事案が発覚し、信頼を失うと…

<当該施設の運営は…>

- ◆ 保護者や地域からの日々の園運営への協力が得にくくなる
- ◆ 入所希望者の減少、保育士確保の一層の困難
- ◆ 資金借入が困難になる 等 **……より良い保育が困難に**

<保育全体への影響は…>

運営費を子どものために使われないのでは？

- ・公的資金使って保育を行うことへの疑義
- ・保育にかかる制度への疑念

**ほとんどの施設は適切に運営されているにも関わらず
保育に携わる多くの方々への影響が出てくる**

[8]

信頼される施設運営に向けて

- ① 会計規則の適正化・遵守
- ② 事故予防・事故対応
- ③ 保護者からの苦情対応
- ④ 働きやすい職場づくり

「やって当たり前のことを手を抜かずにきちんとやる」
「やってはいけないことは行わない」

➔ **実は難しい**

そもそも「やって当たり前のこと」がこれまでの経験や
立場、状況によって変わってくることも

今までこれで大丈夫だったから・・・忙しいから・・・
そこまでやらなくても・・・チョットぐらいは・・・

[9]

①会計規則の適正化・順守

◆ 現金の管理

現金の管理方法の明確化と徹底 複数で管理 等

◆ 実費徴収

必要最低限 内訳の明示 保護者の同意 等

◆ 出納手続

発注者と納品確認を行う者を分ける 等

◆ 旅費

対外的に理解が得られる規定の整備 等

→保育分野に詳しい会計士やコンサルタントをいれるのも
一つの手段です！

[10]

②事故予防・事故対応

◎マニュアルの定期的な内容の再確認、全職員への徹底

◆ 頭部や顔の怪我

市立園では原則病院へ連れて行く
受傷時の状況を病院にも園が責任をもって説明する

「資料Ⅰ」の「事故防止と事故対応」を確認

◆ 食物アレルギー

「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」の確認

調理手順、配膳、食事中 各時点での予防
誤食・誤飲後の迅速な対応
(病院へ連れて行くことも含め)

◆ 与薬

「保育園医の手引き」の確認

原則与薬はできません。保育中に与薬することがやむを得ない場合、保護者の記入する「与薬依頼書」、医師が記入する「主治医意見書」のもと行うことができます。

重篤な結果につながりかねない事案には、
職員全員が最悪の事態を想定しつつ行動する意識付け

11

③保護者からの苦情対応

…質の向上につなげる機会

傾聴・十分な説明・必要な改善

第三者委員への報告

対応内容の公表

➔ 保護者や地域からの信頼

繰り返される苦情の背景には、

保護者の苦しみ・抱える課題が潜むことも

貧困、DV、周囲からの協力が無い、
育児への強い不安、不安定な精神状態 等

園だけで解決が難しい問題は、区役所や児童相談所など
関係機関との連携をはかってください。

臨床心理士・弁護士などに保護者対応について
意見を求めることも大事！

12

④働きやすい職場づくり

- ◆ 日々の保育についての話し合い
- ◆ キャリアに関係なく発言ができる関係づくり
- ◆ 新しく来た人が入りやすい環境
- ◆ 保育士の声が園運営に反映される環境

働く人の不安を取り除く・やりがいを持ってもらう



法人・園長のマネジメントが重要！

13

パワーハラスメント防止措置の義務

- 中小事業主※は令和4年4月1日から
パワーハラスメント防止措置が義務化されました。



※その他の事業主は令和2年6月からすでに義務化されています。

○事業主の義務

- ・方針等の明確化及び周知
- ・相談窓口の設置・周知
- ・職場におけるパワハラにかかる事後の迅速かつ適切な対応
他

「施設・事業を運営する際の留意事項について」参照

14

新設園運営の難しさ

◆ 初めてづくしの1年間

- ・児童にとって
初めてのともだち・保育士・園舎⇒クラス運営が不安定に
 - ・保護者にとって
初めての施設長・保育士⇒信頼関係の構築が必須
 - ・保育士にとって
初めての施設長⇒自分の保育を認めてくれるか不安
初めての法人 ⇒法人の理念が具体化されていない
初めての書類 ⇒書類等の書き方・必要性の浸透不足
- ➡ 最初につまづくと、「保護者全体からの苦情」や、「保育士の大量退職」につながるおそれ
- ➡ それぞれの立場に配慮したかわり方が重要

15

横浜市の取組

◆ 組織マネジメント等講習

【対象】施設長等

【目的】コンプライアンスを基盤においた施設運営に向けて、組織基盤の現状を再確認する機会をつくる

◆ 巡回訪問

【目的】保育中の重大事故等を防止し、安全面を中心に保育の質の向上を図る

【内容】施設の状況を確認して必要に応じてアドバイス

◆ 保育士相談窓口(詳細は、別紙チラシ参照)

【対象】横浜市内の保育施設に勤務する保育士

【内容】労働環境等で悩んだ際に、保育現場に詳しい社会保険労務士に相談ができる

16

運営指導について

◆ 運営指導の主旨

児童の身体的・精神的・社会的な発達のために必要な生活水準の確保、安全の確保、児童の福祉と保育・教育の質の向上と維持のため、施設及び事業者に対して運営指導や助言を行います。

「施設・事業を運営する際の留意事項について」の「特定教育・保育施設等における運営指導について」を併せてご確認ください。

必要に応じて実地により確認するため、予告なしに立入確認させていただくことがあります。ご協力をお願いします。

＜予告なしの立入確認例＞

- ・重大事故が起きた場合
- ・通報、苦情、相談等により重大事故が発生する可能性が高い場合
- ・運営指導や指導監査後における改善状況等の確認
- ・保育中のブレスチェック、保育室の照明等、午睡中の安全確保の状態について確認する場合

17

運営指導について

◆ 保育施設関係者による虐待等が疑われる場合

施設及び事業者の職員による児童への虐待に関する相談等があった場合には、速やかに調査をします。また、施設・園にて虐待等と疑われる事案（不適切な保育）を確認した場合は、施設所在区のこども家庭支援課に相談してください。その際は「保育所等における虐待等相談票」に事案の詳細を記載して、区役所こども家庭支援課にご提出ください。

※「保育所等における虐待等相談票」は、「施設・事業を運営する際の留意事項について」の「関係様式集」に見本がありますので、ご参照ください。

18

**より一層の安全・安心な保育の実現、
信頼される施設運営に向けて
サポートをさせていただきたい**

**未来を担う子どもの健やかな育ちを
支えるためにともに取り組んでいきましょう**

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

こども青少年局保育・教育運営課長
保育・教育支援課長

保育所等における児童の安全に関する事項等について（通知）

日頃から横浜市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 159 号）等の公布に伴い、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」等を改正し、「児童の安全の確保」に関する事項として、「安全計画の策定」「送迎用自動車等の運行における園児の所在確認」「通園用自動車等への安全装置の装備」を新たに規定します。また、合わせて「業務継続計画の策定等」に関する事項を新たに規定します。

改正の内容及び対応事項については下記のとおりですので、各施設において、必要な対応をお願いします。

1 安全計画の策定等

(1) 対象施設

認可保育所、地域型保育事業

(2) 概要

児童の安全の確保を図るため、各年度において、以下を行うことを義務付けます。

- ① 安全計画を策定すること
- ② 職員に対し、安全計画を周知し、研修及び訓練等を定期的に実施すること
- ③ 安全計画に基づく取組内容を保護者へ周知すること
- ④ 安全計画を定期的に見直すこと

(3) 各施設における対応

- ・児童福祉法や、保育所保育指針等に基づき、安全に関する取組は既に実施いただいているところですが、各年度、当該年度が始まる前に、それらの取組を計画的に行うための年間計画（＝安全計画）を策定します。
- ・具体的には、安全点検や保護者・児童への安全指導等、訓練や研修の実施等を、「いつ、何をを行うか」整理し、必要な取組を安全計画に盛り込んでください。
- ・安全計画に盛り込むべき内容や留意事項、安全計画の作成例については、既に送付しております「保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」（令和 4 年 12 月 26 日こ保運第 1420 号）添付資料をご確認ください。なお、国が示す計画の安全計画の作成例については、各園の実情に応じて変更して頂いて構いません。
- ・作成後、市への提出の必要はありません。今まで通り監査等で対応状況を確認します。

(4) 適用日

令和 5 年 4 月 1 日

(5) 参考資料

横浜市ホームページ「事故防止と事故対応について」>4. 事故関連の過去の通知について>日付「令和4年12月26日」中、国通知をご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>)

2 送迎用自動車等の運行における園児の所在確認

(1) 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、認定こども園

(2) 概要

園児等の通園や園外活動などのために自動車を運行する場合、園児等への自動車への乗降の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認することを義務付けます。

(3) 各施設における対応

具体的な所在確認の手順については、国の「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」及び横浜市の「保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全ガイドライン」を参考に、各園の実態に合わせて策定してください。

(4) 適用日

令和5年4月1日

(5) 参考資料

横浜市ホームページ「事故防止と事故対応について」>保育・教育施設における児童の車両送迎に係る安全管理ガイドラインについて

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/basu.html>)

3 通園用自動車等への安全装置の装備

(1) 対象施設

認可保育所、地域型保育事業、幼保連携型認定こども園

(2) 概要

通園用の自動車（座席が2列以下の自動車を除く）を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置（＝安全装置）を装備し、当該装置を用いて降車時の児童の所在を確認することを義務付けます。

(3) 各施設における対応

安全装置については、国が定める規格を満たした装置である必要があります。

詳細については、国の制度に基づき、「保育所等における送迎用バスへの安全装置導入支援事業」を実施し、安全装置の設置費用の補助を行っています。下記(6)参考資料をご確認ください。

(なお、同補助については、kintoneにて令和5年3月9日に通知しています。)

(4) 適用日

令和5年4月1日（ただし、令和6年3月31日まで経過措置）

(5) 留意事項

安全装置の設置までの間も、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、運転席に確認を促すチェックシートを備え付け、所在確認を行ったことを記録するなど、所要の代替措置を講じる必要があります。車内の確認を怠ることがないよう、各施設の送迎マニュアルに基づいた適切な対応を行ってください。

(6) 参考資料

横浜市ホームページ「事故防止と事故対応について」>こどもの送迎車両等の安心・安全対策支援事業について

(https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/anshin_anzentaisaku.html)

4 業務継続計画の策定等

(1) 対象施設

(2)①②：認可保育所、幼保連携型認定こども園

(2)②のみ：地域型保育事業

(2) 概要

保育・教育施設において、次の項目を努力義務として定めます。

- ① 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
- ② 感染症及び食中毒の予防まん延止のための研修・訓練を実施すること

(3) 各施設における対応

別添の国事務連絡「児童福祉施設等における業務継続計画等について」をご確認いただき、各施設にて、業務継続ガイドライン、計画のひな形を参考に業務継続計画の策定並びに感染症及び食中毒の予防まん延防止のための園内研修・訓練等を実施してください。業務継続計画の策定にあたって、厚生労働省より研修動画が提供されておりますのでご参照ください。

また、保育所、家庭的保育事業においては、「保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）」（2022(令和4)年10月一部改訂）もご参照ください。

(4) 適用日

令和5年4月1日

(5) 参考資料

○業務継続ガイドライン・計画のひな形（横浜市ホームページ）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>)

○保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（横浜市ホームページ）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>)

○研修動画

- ・児童福祉施設に係るBCPについて (https://youtu.be/KoSbvU_ulNE)
- ・児童福祉施設に係る感染症対策について (https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg)

【担当】 1～3 横浜市こども青少年局保育・教育運営課
TEL 045-671-3564
Mail kd-unei@city.yokohama.jp
4 横浜市こども青少年局保育・教育支援課
TEL 045-671-4775
Mail kd-hoikushien@city.yokohama.jp

各保育・教育施設設置者 様
施設長・園長 様

こども青少年局保育・教育支援課長

保育所等における業務継続計画のひな形について（周知）

日頃から横浜市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。

保育所等における業務継続計画の策定等について、令和 5 年 3 月に「こ保運第 2097 号 保育所等における児童の安全に関する事項等について（通知）」で通知したところです。

この度、市で国の業務継続ガイドライン等を基にした業務継続計画のひな形を作成しましたので、お知らせいたします。各施設におかれましては、業務継続計画の策定、改訂の際に参考にしていただきますようお願いいたします。

なお、地域型保育事業は、業務継続計画策定の努力義務対象施設として規定されていませんが、参考として送付いたします。施設内で適宜ご活用ください。

●業務継続計画の策定等【令和 5 年 4 月 1 日～】

(1) 概要

保育・教育施設において、次の項目を努力義務とします。

- ① 業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施すること。定期的に業務継続計画の見直しを行うこと
- ② 感染症及び食中毒の予防まん延止のための研修・訓練を実施すること

(2) 対象施設

認可保育所、幼保連携型認定こども園：(1)①②

地域型保育事業：(1)②のみ

(3) 各施設における対応

(4) 参考資料をご確認いただき、各施設にて、業務継続計画の策定並びに感染症及び食中毒の予防まん延防止のための園内研修・訓練等を実施してください。なお、業務継続計画の策定にあたって、厚生労働省より研修動画が提供されておりますのでご参照ください。

(4) 参考資料

○国事務連絡・業務継続ガイドライン・計画のひな形（横浜市ホームページ）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/jikotaio/hoiku.html>)

○保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）（横浜市ホームページ）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yo-ji/shitukoujou/kansen/20190329095234280.html>)

○研修動画

・児童福祉施設に係るBCPについて (https://youtu.be/KoSbvU_ulNE)

・児童福祉施設に係る感染症対策について (https://youtu.be/Hj4y_3Tqjbg)

【担当】 横浜市こども青少年局保育・教育支援課
事業調整係

TEL 045-671-4775

認可保育所における給食運営に関する事項

1 事務管理

1 調理従事者

給食数に見合った人数の配置にします。

子どもの健全な発育に必要な栄養を満たすための献立を作成するため、栄養士の雇用も考慮します。また、栄養士を雇用した場合、栄養管理の事務時間が確保できるよう調理従事者の体制を確保します。

2 給食会議

給食の適正な運営のため、定期的（概ね月1回以上）に施設長を含む関係職員による会議等を行い、記録を保存し情報を共有します。

（「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について 令和2年3月31日 子発0331第1号 障発0331第8号」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和2年3月31日 子母発0331第1号」）「保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月30日 雇児保発0330第1号」

3 予定献立表の作成

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行います。

内容は変化に富み、子どもに必要な栄養や嗜好を考慮したものとします。

〔必要項目〕 ①実施日 ②発注及び喫食数（乳児・幼児・職員別） ③献立名
④食品名 ⑤1人あたり使用量 ⑥総使用量

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第14条2、3、4項」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和2年3月31日 子母発0331第1号」）

4 実施献立の記録

実際に提供した献立の内容を記録します。予定献立表をもとに変更内容を記入する方法でもかまいません。

5 離乳食の給食記録

離乳食対象の子どもが入所している場合は、対象園児の発育段階に合わせた離乳食を提供します。幼児食と同様に離乳食献立を作成し、記録します。

（「授乳・離乳の支援ガイド2019年3月」）

6 給与栄養量

最新の「日本人の食事摂取基準」を基に給与栄養量の目標を設定し、必要な栄養量が確保できるように献立作成を行います。

さらに、定期的に子どもの発育・発達状況や栄養状態等を把握、評価し、目標の見直しを含めた食事計画を改善します。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 14 条 2、3 項」「保育所における食を通じた子どもの健全育成 (いわゆる「食育」) に関する取組の推進について 平成 16 年 3 月 29 日雇児保発第 0329001 号」「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について 令和 2 年 3 月 31 日子発 0331 第 1 号 障発 0331 第 8 号」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和 2 年 3 月 31 日子母発 0331 第 1 号」)

7 栄養量の計算

作成した献立を実施する前に最新の「日本食品標準成分表」を使用して栄養価を算出します。給与栄養量の目標と比較して必要に応じて調整します。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 14 条 2、3 項」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和 2 年 3 月 31 日子母発 0331 第 1 号」)

8 献立内容

献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努めます。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮します。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 14 条 2、3 項」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和 2 年 3 月 31 日子母発 0331 第 1 号」)

9 献立内容の周知

保育園で提供する食事については、事前にその献立内容について書面等で保護者に周知します。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 48 条」「保育所における食を通じた子どもの健全育成 (いわゆる「食育」) に関する取組の推進について 平成 16 年 3 月 29 日雇児保発 0329001 号」)

10 食育

食育計画を「全体的な計画」及び「指導計画」に位置づくかたちで作成し、全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開します。また、食育計画に基づいて行われた実践の過程を子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して反省、評価し、その改善を行います。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 14 条 5 項」「保育所保育指針 第 3 章 2 (1) (2)」「保育所における食を通じた子どもの健全育成 (いわゆる「食育」) に関する取組の推進について 平成 16 年 3 月 29 日雇児保発 0329001 号」)

11 発注

食材の発注にあたっては、1 人分量を明らかにし、子どもの入所数ではなく実際の登園状況をふまえて発注量を決定することにより、極力過不足のないようにします。

発注の記録として、発注書の控えを保管します。また、納品書も保管します。(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第 14 条 2、3、4 項」「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について 令和 2 年 3 月 31 日子発 0331 第 1 号 障発 0331 第 8 号」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食

事計画について 令和2年3月31日 子母発 0331 第1号) (「社会福祉施設等における食品の安全確保等について 平成 20 年 3月7日雇児総発第 0307001 号)

12 職員食

職員に食事を提供する場合は、食事代を徴収します。

予定及び実施人数を正しく把握し、記録します。喫食量は幼児の 120~200%程度とし、発注を適正に行います。

13 検食

施設の管理者として、子どもに見合った食事かどうか、栄養的・嗜好的・衛生的な観点から提供する給食全て(市販品を含む)について試食を行います。また、子どもへの安全面から子どもより先に試食します。

検食者は、継続して評価できる職員(園長等)を決定し、この職員が不在の場合に検食する者をあらかじめ決めておきます。

検食記録(検食者印、検食時間、検食者の意見)を作成します。

(「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について 平成16年3月29日雇児保発 0329001 号) (「社会福祉施設等における食品の安全確保等について 平成 20 年3月7日雇児総発第 0307001 号)

14 給食日誌

実施献立名や日常衛生点検に関する記録、喫食人数等を記録します。検食記録簿を兼ねてもかまいません。

II 衛生管理

1 HACCPに沿った衛生管理について

食品衛生法改正により、HACCPに沿った衛生管理が制度化されました。具体的な対応方法は次のとおりです。(食品衛生法第68条)

(1)「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従った衛生管理が実施されている場合
HACCPに沿った衛生管理を実施しているものとして取扱います。

(2)「大量調理施設衛生管理マニュアル」に従った衛生管理が実施されていない場合
厚生労働省がホームページで公開している手引書を参考に「HACCPに沿った衛生管理」を実施することとされています。

施設に適する手引書の内容を確認後、手引書中の衛生管理計画書及び、記録の様式例を使用し、計画を作成し、記録を開始します。既存のマニュアルや記録用紙がある場合は、手引書に記載されている項目が網羅できているか、確認し、足りていない項目があれば、追加することでもかまいません。(チェーン展開する給食受託会社等では、本部が作成し、各支店が実施している衛生管理マニュアルがHACCPに沿った衛生管理に対応している場合もあります。)

※ 市内保育・教育施設の多くは、(2)に該当します。

(3) 給食に適する厚生労働省ホームページに公開している手引書

ア 「委託給食事業者向け」※直営給食でも参考とすることが可能です。

イ 「小規模な一般飲食店」

ウ 「旅館・ホテルにおけるHACCPの考え方を取り入れた衛生管理」

※ 1回の提供食数が 20食程度以上の給食施設はアを、20食程度未満はイやウを参考にするとよいです。

(参考)厚生労働省ウェブページ「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

2 届出について

(1) 営業の届出

新規施設については、給食提供開始前に届出が必要なので、各区福祉保健センター生活衛生課に届出をします。

届出方法は、各区福祉保健センター生活衛生課窓口での書面による届出の他、国の食品衛生申請等システムを利用した届出をします。届出者は給食施設を設置する個人または法人となります。

ただし、調理業務委託実施園は、受託者が営業許可を得ていれば、園の届出は不要です。

(2) 食品衛生責任者の選任

給食を提供する施設は、「食品衛生責任者」を選任します。

食品衛生責任者は、「調理師」「栄養士」「管理栄養士」「食品衛生責任者養成講習会を修了した者」から選任します。

食品衛生責任者の届出は、(1)の「営業の届出」と同時に行います。

食品衛生責任者の変更については、「営業許可申請事項・営業届出事項変更届」を用いて、各区福祉保健センター生活衛生課に届け出ます。

なお、食品衛生責任者はこども青少年局が主催する衛生管理講習会、または各区福祉保健センター生活衛生課が主催する食品衛生責任者実務講習会を年1回以上受講し、食品衛生に関する新たな知見の習得に努めてください。

※ 衛生管理1と2に関しては、1回の提供食数が20食程度未満の給食施設には適用されませんが、給食施設に適する厚生労働省ホームページに公開している手引書を参考に引き続き衛生管理に努めます。

※ 1回の提供食数が50食以上の給食施設は「給食開始届出書」を各区福祉保健課健康づくり係に提出します。「給食開始届出書」の届出義務者は設置者（施設側）です。

(参考)横浜市ウェブページ「特定給食施設・給食施設における栄養管理」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryu/kenkozukuri/eiyo/kyusyokuieiyoukanri.html>

3 主な衛生管理

(1) 職員の検便

調理従事者は、臨時職員を含め、月に1回以上の検便（腸管出血性大腸菌検査を含める）を実施します。その他の職員についても、臨時職員を含め、子どもの処遇に直接関わる職員は、調理従事者と同様、月1回の検便を実施します。

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条2項」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和2年3月31日 子母発0331第1号」「保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月30日 雇児保発0330第1号」）

(2) 調理作業

調理作業は衛生面に配慮し、当日処理を心掛け、安全で安心できる食事を提供します。調理終了から喫食までの時間（衛生時間）は、極力短くします。適温での食事と食中毒発生防止のため、調理後の食品は調理終了後2時間以内に喫食することが望ましいです。夕食などを提供する場合は、調理終了時間を考慮し、調理担当者のローテーション勤務で対応することが望ましいです。

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条2項」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号」「保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月30日 雇児保発0330第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」）

(3) 日常衛生点検の実施及び記録

①加熱調理食品の中心温度（75℃以上、1分間以上）

②調理作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度

③調理作業前及び作業後の使用水の点検（色、濁り、におい、異物）

※ さらに貯水槽を使用している場合は、遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上であることを検査します。

以上の項目を毎日実施し、記録を保存します。

（「社会福祉施設における衛生管理について 平成9年3月31日 社援施第65号」「大量調理施設衛生管理マニュアル」最終改正：平成29年6月16日生食発0616第1号」「保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月30日 雇児保発0330第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」）

(4) 害虫駆除

害虫の駆除を年に2回以上実施し、記録を保存します。また、害虫の生息を認めたとときには、その都度駆除します。

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条2項」「食品衛生法施行規則第66条の2」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正 平成29年6月16日生食発0616第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」「食品衛生法等施行に関する要綱 令和3年5月25日 健食品第166号 第8条別表4」）

(5) 食器・調理器具等の洗浄と消毒

食器・調理器具等の使用後は、流水で洗浄し、さらに80℃、5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管します。

※消毒方法：①熱風消毒保管庫②煮沸消毒③薬剤消毒④乾燥後アルコール消毒

※熱風消毒保管庫を使用する場合は、80～90℃で30分以上を目安とします。

※食器洗浄機（食器乾燥機）を使用する場合は、殺菌条件（80℃、5分以上）を満たしているか確認します。満たしていない場合は、他の消毒方法で実施します。

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条1、2項」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和2年3月31日 子母発0331 第1号」「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について 平成16年3月29日」「食品衛生法施行規則第66条の2」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正平成29年6月16日生食発0616 第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」）

（6）まな板

まな板は食品別に区別して使用します。生魚用、生肉用、野菜用、調理済み食品用等に分け、専用のものを用意し混同しないようにします。

木製のまな板は水分が残りやすく、細菌が繁殖しやすいので、プラスチック製や合成樹脂製のものが望ましいです。

（「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条1、2項」「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について 令和2年3月31日 子母発0331 第1号」「食品衛生法施行規則第66条の2」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正 平成29年6月16日生食発0616 第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」）

（7）検査用保存食

検体（原材料及び調理済み食品）を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存します。

なお、原材料は洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存します。

また、検体の量が50gを確保できない食品は、1食分の量を保存します。

（「食品衛生法施行規則第66条の2」「大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正 平成29年6月16日生食発0616 第1号」「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について 平成16年3月29日」）

（8）調理従事者の衛生管理

ア 健康状態の申告

下痢や嘔吐、発熱等体調が悪い時は、ノロウイルスや食中毒菌を保有している可能性が高くなります。出勤せずに責任者に申し出ます。また、健康状態を就業前に記録します。

イ 手の状態、爪、装飾品

爪には多くの菌や汚れが、傷や手荒れ、化膿創、吹き出物の表面には、多くの黄色ブドウ球菌が存在している可能性があります。爪は短く切り、日常のケアで皮膚の健康を維持します。手等の状態は、健康状態と一緒に就業前に記録します。また、指輪、腕時計、ピアス、マニキュア等の装飾品は全て外します。

ウ 身だしなみ

人に由来する異物や微生物を調理室に持ち込まないように、また食品への毛髪混入や唾液等による汚染を発生させないように、清潔な調理服、調理帽、マスクを着用

し、身だしなみを整えます。

また、調理室内での履物も室内専用になります。

エ 手洗い

調理室内の手洗い設備には、石けん、消毒液、爪ブラシを設置し、これらを使用した手洗いを励行します。また、手拭きタオルは共用とせず、ペーパータオル等を使用します。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条1,2項」食品衛生法施行規則第66条の2)「大量調理施設衛生管理マニュアル最終改正 平成29年6月16日生食発0616第1号」HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書)

(9) トイレ

専用の手洗い設備、専用の履物を備えます。また、調理担当者専用のトイレがあることが望ましいです。

(「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 第13条1,2項」大量調理施設衛生管理マニュアル 最終改正 平成29年6月16日生食発0616第1号)「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書」)

(10) ゴミの処理

蓋付きのポリバケツを調理室内に設置し、作業終了後は調理室外に保管します。

(「食品衛生法施行規則第66条の2」HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書)

4 その他

(1) 食器

子どもの発達・発育に合った食器・食具を使用します。定期的に更新することが望ましいです。

(「保育所における食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)に関する取組の推進について 平成16年3月29日 雇児保発0329001号」保育所における食事の提供ガイドライン 平成24年3月30日 雇児保発0330第1号)

(2) 調乳

調乳は、「乳児用調製粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」(FAO/WHO 共同作成)をもとに行います。

調乳室の手洗い場には石けんと消毒液を設置し、調乳前にはこれらを使用した手洗いをを行います。また、手拭きタオルは共用とせず、ペーパータオル等を使用します。

(3) 調理業務の委託

調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について(平成10年2月18日児発第86号厚生省児童家庭局長通知)」に従います。

(4) 食物アレルギー

国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、平成26年3月に横浜市版のマニュアル（「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」）を作成し、市内保育・教育施設に配付しています。横浜市ホームページからも入手可能です。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yojii/kyuusyoku/20140220104339.html>

園児のアレルギー疾患の状況を把握する医療機関が記載する文書として、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（別紙1）」を使用します。

また、食物アレルギー誤食事故が発生した場合は、「給食関係報告書（食物アレルギー誤食）（別紙2）」を用いて、区に提出します。

「誤食事故の発生」とは、対象園児がアレルゲンを含む食事を食べた（口に入れた）場合を言います。

なお、ヒヤリ・ハットについては、区への報告は必要ありませんが、誤食事故防止につなげていくため、保育・教育施設内での情報共有は必要です。

※ 状況に応じて、各区福祉保健センター生活衛生課による電話や立ち入りの調査を行います。

（参考：「別紙3食物アレルギー誤食事故防止及び事故発生時の対応の徹底について」「別紙4アレルギー誤食連絡体制フロー図」）

【給食提供について】

平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」が施行されて以降、横浜市では土曜日を含めた週6日開所を前提に保育所等への給付を行っています。

そのため、週6日間、昼食の時間をまたいで保育する子どもに対して、原則、おやつ・昼食を含む給食を提供することとなっています。

園の個別事情等により給食（おやつ・昼食）の提供ができない場合は、事前に子どもの保護者全員に説明を行い、同意を得ることが必要です。ただし、保護者から給食提供の依頼がある場合は提供が必要です。

(主治医)→(保育・教育施設) (横浜市様式) ※「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(2019年改訂版)

保育・教育施設におけるアレルギー疾患生活管理指導表 (食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息)

名前 男・女 年 月 日生 (歳 ヶ月) 提出日 年 月 日

※この生活管理指導表は、保育・教育施設の生活において特別な配慮や管理が必要となった子どもに限って、医師が作成するものです。

★保護者
電話：
★連絡医療機関
医療機関名：
電話：

緊急連絡先

<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p> <p>電話</p>		<p>記載日 年 月 日</p> <p>医師名</p> <p>医療機関名</p> <p>電話</p>	
<p>病型・治療</p> <p>A. 食物アレルギー-病型</p> <p>1. 食物アレルギー-関与する乳児アトピー性皮膚炎</p> <p>2. 即時型</p> <p>3. その他 (新生児・乳児・消化管アレルギー・口腔アレルギー-症候群・食物依存性運動誘発アナフィラキシー-その他)</p> <p>B. アナフィラキシー-病型</p> <p>1. 食物 (原因:)</p> <p>2. その他 (医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー-昆虫・動物のフケや毛)</p> <p>C. 原因食品・除去根拠</p> <p>該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[除去根拠]</p> <p>該当するもの全てを《 》内に番号を記載</p> <p>①明らかでない歴史的経緯性</p> <p>②食物負荷試験陽性</p> <p>③IgE抗体等検査結果陽性</p> <p>④未摂取</p> </div> <p>1. 鶏卵 《 》 (すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・)</p> <p>2. 牛乳・乳製品 《 》 (すべて・エビ・カニ・)</p> <p>3. 小麦 《 》 (すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・)</p> <p>4. ソバ 《 》 (すべて・イクラ・タラコ・)</p> <p>5. ピーナッツ 《 》 (すべて・サバ・サケ・)</p> <p>6. 大豆 《 》 (鶏肉・牛肉・豚肉・)</p> <p>7. コマ 《 》 (キウイ・バナナ・)</p> <p>8. ナッツ類* 《 》</p> <p>9. 甲殻類* 《 》</p> <p>10. 軟体類・貝類* 《 》</p> <p>11. 魚卵* 《 》</p> <p>12. 魚類* 《 》</p> <p>13. 肉類* 《 》</p> <p>14. 果物類* 《 》</p> <p>15. その他 《 》</p> <p>「*は()の中の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」</p>		<p>保育・教育施設での生活上の留意点</p> <p>A. 寝具に関して</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 防ダニシート等の使用</p> <p>3. その他の管理が必要()</p> <p>B. 動物との接触</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 動物への反応が強いため不可動物名()</p> <p>3. 飼育活動等の制限()</p> <p>C. 外遊び、運動に対する配慮</p> <p>1. 管理不要</p> <p>2. 管理必要 ()</p> <p>D. 特記事項</p> <p>(その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合は、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育・教育施設が保護者と相談のうえ決定)</p>	
<p>緊急性に備えた処方薬</p> <p>1. 内服薬 (抗ヒスタミン薬、ステロイド薬)</p> <p>2. アドレナリン自己注射薬「エピペン®」</p> <p>3. その他()</p>		<p>病型・治療</p> <p>C. 急性増悪(発作)治療薬</p> <p>1. ベータ刺激薬吸入</p> <p>2. ベータ刺激薬内服</p> <p>3. その他</p> <p>D. 急性増悪(発作)時の対応 (自由記載)</p>	
<p>食物アレルギー (あり・なし)</p> <p>アナフィラキシー (あり・なし)</p>		<p>気管支ぜん息 (あり・なし)</p>	

● 保育・教育施設における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育・教育施設の職員及び消防機関・医療機関等と共有することに同意しますか。

- ・ 同意する
- ・ 同意しない

保護者氏名

各保育・教育施設設置者 様
施設長 様

横浜市こども青少年局保育・教育人材課長

食物アレルギー誤食事故防止及び事故発生時の対応の徹底について（通知）

本市保育・教育行政の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

食物アレルギー誤食事故は、子どもの生命の危険にも及ぶことが想定され、事故防止が重要です。貴保育・教育施設におかれましては、日頃より食物アレルギー誤食事故防止に努めておられることと思いますが、今一度マニュアル等を参考に事故防止の対応の再点検を行っていただくとともに、誤食事故発生時の対応方法についても確認し、全職員への周知・徹底をお願いいたします。

・食物アレルギー誤食事故が発生した際には、「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」にもとづき、「給食関係報告書」にて各区こども家庭支援課へ報告いただくことになっています。報告された「給食関係報告書」は、保育・教育人材課で取りまとめ、区を通して情報提供させていただいています。職員間での内容の共有や研修での活用等により、事故防止にお役立ていただきますよう、お願いします。

❁食物アレルギー誤食事故が起きた際には、「給食関係報告書」を区役所に提出してください。

※添付資料：給食関係報告書（食物アレルギー誤食等）【様式 7】

・また、平成 28 年 10 月に、アレルギー誤食事故発生時の迅速な対応のため、以下に該当する事例があった場合は、まず、各区こども家庭支援課へ速やかに電話で第一報していただくようお願いしています。（平成 28 年 10 月 20 日こ保人第 814 号）

❁各区へ電話で第一報していただきたい事例

- ① 重篤事故発生時(救急搬送、エピペン使用等)
- ② 発症者が複数の場合
- ③ 調理室での混入、または納品された加工食品での混入が原因と疑われる場合

【③の例】

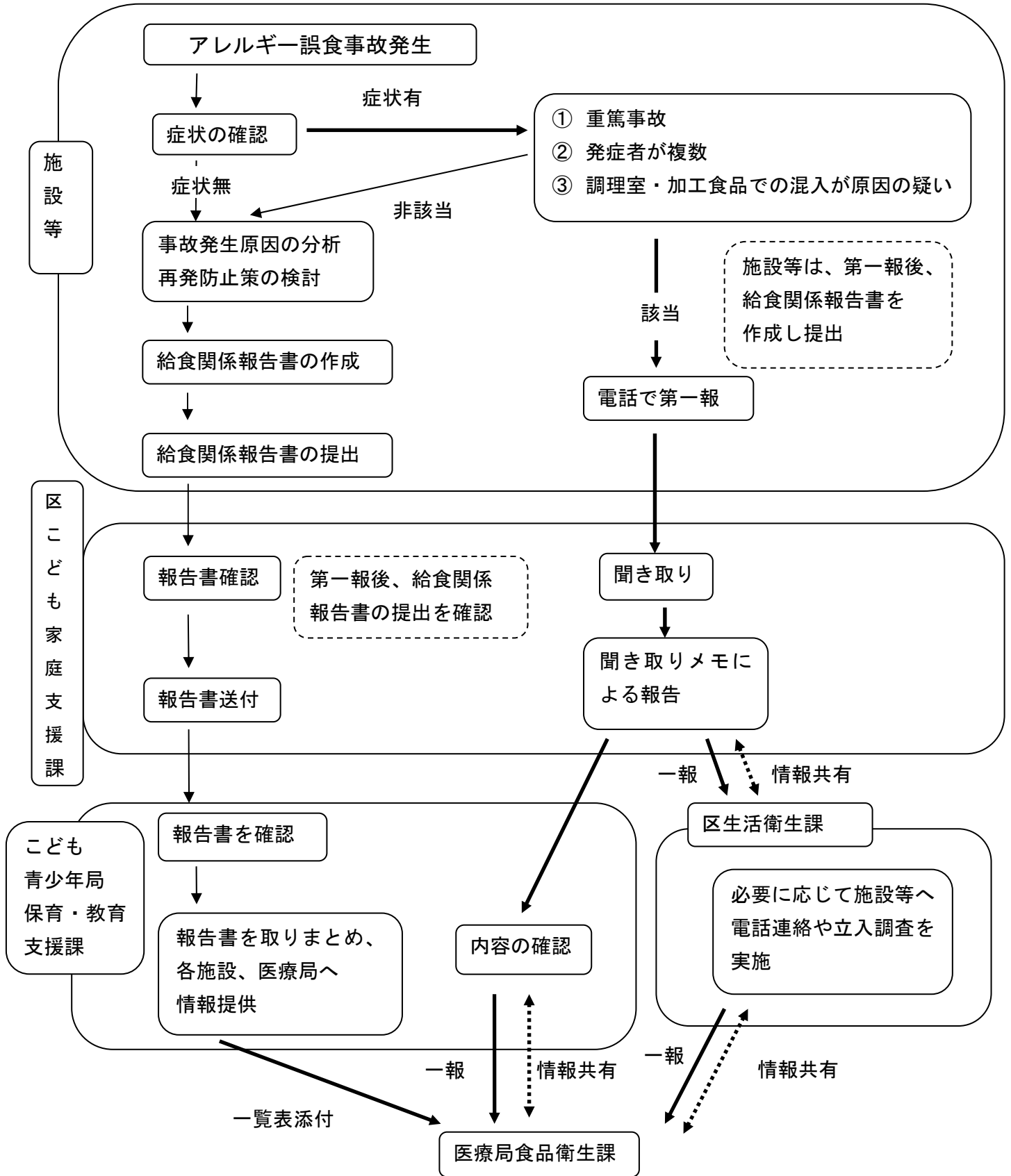
・アレルギーを除去した除去食を調理、提供したが、喫食後に食物アレルギーと思われる症状が発生し、原因が特定できていない場合
・パンやウインナー、練り製品などの加工品も含めて、アレルギーのない食材を発注し、アレルギー対応食を提供したが、喫食後に食物アレルギーと思われる症状が発生した場合

※「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」（平成 26 年 3 月発行）

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/20140220104339.html>

担当 保育・教育人材課
宮本・古川
電話 045-671-2397
FAX 045-664-5479

保育・教育施設等での食物アレルギー誤食事故発生時の連絡体制



1 給付認定について

保育所等、幼稚園、認定こども園を利用する際は、利用に伴う給付にあたって、教育・保育の必要性に応じた給付認定を受ける必要があります。

※給付認定は必ず利用を開始するまでに受ける必要があります。

<給付認定の種類>

給付認定は、支給される給付の種類により、

- ・「教育・保育給付認定（法第19条認定）」
 - ・「施設等利用給付認定（法第30条の4認定）」
- に区分されます。

**法第19条
認定**

保育所等、施設型給付園（以下「幼稚園」）、認定こども園の利用に対して給付

**法第30条の4
認定**


幼稚園・認定こども園における預かり保育、認可外保育施設、一時保育等の利用に対して給付（無償化給付）

⇒保育所等、幼稚園、認定こども園の教育時間の利用には、法第19条認定が必須

<法第19条認定の区分>

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設・事業
法第19条1号認定 <教育標準時間>	満3歳以上	なし※	幼稚園 認定こども園（教育利用）
法第19条2号認定 <保育標準時間／保育短時間>	満3歳以上	あり	保育所 認定こども園（保育利用）
法第19条3号認定 <保育標準時間／保育短時間>	満3歳未満	あり	保育所、認定こども園（保育利用） 家庭的保育事業、小規模保育事業 事業所内保育事業など

※ 保育の必要性があっても、幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用する場合は、原則、法第19条1号認定となります。
幼稚園等の預かり保育に係る認定については、30条で説明します。

 **利用者は、3つの区分のいずれかの認定を受ける必要があります。**

保育所等 認定こども園（保育利用）

<保育必要量>

法第19条2号または3号認定を受ける方は、「給付費を支給する量」である保育必要量※の認定も行います。保育必要量は『保育標準時間』または『保育短時間』の2種類に区分されます。


※保育必要量は、保護者の意向や保育を必要とする状況（就労など）から、横浜市が決定します。

保育標準時間 1日あたり最長11時間の保育に対する給付

保育短時間 1日あたり最長8時間の保育に対する給付

<法第30条の4認定の区分>

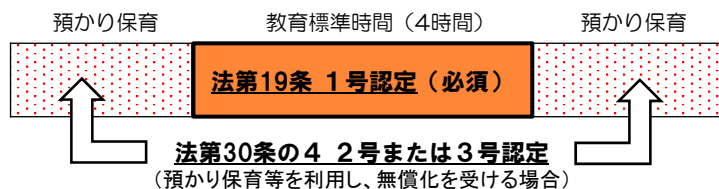
認定区分	年齢等	保育の必要性	利用できる施設・事業
法第30条の4 1号認定	満3歳以上	なし	
法第30条の4 2号認定	3歳児クラス以上	あり	幼稚園等預かり保育 認可外保育施設、一時保育等
法第30条の4 3号認定	2歳児クラス以下かつ 非課税世帯	あり	


**幼稚園等預かり保育の利用者が無償化の対象となるためには、
 法第30条の4 2号または3号認定を受ける必要があります。
 ※市型預かり保育(わくわく!はまタイム)は、
 2号・3号認定に満たない就労等の場合でも利用可能です。**

給付認定のまとめ

利用者が必要な認定区分は、次の通りとなります。

幼稚園 認定こども園（教育利用）



保育所等 認定こども園（保育利用）

保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）

法第19条 2号または3号認定（必須）

2 利用手続きについて

幼稚園・認定こども園（教育利用）と、保育所等・認定こども園（保育利用）では、利用開始までの手続きが異なります。

幼稚園・認定こども園（教育利用）

保育所・認定こども園（保育利用）

園が入園内定者を決定する。

保護者は区役所に給付認定と利用の申請を行う。

内定者は給付認定申請を行う。
（園にて書類を取りまとめ、横浜市へ提出していただきます。）

区役所にて、保育の必要度に応じて利用調整を行う。

園と保護者との間で利用契約を結び。
※私立保育所を除く

園の利用開始

(1) 令和6年4月利用（新規）の手続き

幼稚園
認定こども園（教育利用）

時期	園	利用者	区役所	市事務処理センター
10月	園児募集		利用案内配付※1	
11月		応募		
	入園内定※2			
	申請書とりまとめ※4	認定申請※3		
12月				申請受付 ↓ システム反映
1月～ 2月	内定者の一覧 (施設利用者一覧)	給付認定決定通知書	認定	
	重要事項説明⇒利用契約※5			
	利用契約の報告※6			
3月	契約締結登録者一覧※7	利用料通知書	契約登録・副食費免除の決定	
4月	利用開始			

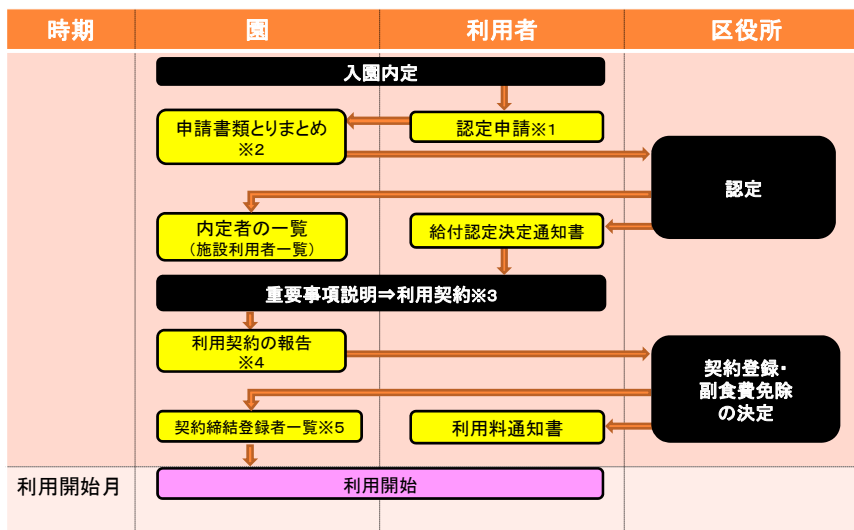
【説明】

**幼稚園
認定こども園（教育利用）**

番号	項目	説明
※1	利用案内配付 (区役所→園)	申請書同封の利用案内を10月上旬ごろ園に送付します。
※2	利用案内配付 (園→利用者)	園から利用者（主に内定者）に、利用案内を配付します。 ※利用案内は、各区役所でも配付しています。
※3	認定申請	内定者から園に申請書類（給付認定申請書、利用施設等届出書、マイナンバー記入用紙等）※を提出します。 ※法第30条の4 2号・3号認定が必要な方は、保育の必要性を証明する書類も必要です。
※4	申請書類の とりまとめ	園にて申請書類をとりまとめます。 (指定日に横浜市の委託事業者が書類を回収します。)
※5	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 ※必要に応じて利用者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。
※6	利用契約の 報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、園所在の区の区役所こども家庭支援課に提出します。
※7	契約締結登録 者一覧	4月からの利用が決定した児童について、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

(2)毎月の新規申込手続き

**幼稚園
認定こども園（教育利用）**



※ 利用開始月に間に合うよう、早めの手続きが必要です。

【説明】**幼稚園
認定こども園（教育利用）**

番号	項目	説明
※1	認定申請	内定者から園に申請書類（給付認定申請書、利用施設等届出書、マイナンバー等）※を提出します。 ※法第30条の4 2号・3号認定が必要な方は、保育の必要性を証明する書類も必要です。
※2	申請書類とりまとめ	申請書類をとりまとめ、 利用開始日までに 園所在の区の区役所こども家庭支援課に提出します。
※3	利用契約	施設利用者一覧を確認の上、利用契約を締結します。 ※必要に応じて保護者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。
※4	利用契約の報告	施設利用者一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、園所在の区の区役所こども家庭支援課に提出します。
※5	契約締結者一覧	該当月からの利用が決定した児童について、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します。 (一覧には、副食費の免除対象者も記載されています。)

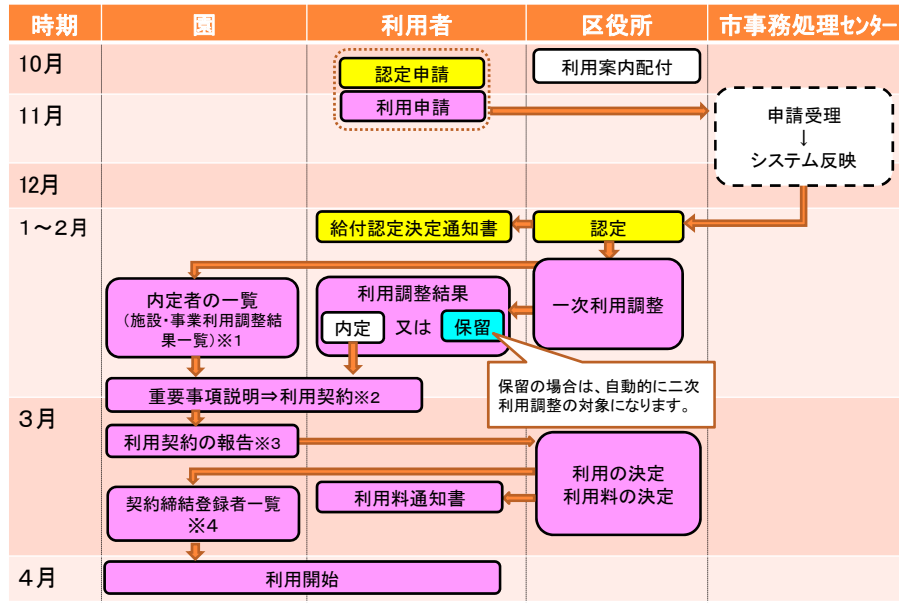
(3)市外に居住する児童の場合**幼稚園
認定こども園（教育利用）**

- 利用者（保護者）は居住市区町村において認定を受ける必要があります。
居住市区町村に確認していただき、その指示に基づいて対応をお願いします。
- 申請書は市区町村により異なります。
事前に居住市区町村から園が取り寄せてご用意いただくか、居住市区町村に保護者から問い合わせるようご案内ください。
- 園と利用者間で契約を締結します。
支給認定証、又は利用者負担額に関する通知の提示を受け、写しをもらってください。
- 認定証等の写しを横浜市に送付します。
こども青少年局保育・教育運営課給付担当に提出してください。
- 居住市区町村より、利用料のお知らせ等が届きます。

※提出日などのスケジュールは、利用者の居住市区町村にご確認ください。

(4) 令和6年4月利用(一次申請)について

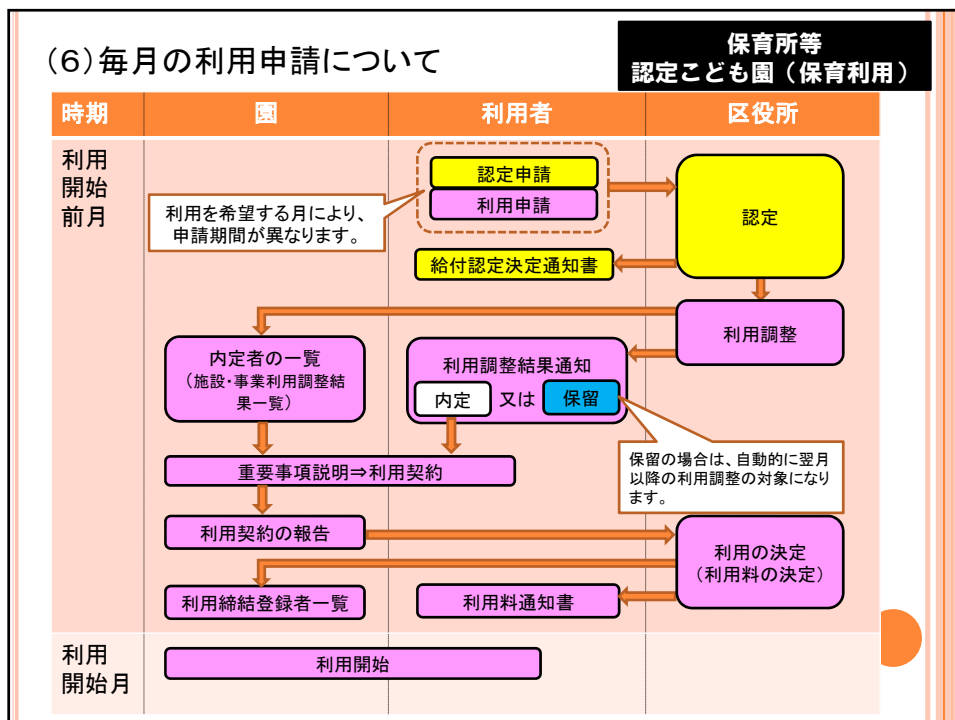
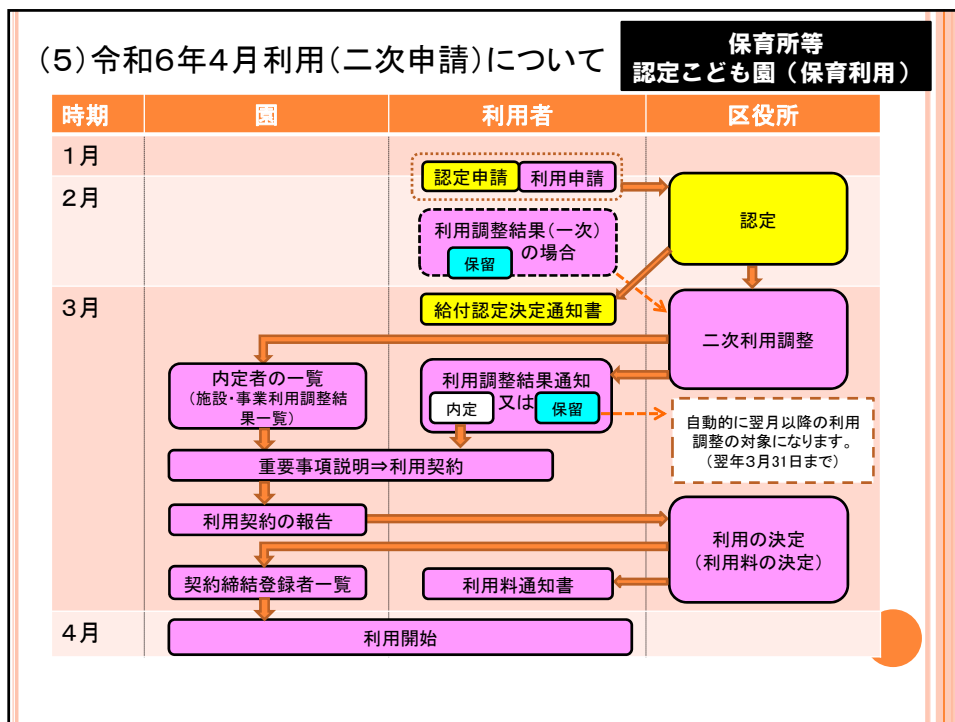
保育所等
認定こども園(保育利用)



【説明】

保育所等
認定こども園(保育利用)

番号	項目	説明
※1	施設・事業利用調整結果一覧	利用調整の結果として、内定者の一覧である施設・事業利用調整結果一覧を区役所から園に送付します。
※2	利用契約	施設・事業利用調整結果一覧を確認の上、利用契約を締結します。(必要に応じて利用者から給付認定決定通知書の提示を受けてください。) ※私立保育所を除く
※3	利用契約の報告	施設・事業利用調整結果一覧を加除修正して契約者一覧を作成し、園所在の区の区役所こども家庭支援課に提出します。 ※私立保育所を除く
※4	契約締結登録者一覧	令和6年4月からの契約者が決定し、区役所から園に契約締結登録者一覧を送付します、 (一覧には、各利用者の利用料が記載されています。)



(7) 市外に居住する児童の場合

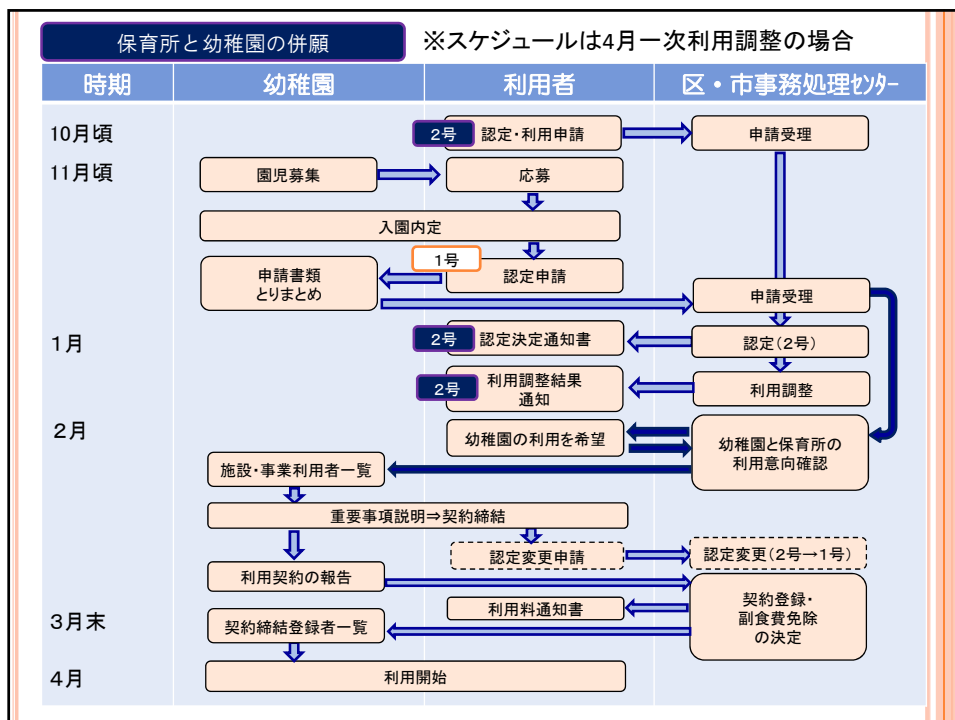
保育所等
認定こども園（保育利用）

- 1 利用者（保護者）は横浜市の申請締切日の一週間程度前までに居住市区町村に給付認定申請及び利用申請を行います。
- 2 居住市区町村から利用者あてに利用調整結果が通知されます。
- 3 園と利用者間で契約を締結します。 ※私立保育所を除く
- 4 居住市区町村から、利用料のお知らせ等が届きます。

※申請締切日などのスケジュールは、利用者の居住市区町村にご確認ください。

3 保育所等と幼稚園の併願について

- 1 幼稚園の内定を得た利用者が、保育所等の入所を併願している場合があります。
- 2 保育所等の利用を申請する場合、一旦、法第19条2号認定を受ける必要があります。
- 3 保育所等の利用調整の結果を区から利用者へに通知します。あわせて、区から利用者に対し、入園の意向の有無を幼稚園に伝えるよう連絡をします。
- 4 利用調整の結果、保育所等が保留となり、幼稚園を利用する場合、原則、利用者は、法第19条1号認定への認定変更を区に申請します。
※ただし、幼稚園に通いながら保育所等の空きを待つ場合は、認定変更をせず法第19条2号認定のまま幼稚園を利用します。



4 現況確認について

対象者

- ①保育所等・認定こども園（保育利用）を利用している方
- ②幼稚園・認定こども園（教育利用）を利用し、法第30条の4 2号・3号認定を持っている方

対象者については、毎年、保育を必要とする状況に引き続き該当していることの確認を行う必要があります。そのため、対象の保護者に対して現況届出書及び証明書類の提出を求めています。

➡この確認を『**現況確認**』といいます。

また、対象者①の方に提出いただく書類は、9月から翌年8月までの利用料を確定するためにも必要です。

現況届出書の利用者への配付・回収にあたっては、園を通じて行っています。詳細は4月ごろに別途お知らせいたします。

現況届出書の提出がない場合

保育所等、認定こども園（保育利用）

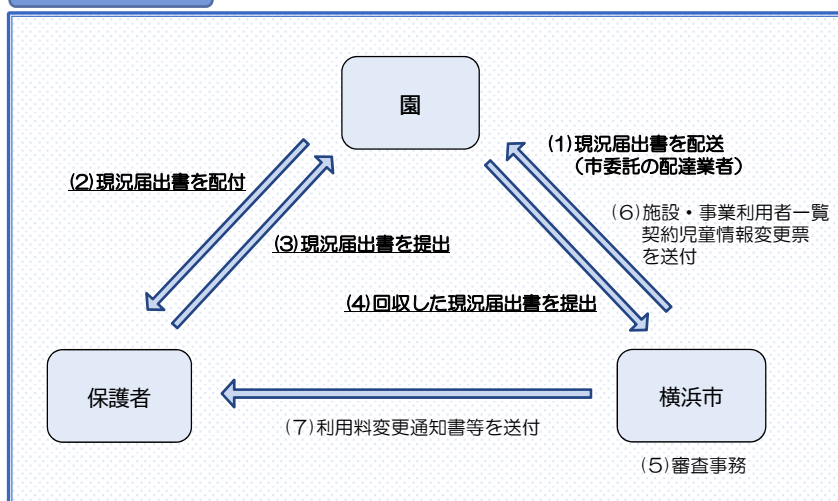
- ・保育の必要性が確認できず、保育所等・認定こども園（保育利用）を利用できなくなります。

幼稚園、認定こども園（教育利用）

- ・預かり保育の部分について、無償化の対象外となります。



現況確認の流れ



<スケジュール予定>

4月下旬 園を通じて利用者に現況届出書を配付
5月下旬 利用者が園に現況届出書等を提出
園が横浜市に現況届出書等を提出

8月下旬 利用者に利用料変更通知書等、
園に施設・事業利用者一覧及び
契約児童情報変更票を送付
9月1日 利用料変更



3-1 地域型保育事業（小規模・事業所内・家庭的）連携施設設定について

1 連携施設設定の目的

地域型保育事業は、0～2歳児が対象であり、かつ19人以下の定員構成で保育所等と比べ小規模です。3歳児以降（1号及び2号認定）の「卒園後の進級先の確保」や、保育従事者等が2人から5人程度と少人数となり施設面積も小規模となるため「保育内容の支援」が求められています。そのため、利用児童に対する継続的な保育・教育の提供のため連携施設の設定が必要となります。

また、連携施設は、保護者が園を選択する際の一要素となります。

2 連携施設の基準及び連携内容

(1) 連携施設設定基準

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」（以下「基準条例」という。）

利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保しなければならない。（基準条例第6条抜粋）

(2) 連携内容（大きく3つに分かれています。）

ア 保育内容の支援

利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。（基準条例第6条（1））

- ① 集団保育を体験させるための機会の設定
例：「園庭での合同保育」、「合同での行事」、「園庭の開放」、等
- ② 保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言
- ③ その他の保育の内容に関する支援
例：「嘱託医による合同の健康診断」、「合同での職員研修」等



イ 卒園後の進級先の確保

当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあたっては、第43条のその他乳幼児に限る。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。（基準条例第6条（3））

※連携施設は一つの地域型保育事業において複数設定することも可能です。



ウ 代替保育の提供

必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。（基準条例第6条（2））

※法人等で、円滑に法人内での対応ができる場合や、十分な保育士数を確保しておりその中で対応できる場合等においては、必ずしも設定する必要はありません。



3 連携施設設定の手続き

- (1) 地域型保育事業者と連携先（保育所、幼稚園、認定こども園）で覚書を締結します。
- (2) 覚書の記載内容については任意ですが、記入内容について注意点があります。
「5 覚書作成にあたっての注意事項」、「6 覚書の作成例」参照。
- (3) 覚書締結後は、連携元となる地域型保育事業者が下記覚書提出先に覚書の写しをご提出ください。

提出締切	締結内容			覚書提出先
	保育内容の支援	卒園後の進級先	代替保育の提供	
認可確認申請書提出期日もしくは、開所日まで	必須※ ¹		任意	こども青少年局 こども施設整備課
開所後～	変更又は新規締結の場合に提出			各区 こども家庭支援課

※¹ 進級先の連携施設を設定する前に、予め区こども家庭支援課にご相談いただくことも可能です。

4 連携を設定することによるメリット

地域型保育事業者にとって連携施設となる保育所、幼稚園及び認定こども園は、積極的に連携を行い、地域の保育・教育を担う施設となっていきたいと考えています。

連携先（認可保育所、幼稚園、認定こども園）のメリット

◎ 保育者同士の交流

保育者同士の相談や効果的な研修機会の設定をすることで、人材育成につながります。

2歳児からの児童の受入をしている施設であれば、同じ年齢における保育・幼児教育についての相談等がよりしやすい環境となります。

◎ 継続的な園児の確保

連携元の卒園児を受け入れることで、継続的に園児数が確保でき、安定した運営ができます。

◎ 地域の児童・保護者の期待に応える地域貢献

共働き世帯が増加するなかで、乳児期から幼児期に向けて交流のある施設に通園できることは児童や保護者の安心につながります。

◎ 「連携施設受諾促進加算」

一定の条件を満たす場合に、本市独自助成が受けられます。

連携に係る人件費や事務費としてお使いいただけます。

助成額	*条件等は「参考資料 連携施設受諾促進加算の諸条件について」参照。
認可保育所	A区分 241,130 円、B区分 120,570 円
幼稚園	A区分 89,000 円、B区分 60,300 円
認定こども園	A区分 241,130 円、B区分 89,000 円、C区分 60,300 円

※連携先のみが対象です。複数施設と連携している場合にも金額は変わりません。

5 覚書作成にあたっての注意事項

覚書内容については両者協議のうえ任意に設定していただくことができますが、記入内容については下記の点に注意してください。

(1) 「卒園後の進級先」の人数

地域型保育事業

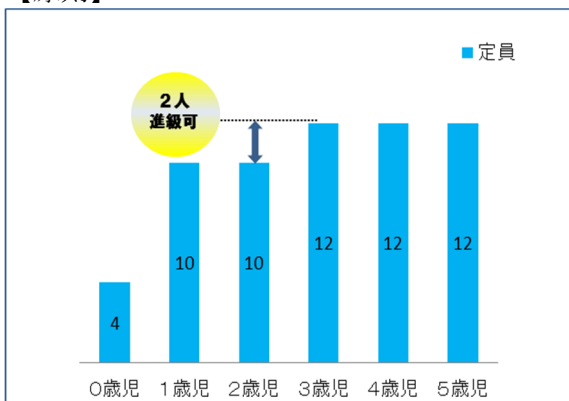
2歳児定員数かつ2歳児の入所児童数以上の進級先の確保が必要です。事業所内保育事業は、地域枠の2歳児定員数かつ2歳児の入所児童数以上の進級先の確保が必要であり、従業員枠の児童が連携枠を使用して優先入所を利用することはできません。

保育所

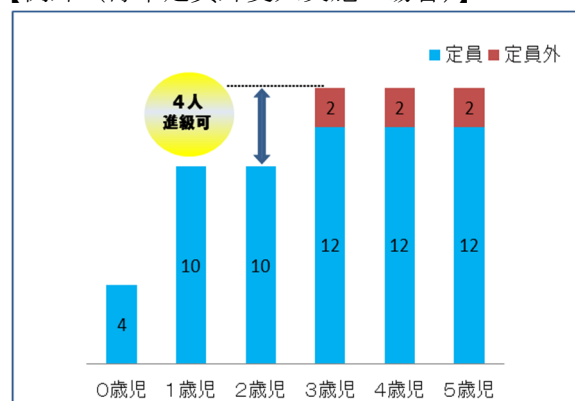
毎年確実に入所数が確保できることを確認するため、卒園後の進級先として設定できるのは、「原則、利用定員の2歳児と3歳児の数の差」です。毎年定員外を受け入れていただいている園は、利用定員の差以上の人数で結ぶことも可能です。

ただし、毎年必ず受け入れていただかなければならない人数なので、職員が確保できない等の理由で受け入れができないという状況に至らないようにお願いします。利用定員の2歳児と3歳児の数の差以上で連携を行う場合は、必ず各区こども家庭支援課にご相談の上、覚書を締結してください。

【原則】



【例外（毎年定員外受入実施の場合）】



幼稚園

既存施設の定員数、幼稚園の設置基準及び職員配置等を踏まえ、幼稚園が受入可能と申し出のあった人数で設定します。


認定こども園

1号認定、2号認定の認可定員を区分して確認します。1号認定は、幼稚園の連携枠の考え方と同じです。2号認定の連携の考え方は、保育所と同じです。

(2) 連携施設数

施設数の設定については、連携元：連携先＝1：1、1：複数、複数：1いずれも可能です。その場合は1事業所ごとに覚書を締結します。ただし、連携先となる施設は、認可基準（施設面積、職員配置等）や体制等を確認し、しっかりと管理できるようにしてください。

6 覚書の作成例（ひな形）

連携に関する覚書	【記入時の注意事項】
<p>〇〇法人〇〇（以下「甲」という。）と●●法人●●（以下「乙」という。）は、甲が運営する〇〇園及び乙が運営する小規模保育事業●●園との間における連携施設の設定について次のとおり覚書を締結するものとする。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この覚書は、甲と乙がそれぞれ運営する第2条で示す施設間において横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条における連携内容について定めることを目的とする。</p> <p>（対象となる施設及び事業の概要）</p> <p>第2条 対象となる施設及び事業は以下のとおりとする。</p> <p>甲の運営する施設（以下「甲施設」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 〇〇園 2 物件所在地 3 施設類型 <p>乙の運営する事業（以下「乙事業」という。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 名称 小規模保育事業●●園 2 物件所在地 3 事業類型 <p>（保育内容の支援）</p> <p>第3条 甲施設は、乙事業の児童に対して、定期的に施設や屋外遊戯場を開放するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 甲施設は、乙事業の児童に対して、集団保育を通じた児童同士の関係作りの一環として甲施設の児童との合同保育（運動会やお遊戯会等の行事）を実施することとする。 3 甲施設は、乙事業の保育に関して適切な助言を行うなど、必要な支援を行う。 4 甲施設は、乙事業の児童の健康診断や健康管理に関し、必要な支援を行う。 <p>（代替保育の提供）</p> <p>第4条 甲施設は、乙事業の職員が病気や研修受講等により保育を提供できない場合には、必要に応じて代替保育を提供する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 乙事業は、甲施設に対して、乙事業へ代替要員の派遣を依頼する場合には、代替要員1人につき●●, ●●●円（1日あたり）を支払うものとする。 3 乙事業は、甲施設に対して、乙事業の児童を甲施設で保育することを依頼する場合には、児童1人につき●, ●●●円（1日あたり）を支払うものとする。 <p>（卒園後の受け入れ）</p> <p>第5条 甲施設は、乙事業の卒園児が就学前まで利用できる枠を●名以上確保する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 甲施設は毎年4月末までに前項で定めた人数もしくはそれ以上の入所可能人数を乙事業へ報告する。 3 乙事業は毎年〇月末までに甲施設への入園を希望する者の数を調査し、報告する。 4 甲施設は、前項の報告により翌年度4月から受け入れする児童の数を確定し、その後の受入数の変更は、原則として行わないものとする。ただし、乙事業から報告を受けた以上に、甲施設が受け入れ可能と判断した場合は、この限りではない。 5 甲は、乙事業の卒園児の保護者が卒園後の受け入れを希望した場合には、前項で定める人数の卒園児を甲施設で確実に受け入れできるよう、毎年度受入れ体制を整えるものとする。 	<p>①事業種別（社会福祉法人、学校法人、株式会社等の別）と施設名称を明確に記入します。</p> <p>②第2条：対象事業と施設名称を明確に記入します。</p> <p>「名称」 〇〇保育園</p> <p>「施設類型」 甲の認可保育所、幼稚園、認定こども園の別</p> <p>「事業類型」 乙の小規模保育事業A型、B型、C型の別</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;">第3条から第8条の詳細内容については両者協議の上決定してください</p> <p style="text-align: center;"></p> <p>③連携先と連携元を明確にします。どちらの事業者がどちらの事業者に対して行うものかをわかりやすく記入してください。</p> <p>④第3条：「保育内容の支援」については必ず記入します。</p> <p>⑤第4条「代替保育の提供」、第5条「卒園後の受け入れ」については設定されていれば記入します。</p> <p>⑥第4条：金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑦第5条：卒園後の受入枠は最低人数を記入します。年度ごとに設定人数以上の人数を受け入れることは可能です。ただし、<u>設定人数を下回る可能性のあるような表現は記入しないでください。</u>（優先入所枠確保のため）</p> <p>不適切な例：「原則3人以上確保する。ただし、毎年の在園児の入所状況により変更することがある。」</p>

<p>6 乙は、甲施設への進級が決定した乙事業の卒園児を甲施設が円滑に受け入れできるようにし、当該卒園児の保育に必要な情報(当該卒園児の保護者に事前に同意を得たものに限る。)を提供するものとする。</p> <p>(食事の提供)</p> <p>第6条 甲施設は、次の各号に配慮し、乙事業の児童に対し食事を提供する。</p> <p>(1) 児童の年齢、発達の段階、健康状態に応じた内容の食事とし、提供する前月●●日までに食事の献立表(アレルギー等に対応するため、主な食材を記載したもの)を乙事業に提出する。</p> <p>(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、除去食の内容(卵、牛乳除去等)を表示した専用の容器で搬入する。</p> <p>2 乙事業は、食事を加熱、保存等の調理機能を有する設備を備え、甲施設から搬入された食事を適切に処理したうえで、乙事業の責任で児童に食事を提供する。</p> <p>3 乙事業は、アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、次の各号により、児童に食事を提供する。</p> <p>(1) 第1項の献立表を確認し、アレルギー等への配慮が必要な食材の有無を前月末までに甲施設へ連絡する。</p> <p>(2) アレルギー等への配慮が必要な児童の食事の誤食を防ぐため、食事の搬入時に、第1項の献立表等により除去食の内容を確認する。</p> <p>4 乙事業が甲施設に依頼する食事数量の連絡や代金精算の方法は、別途、定める。</p> <p>(事故への対応)</p> <p>第7条 交流事業における甲施設及び乙事業の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。</p> <p>2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。</p> <p>(連携に係る経費の負担)</p> <p>第8条 乙事業は甲施設に対して、連携施設経費として月額●●●●●円を負担する。</p> <p>2 甲施設は乙事業に対して、連携をおこなった月の翌月以降に請求書を交付し、連携施設経費を請求することができる。</p> <p>3 乙事業は甲施設からの請求書を受領してから15日以内に遅滞なく支払うこととする。</p> <p>(効力の期間)</p> <p>第9条 この覚書の効力は、令和●年●月●日から●年間とする。</p> <p>(変更及び解除)</p> <p>第10条 甲乙いずれかの都合により本協定を変更又は解除する場合は、●か月前まで相手方に申し出なければならない。なお、期間中申し出がない場合、この協定は以後自動的に継続されるものとする。</p> <p>2 変更及び解除する場合、乙事業に在籍する児童及びその保護者に最大限配慮して、適用の時期その他の対応について、甲乙協議の上、決定するものとする。</p> <p>(信義誠実の原則)</p> <p>第11条 甲と乙は、この覚書の履行に際しては、信義誠実の原則に基づいて履行するものとする。ただし、この覚書の項目を履行しないために相手方に損害を与えたときは、その損害に相当する金員を損害賠償として相手方に支払わなければならない。</p> <p>(疑義の決定)</p> <p>第12条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。</p>	<p>⑧第5条:認定こども園は1号認定と2号認定の人数を分けて記入します。</p> <p>⑨第8条:金額は両者協議の上、必要があれば設定してください。金額を設定しないことも可能です。</p> <p>⑩第9条:期間を明記します。<u>連携先となる保育所・幼稚園・認定こども園が開所予定施設の場合、次の文言を加えてください。</u> 『この覚書の効力は、令和●年●月●日から●年間とする。ただし、第5条に定める卒園後の受け入れについては令和●年●月●日より効力が発生する。』 2 甲が運営する施設が令和●●年4月1日に開所できない場合は、前項の効力は無効となる。』</p>
--	--

この覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市△△区△△町■丁目■番■号
 ○○法人○○
 理事長 ○○ ○○ 印

乙 横浜市△△区△△町■丁目■番■号
 ●●●●法人●●●●
 代表取締役 ●● ●● 印

7 お問い合わせ先

内容	部署	電話番号 メールアドレス
認可・確認申請手続き	こども青少年局 こども施設整備課	045-671-4146 kd-seibi@
連携施設設定に係る覚書の記入方法	地域型保育事業担当	city.yokohama.jp
連携内容変更について	各区こども家庭支援課	-
地域の連携先、連携元に関する施設情報		
開所後の連携施設設定について		
連携施設受諾促進加算について	こども青少年局 保育・教育運営課	045 - 671 - 3564

【参考資料】連携施設受諾促進加算の諸条件について（５年度）

連携先	月額助成単価	支給条件
認可保育所	A 区分 241,130 円	<p>支給条件</p> <p>下記の条件①ア、イ、ウ全てに該当すること又は条件②ア、イ両方に該当すること。</p> <p>条件ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上に該当する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件イ 一時保育事業又は地域子育て支援※を実施している。</p> <p>※地域子育て支援の例 地域の子どもへの園庭開放、地域の保護者への育児講座、育児相談の実施、地域の子育て支援活動への参加（赤ちゃん教室や子育てサロン等）</p> <p>条件ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>単価</p> <p>条件①ア、イ、ウ全てに該当する場合 A 区分 241,130 円 条件②ア、イ両方に該当する場合 B 区分 120,570 円</p>
	B 区分 120,570 円	
幼稚園	A 区分 89,000 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）（就労要件のある横浜市型の預かり保育）を実施している。</p> <p>条件イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。</p> <p>条件ウ 保育内容の支援について、以下の①～③の項目を全て実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。 ・②施設の状況に応じ、連携施設に対して、施設や園庭を開放する。 ・③連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 89,000 円 条件② ア、イともに該当する場合 B区分 60,300 円</p>
	B 区分 60,300 円	
認定こども園	A 区分 241,130 円	<p>支給条件</p> <p>条件ア 連携施設児童の卒園後の受け入れ枠を設定している。</p> <p>条件イ 保育内容の支援を行っている。（以下のうち3項目以上該当する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。 ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。 ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。 ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。 ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して必要な支援を行う。 ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。 ・連携施設への給食の提供を実施している。 <p>条件ウ 3号認定の保育を実施している。</p> <p>単価</p> <p>条件① ア、イ、ウ全てに該当する場合 A区分 241,130 円 条件② ア、イ両方に該当する場合 B区分 89,000 円 条件③ アのみに該当する場合 C区分 60,300 円</p>
	B 区分 89,000 円	
	C 区分 60,300 円	

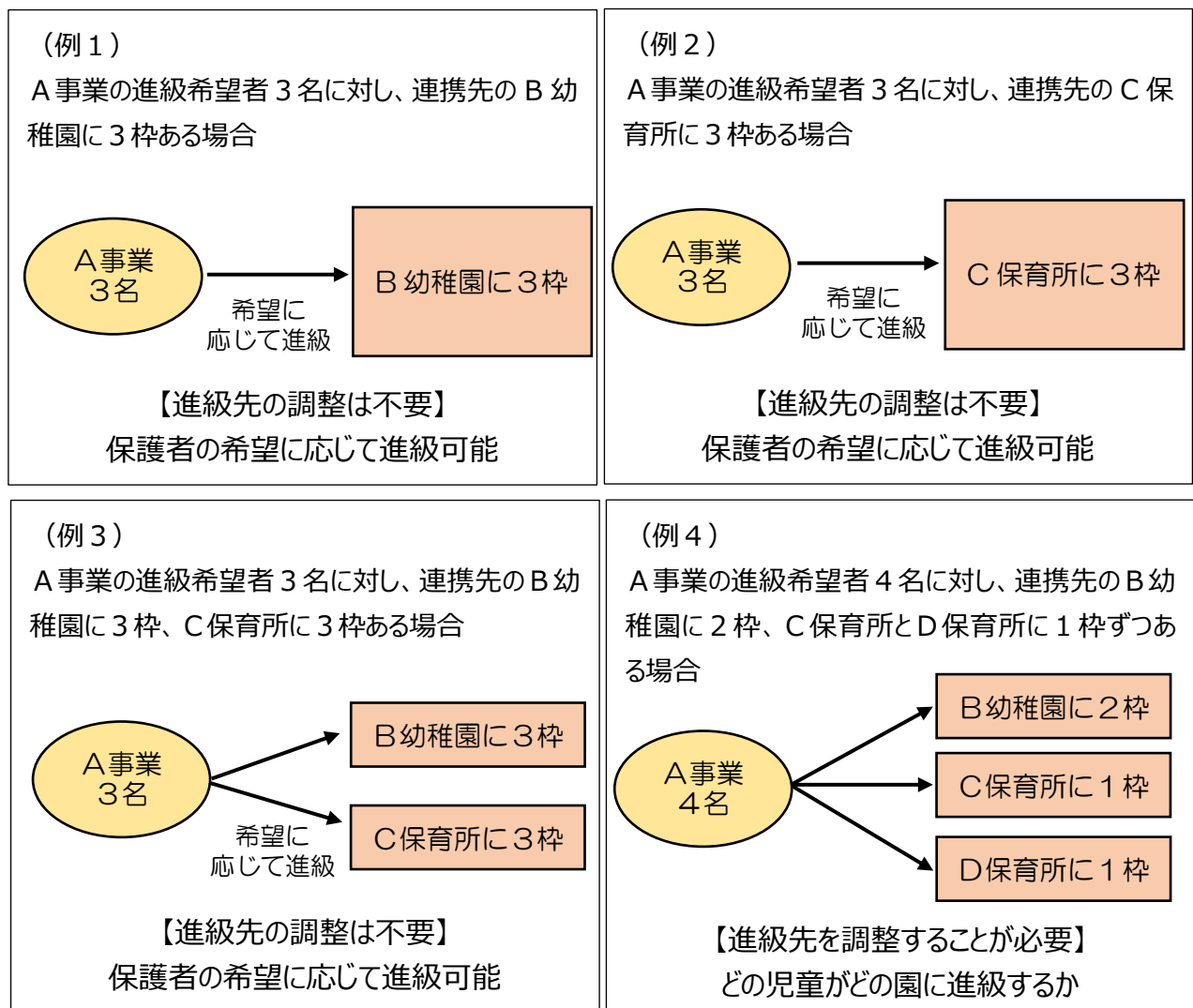
3-2 連携施設への進級の仕組みについて

1 連携施設へ進級させる際の取扱い

卒園後の進級先の確保のため、連携施設を設定している場合は、連携施設に優先して入所できる制度（以下、「優先入所」）を設けています。すべての保護者の希望に応じた優先入所枠を確保できない場合は、進級先によって決定者と選考基準（どの児童をどの進級先へ進級させるか）が異なります。

進級先	決定者	選考基準
幼稚園・ 認定こども園（教育利用）	園の代表者	園の選考基準
保育所・ 認定こども園（保育利用）	横浜市各区 福祉保健センター長	横浜市の利用調整基準

<卒園児が連携施設に進級する具体的なケース>

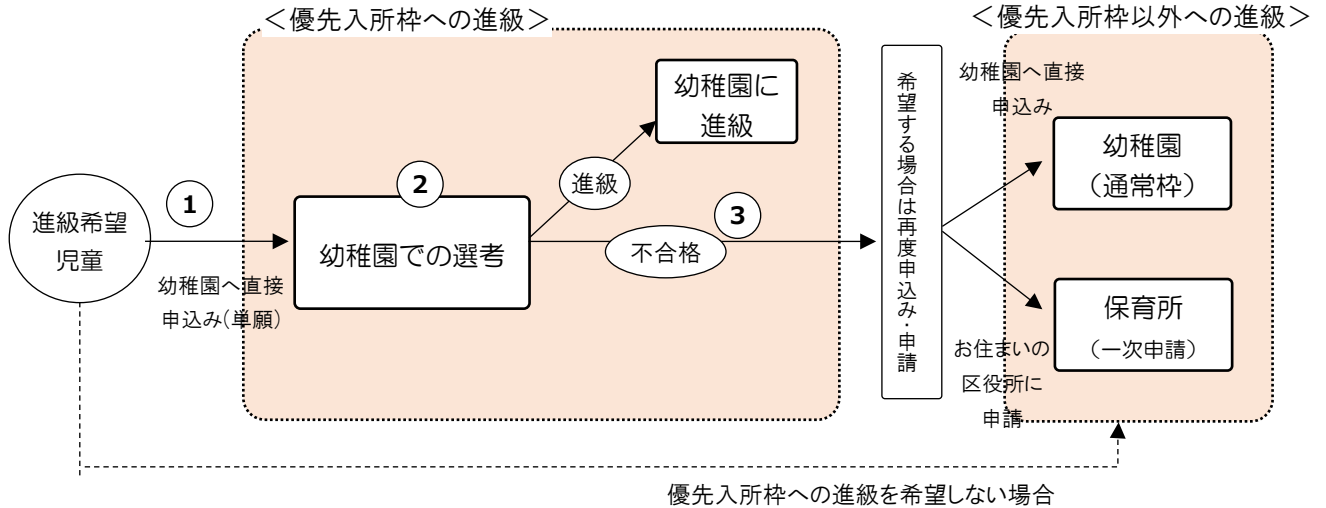


本項以降の取扱いやスケジュール等は、令和6年4月に連携施設へ進級する児童を対象としたもので、今後変更の可能性があります。

2 申請・申込みから決定までの流れ

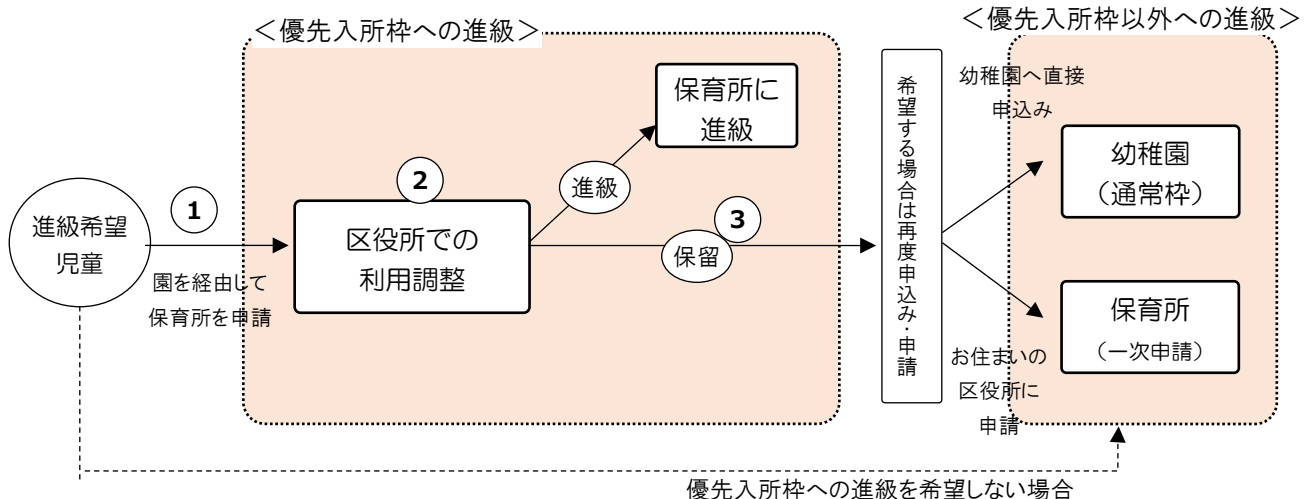
- ※1 本項以降の「幼稚園」には「認定こども園(教育利用)」を、「保育所」には「認定こども園(保育利用)」をそれぞれ含みます。
- ※2 本項以降の「区役所」は、特段の記載がない場合、園の所在区の区役所こども家庭支援課を指します。

(1) 幼稚園に優先入所枠を持つ場合



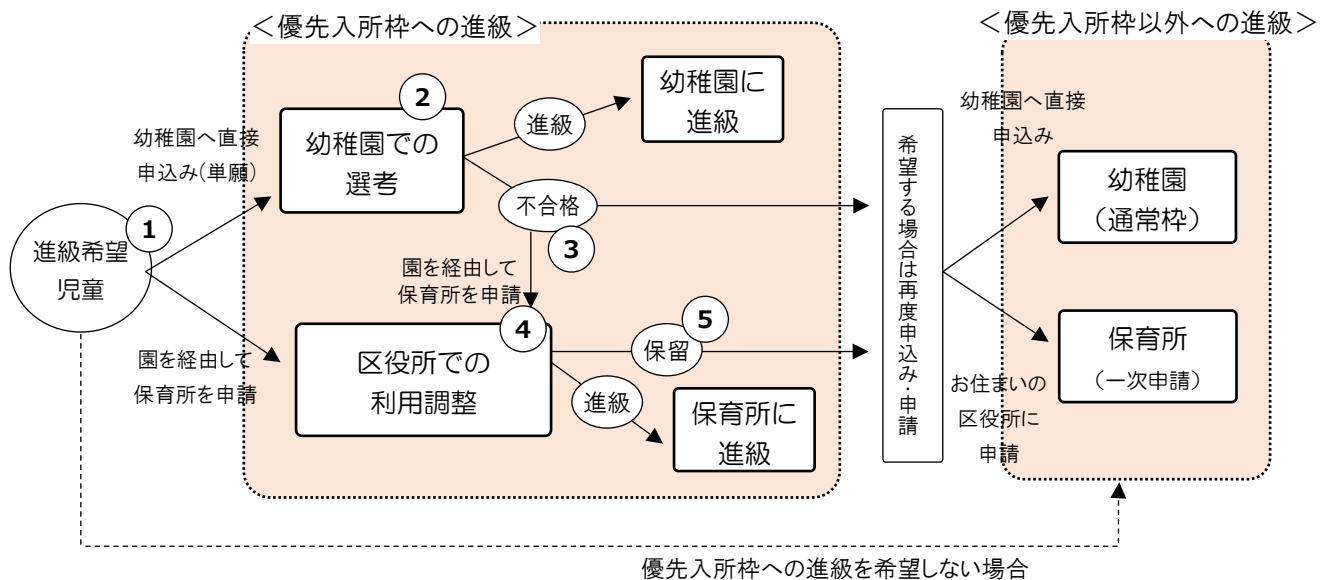
- ① 保護者は、幼稚園（優先入所枠）へ、園の指定する日以降に直接申し込みます。幼稚園への申込は単願とします。
- ② 幼稚園が優先入所枠の利用者を選考します。幼稚園（優先入所枠）に決まった場合は、進級となります。
 ※ 幼稚園（連携先）の代表者は、市で定める期日までに決定者を区役所に報告します。
 ※ 優先入所枠への進級者は決定しますが、県下幼稚園では願書受付を、11月1日以降に統一していることを踏まえ、正式な願書受付や入園料等の徴収をするときは、一般募集と同様の11月1日以降（例年の場合）に行ってください。
- ③ 幼稚園（優先入所枠）に不合格となった場合は、保護者は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次申請）への進級の希望を選択し、希望する場合は保護者ご自身で申し込みます。

(2) 保育所に優先入所枠を持つ場合



- ① 保護者は、保育所（優先入所枠）への利用申請を行います。優先入所枠が複数ある場合には、希望する施設名をすべて記入します。申請書類は、園（地域型保育事業）経由で区役所に提出します。
- ② 区役所は保育所（優先入所枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず、進級となります。
- ③ 保留となった場合は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次申請）への進級の希望を選択し、希望する場合は保護者ご自身で申し込みます。

（3）幼稚園と保育所の両方に優先入所枠を持つ場合



- ① 保護者は、幼稚園（優先入所枠）への進級を希望するか選択します。選択する場合は園の指定する日以降に直接申し込みます。幼稚園への申込は単願とします。保育所（優先入所枠）のみを希望する場合、申請書類は、園（地域型保育事業）経由で区役所に提出します。
- ② 幼稚園が優先入所枠の利用者を選考します。
幼稚園（優先入所枠）に決まった場合は、進級となります。幼稚園（優先入所枠）の代表者は、決定者を区役所に報告をします。
- ③ 幼稚園（優先入所枠）に不合格となった場合、保護者は、保育所（優先入所枠）、幼稚園（通常枠）または保育所（一次申請）への進級の希望を選択します。
- ④ 区役所は保育所（優先入所枠）の利用調整を行います。
利用調整の結果、保育所に決まった場合は、以降の利用調整は行われず進級となります。
- ⑤ 保留となった場合は、幼稚園（通常枠）または保育所（一次申請）への進級の希望を選択し、希望する場合は保護者ご自身で申し込みます。

3 優先入所の対象となる児童（令和5年度参考）

連携施設を持つ^{※1}地域型保育事業・認可乳児保育所を利用して、基準日^{※2}に在籍し、当該年度末に卒園となる児童^{※3}

※1…令和5年8月31日までに覚書を締結し、区役所に報告していることが必要です。

※2…基準日：令和5年9月30日

一時保育として利用している場合は対象外です。

また、令和6年3月31日まで退所しないことが条件です。

※3…市外在住児童や育児休業中で利用する児童も含まれます。

4 連携施設への優先入所を希望しない児童

幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠に申し込む場合は、園に保護者ご自身で申込みます。また、保育所・認定こども園（保育利用）の4月利用申請（一次・二次）をする場合は、締切日までにお住まいの区役所に保護者ご自身で申請します。

5 辞退の場合

（1）辞退者の取扱い

連携施設への進級が決まった後の辞退は、原則、認められません。

内定を辞退した場合でも、4月利用申請（一次・二次）の対象とはならず、5月利用申請からの対象となります。ただし、次の場合には、例外的に申請できます。

※例外的に申請できる場合

転居した場合：内定を辞退した上で、年度途中申請または4月申請（二次のみ）が可能

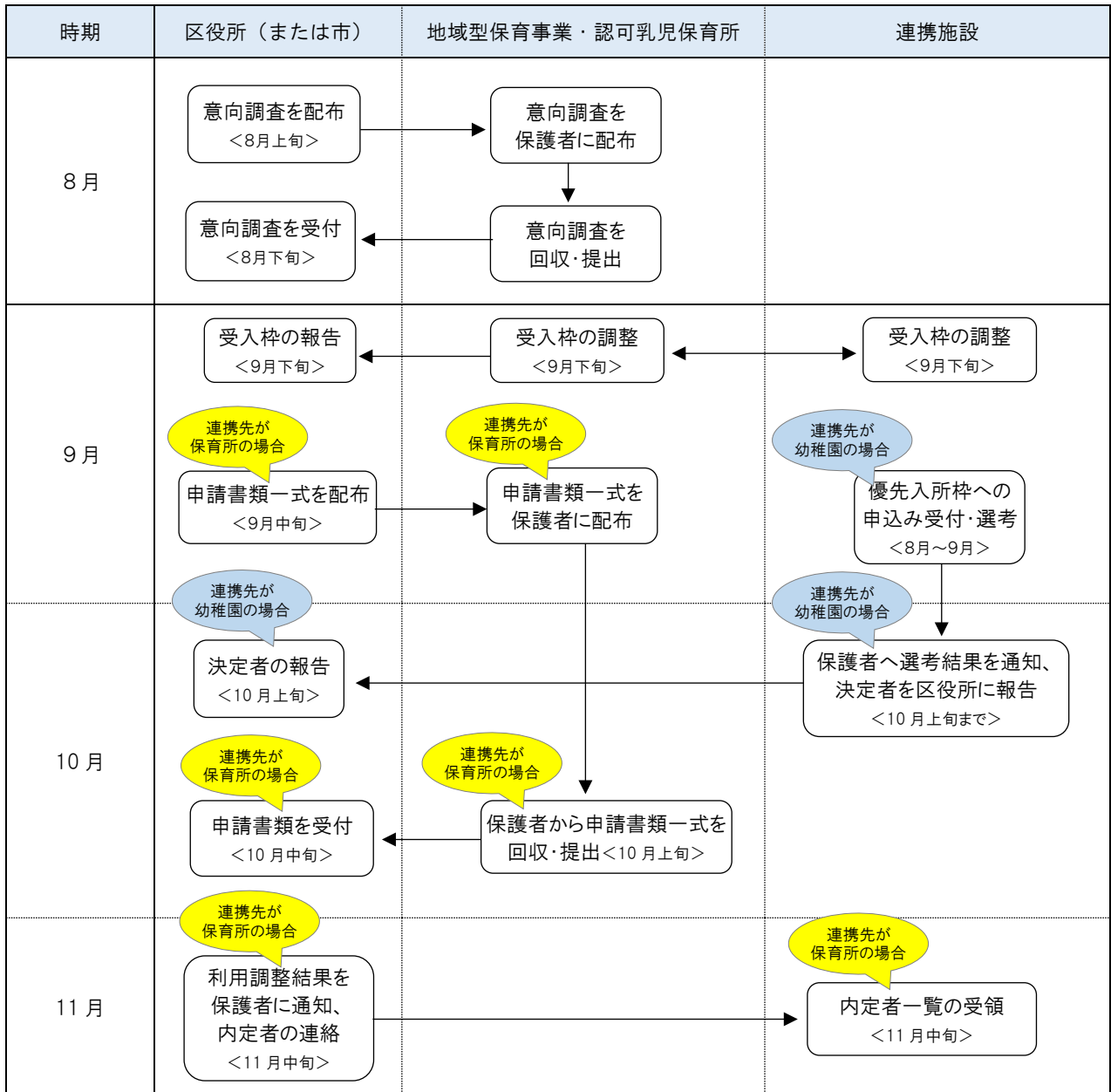
きょうだいを同園に揃えたい場合：内定を保持したままで、4月申請（二次のみ）が可能

なお、幼稚園・認定こども園（教育利用）の通常枠の申込みについては、幼稚園・認定こども園代表者の判断によります。

（2）決定前の取下げ

優先入所枠への利用申請を取り下げた場合は、4月利用申請（一次・二次）や幼稚園（通常枠）に申請できますが、再度、優先入所枠への申請はできません。

6 令和5年度のスケジュール（参考）



7 優先入所を行うにあたってのお願い事項（令和5年度参考）

（1）地域型保育事業・認可乳児保育所の事業者様

① 意向調査の配布

8月上旬に、市より意向調査をお送りします。対象児童の保護者に意向調査をお渡しください。

8月下旬、市で定める期日までに、保護者から意向調査を回収し、区役所に提出をお願いします。

② 連携先の受け入れ枠数の設定

意向調査の内容を踏まえたうえで、連携先と協議し、連携先の受け入れ枠数を区役所に報告をお願いします。

③ 申請書類の配布（連携先に保育所がある場合）

9月中旬に、区役所より申請書類一式を配布しますので、対象児童の保護者にお渡しください。

10月中旬、市で定める期日までに、保護者より申請書類一式を回収し、区役所に提出をお願いします。

（2）幼稚園・認定こども園（教育利用）様

8月～9月に、保護者から園の定める日以降に直接申込みがあります。申込方法等に関する問合せがあった際はご対応をお願いします。

10月上旬、市で定める期日までに、保護者に対して選考の結果をお知らせください。あわせて、区役所に進級決定者の報告をお願いします。

※ 優先入所枠への進級者は決定しますが、県下幼稚園では願書受付を、11月1日以降に統一していることを踏まえ、正式な願書受付や入園料等の徴収をするときは、一般募集と同様の11月1日（例年の場合）以降に行ってください。

（3）保育所・認定こども園（保育利用）様

11月中旬に、優先入所枠における利用調整の結果、内定した児童の一覧を区役所からお送りしますので、ご確認をお願いします。

5 一時保育・預かり保育の無償化 について

こども青少年局保育・教育給付課 施設等利用給付(償還払)担当

目次

【基礎知識】

○幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

○幼児教育・保育の無償化の給付方法

【請求方法】

1 一時保育・預かり保育の無償化給付費の請求について

(1) 請求事務の流れ

(2) 園・施設に行っていたこと

(3) 提供証明書の記載例(一時保育)

2 無償化給付費の請求について聞かれたら

幼児教育・保育の無償化の対象と範囲

	認可保育所、 認定こども園 (保育)等 (地域型を含む)	施設型給付幼稚園 ・認定こども園(教育)		私学助成幼稚園		一時保育等
		教育	預かり保育	教育	預かり保育	
3～5歳児 クラス	○	○	○ (※) (上限11,300円)	○ (上限25,700円)	○ (※) (上限11,300円)	○ (※) (上限37,000円)
満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3 月31日までにある子ども)</small>		○	×	○ (上限25,700円)	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児 <small>(3歳になった日から最初の3 月31日までにある子ども)</small>		○	○ (※) (上限16,300円)	○ (上限25,700円)	○ (※) (上限16,300円)	
市民税非課税世帯の 0～2歳児 クラス	○	(※)無償化にあたり保育の必要性の認定が必要				○ (※) (上限42,000円)

一時保育・預かり保育の無償化についてはこちら

幼児教育・保育の無償化の給付方法

保護者からの申請を受けて市町村が給付する

	保育所等	施設給付型幼稚園 ・認定こども園		私学助成幼稚園等		一時保育等
		教育部分	市型預かり保育	教育部分	市型預かり保育	
保護者	利用料0円	利用料0円	利用料0円	利用料から 上限25,700円 を引いた分を 施設に支払い	利用料0円	利用料を園・施設に支払い 提供証明書を添付し 給付申請 給付金受け取り
施設・ 事業所	給付申請	給付申請	給付申請	保護者から 差引分徴収 給付申請	給付申請	利用料徴収 提供証明書発行
市	施設に給付	施設に給付	施設に給付	施設に給付	施設に給付	提供証明書等確認し 保護者に直接給付 ※四半期ごと

市型預かり保育に係る無償化給付費については、園の代理受領となりますので、保護者から市への請求は不要です。

【一時保育等】

- 保育の必要性の認定のある、3～5歳児クラスの子どもで、保育所又は認定こども園・幼稚園を利用していない場合に、月額37,000円を上限として利用料を無償化
- 市民税非課税世帯の0～2歳児クラスは月額42,000円を上限
- 保育の必要性の認定のある、3～5歳児クラスの子どもで、一定基準（※）の預かり保育を実施していない認定こども園・幼稚園を利用している場合に、月額11,300円を上限として無償化（次ページ参照）

※一定基準：平日8時間かつ年間200日以上（教育時間を含む）

認可保育所、幼保連携型認定こども園で行うのは主にこの三つです。

一時保育等とは・・・

- ①一時保育 ②休日一時保育 ③24時間型緊急一時保育 ④認可外保育施設
- ⑤病児・病後児保育事業 ⑥乳幼児一時預かり事業 ⑦年度限定保育事業
- ⑧横浜子育てサポートシステム（送迎のみ除く）等

【認定こども園・施設型給付幼稚園の預かり保育】

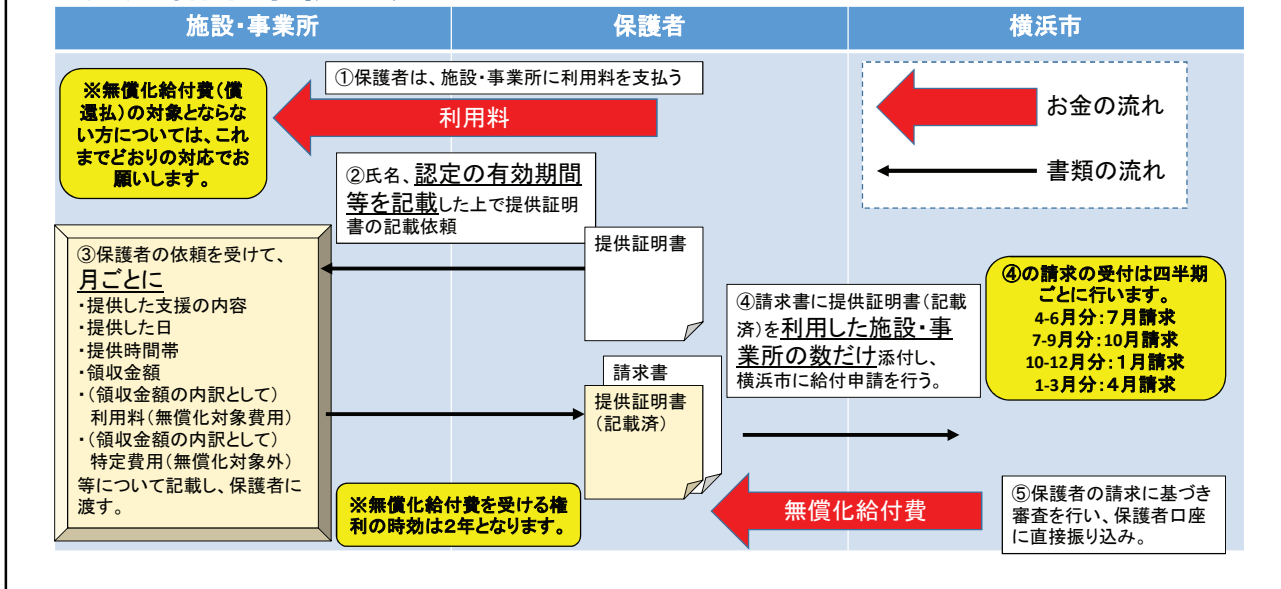
- 保育の必要性の認定のある、3～5歳児クラスの子どもは、月額で利用日数×日額単価（450円）分（最大11,300円まで）を上限として預かり保育の利用料を無償化。
- 在籍している認定こども園・施設型給付幼稚園の預かり保育が一定基準（※）の預かり保育を実施していない場合は、在籍している認定こども園・施設型給付幼稚園の預かり保育の利用料に加え、併用する一時保育等の利用料も含めて最大11,300円の範囲内で無償化の対象となります。

※一定基準：平日8時間かつ年間200日以上（教育時間を含む）

横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）については、代理受領となりますので、保護者からの請求は不要です。また、併用する一時保育等の利用料は無償化の対象とはなりません。

1 一時保育・預かり保育の無償化給付費の請求について

(1) 請求事務の流れ



(2) 園・施設に行ってください

▶保護者の申し出に応じて、提供証明書に提供した支援の内容や領収金額等の記載をお願いします。

★記載にあたっての注意事項

ア 「月ごとの内訳」を記載してください。(様式は3か月用と1か月用の2種類あります。)

イ 食材料費等は無償化の対象外となりますので、「特定費用(※)の金額欄」にご記入ください。

※ 日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等

(3) 提供証明書記載例(一時保育.ver)

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書

認定保護者氏名 横濱 太郎	認定証番号(12桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	施設等利用給付認定の有効期間 R〇/4/1~R〇/3/31
認定子ども氏名 横濱 花子	証明希望年月 R〇年 4 月 分	連絡先電話番号(任意) 080-1234-5678

↑(保護者の方)は、(認定証)の発行後、(園・施設)に下部の記入を依頼してください。 ※上記内容について、利用施設に確認することがあります。

R〇年 4 月 分の特定子ども・子育て支援の提供について
※必ず、「月ごと」に記載してください。

認定有効期間中の領収金額	7,200 円
--------------	---------

特定子ども・子育て支援の内容 □にレを記入	認定有効期間中に提供した日 (預かり保育は提供日数も記載) ※実際の利用日を含む「提供期間」を記入	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定有効期間中の費用 (領収金額から特定費用を除いた金額) 無償化対象	特定費用(★) の金額 無償化対象外
<input type="checkbox"/> 施設型認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 施設型認可外保育施設 <input type="checkbox"/> 居宅訪問型保育事業 (ベビーシッター) <input type="checkbox"/> 幼稚園等在園児を対象に行う預かり保育(市型以外) <input type="checkbox"/> 一時預かり事業 <input type="checkbox"/> 居宅型一時預かり事業 <input checked="" type="checkbox"/> 横浜市一時保育事業(市立型) <input type="checkbox"/> 居宅訪問型一時保育事業 <input type="checkbox"/> 横浜市休日一時保育事業 <input type="checkbox"/> 病児保育	<input type="checkbox"/> [月極] 1日~末日 <input type="checkbox"/> [一時利用] 日 日 日 ★いくつか利用時間にパターンがある場合でも、主な利用時間を1つ記載してください。 1 日 ~ 25 日	8 : 30 ~ 17 : 30	★領収金額から特定費用を除いた金額が無償化対象費用となります。 ※特定費用とは、日用品、文房具、行事参加費、食材料費、通園送迎費等実費徴収したものです。 5,200 円	2,000 円
★月のうち、例えば1日、10日、15日、25日と4回利用した場合は、月の最初の利用日と最後の利用日を記載してください。 ※施設等利用給付認定の有効期間が月途中からの開始又は終了する場合は、認定有効期間中に利用した期間を記載する必要があります。 令和〇年 5月 10日	園・施設の所在地 横浜市中央区港町1-1 園・施設の名前 みらい保育園 園長・施設長の氏名 みぞと 太郎 園・施設の電話番号 045-123-4567	★園又は施設の所在地等は「特定子ども・子育て支援等確認申請書」とおり、記載してください。		

上記の特定子ども・子育て支援施設等(認可外保育施設等)の提供を受ける特定子ども・子育て支援を受けた事実に関する証明書を提出することができます。

特定子ども・子育て支援の提供に係る証明書 (3か月用)

認定保護者氏名 横濱 太郎	認定証番号(12桁) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3	施設等利用給付認定の有効期間 R〇/4/1~R〇/3/31
認定子ども氏名 横濱 花子	証明希望年月 R〇/4月~6月	連絡先電話番号(任意) 080-1234-5678

利用年月	提供期間 (月/日~月/日)	提供時間帯 (時:分~時:分)	認定有効期間中の 利用料(円) ①	認定有効期間中の 特定費用(円) ②	認定有効期間中の 領収金額 (円) ③
R〇年 4月	2日~30日	8:30	20,000	10,000	30,000
R〇年 5月	6日~25日	~	13,000	5,000	18,000
R〇年 6月	1日~25日	17:30	5,200	2,000	7,200

※月のうち、例えば1日、10日、15日、25日と4回利用した場合は、月の最初の利用日と最後の利用日を記載してください。
 ※施設等利用給付認定の有効期間が月途中からの開始又は終了する場合は、認定有効期間中に利用した期間を記載する必要があります。

★園又は施設の所在地等は「特定子ども・子育て支援等確認申請書」とおり、記載してください。

園・施設の名前
横浜市中央区港町1-1
みらい保育園
園長・施設長の氏名
みぞと 太郎
園・施設の電話番号
045-123-4567

令和〇年 7月 5日

【記入時の注意】
 ①必ず「月ごと」に記入してください。数か月分をまとめて記入した場合は無効です。
 ②記入内容が訂正する場合は、修正液・修正テープを使用せず二重線を引き正しい内容を欄に記入してください。

2 無償化給付費の請求について聞かれたら



請求方法等について
知りたい



- 令和5年度横浜市給付認定申請案内（認可外保育施設等）
P.8『5 無償化給付費の請求について』
- 令和5年度横浜市幼稚園（施設型給付園）・認定こども園（教育利用）利用案内
P.18『11 市型以外の預かり保育の無償化給付費について』



請求に必要な書類を
ダウンロードをしたい



- 横浜市ウェブサイト「施設等利用費の請求方法」

横浜市 施設等利用費

検索



請求に必要な書類
の記載方法について
知りたい



- 【コールセンター 無償化専用ダイヤル】
045 - 840 - 6064
8 : 00 ~ 20 : 00（土日・祝日含む）

6 認可・確認変更の手続きについて

【趣旨】

児童福祉法に基づく認可及び子ども・子育て支援法に基づく確認の内容を変更しようとする場合、定められた期限までに申請又は届出を行う必要がございます。つきましては、必ず事前にこども施設整備課にご相談いただき、適切に手続きを行ってください。

1 提出期限及び必要書類について

認可及び確認に係る変更申請・変更届出は、施設種別及び内容により提出期限や必要書類が異なります。あらかじめ提出期限・必要書類をご確認の上、ご準備をお願いいたします。提出方法及び様式については、以下のホームページにてご確認ください。

【認可・確認事項の変更について】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/henko/hoikusho.html>

2 施設長変更について

開所後3年未満での施設長の変更は原則として認められません。

開所後3年未満・以上に関わらず施設長を変更する場合は、必ず事前にこども施設整備課にご相談ください。

3 参考資料

認可・確認変更必要書類一覧（保育所）

※その他種別については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodatekyoiku/kosodateshien/shinseido/henko/>

【担当】 こども施設整備課（橋口、白岩）
045-671-4146

【認可・確認変更必要書類一覧】

変更事項	注意事項	提出期限	届出・申請様式		必要書類
			認可 変更申請	認可・ 確認変更届	
(1) 保育所の名称	※類似した名称がないか確認してください。 ※ 運営規程の変更も必要です。	変更日の1か月前まで	—	7号	① 運営規程の写し【変更後】
(2) 住居表示等に伴う保育所の所在地	※住居表示の実施等により移転せず所在地の表示が変更になる場合。 ※移転して改築する場合は、(3)に該当します。 ※ 運営規程の変更も必要です。	変更日から10日以内	—	7号	① 住居表示通知書の写し ② 運営規程の写し【変更後】
(3) 施設規模 (各部屋の面積、使用区分、敷地及び屋外遊戯場の面積等)	※検討段階でことも施設整備課にご相談ください。 ※変更後の施設設備の適格性等につきまして、事前に確認します。	変更日の1か月前まで	—	7号	① 配置図(屋外遊戯場面積が確認できるもの)、平面図、立面図、求積図【各々、変更前・後のもの】 ② 登記簿、使用許可書、賃貸借契約書の写し ※必要に応じて添付 ③ 建築確認済証、検査済証等の写し ※必要に応じて添付 ④ 現地写真 ※検査済証の写し、現地写真については工事完了後、すみやかに提出
(4) 施設長(福祉の実務に当る幹部職員) (その氏名、生年月日、住所)	※ 開所後3年未満での施設長の変更は原則として認められません。	—	—	7号	① 新施設長の履歴書及び保育士証の写し ② 職員名簿※指定様式 ③ 選任理由書※指定様式
(5) 定員の増加 (利用定員数の増加も含む)	※ 事前に所在区のごも家庭支援課にご相談ください。 ※変更後の職員配置の適正等について事前に確認します。 ※ 運営規程の変更も必要です。 ※認可定員の変更に伴い、保育室面積に変更が生じる場合は、(3)施設規模の変更も必要です。	4②号	4②号	7号	① 配置図(屋外遊戯場面積が確認できるもの)、平面図 ② 職員名簿※指定様式 ③ 運営規程の写し【変更後】
(6) 定員の減少	※ 待機児童対策の観点から原則不可 ※原則として過去2年間における保育所の利用状況を考慮して定員を定めるものとします。 ※ 事前に所在区のごも家庭支援課にご相談ください。	—	—	7号	① 職員名簿※指定様式 ② 運営規程の写し【変更後】
(7) 定員の内訳変更 (合計定員数が増減しない場合)	※ 事前に所在区のごも家庭支援課にご相談ください。 ※合計定員数が増減せず、年齢別定員が変更となる場合 ※ 運営規程の変更も必要です。 ※認可定員の変更に伴い、保育室面積に変更が生じる場合は、(3)施設規模の変更も必要です。	変更日の3か月前まで	—	7号	① 配置図(屋外遊戯場面積が確認できるもの)、平面図 ② 職員名簿※指定様式 ③ 運営規程の写し【変更後】
(8) 利用定員数の減少	※ 近隣の養育人員の更替や今後の短期的な見込みなどを踏まえて、以下の目的のために利用定員のみを減少させることを可とします。 【目的①】1歳児確保のための0歳児枠純増 【目的②】新規園及び定員割れ園での空きスペースでの年度限定保育事業 ※ 運営規程の変更も必要です。 ※ 事前に所在区のごも家庭支援課にご相談ください。	—	—	7号	① 運営規程の写し【変更後】 ② 職員名簿※指定様式
(9) 分園の設置	※検討段階でことも施設整備課にご相談ください。 ※施設設備の適格性等につきまして、事前に確認します。 ※補助を受ける場合は、補助事業の申込が必要で、 ※変更後の職員配置の適正、設備の適格性等につきまして、事前に確認します。 ※ 運営規程の変更も必要です。	変更日の1か月前まで	4②号	7号	① 案内図、配置図、平面図、立面図【各々、変更前・後のもの】、求積図 ② 本園と分園の位置関係、距離、所要時間等を確認できる資料 ③ 理事会、取締役会議事録の写し ④ 登記簿、使用許可書、賃貸借契約書の写し ⑤ 建築確認済証、検査済証等の写し ⑥ 運営規程の写し【変更後】 ⑦ 職員名簿※指定様式 ⑧ 定款、寄付行為その他の規約の写し ⑨ 現地写真 ※検査済証の写し、現地写真については工事完了後、すみやかに提出

施設に関する変更

法人に関する変更	(1) 設置者（法人等）の名称及び主たる事務所の所在地	変更日から10日以内	—	7号	① 履歴事項全部証明書の写し【変更後】
	(2) 代表者（経営の責任者）（その氏名、生年月日、住所）	変更日の1か月前まで	—	7号	① 新代表者の履歴書 ② 履歴事項全部証明書の写し【変更後】 ③ 誓約書（第3号様式）
	(3) 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書	変更日から10日以内	—	7号	① 履歴事項全部証明書の写し【変更後】 ② 定款、寄附行為その他の規約の写し【変更後】
	(4) 役員（その氏名、生年月日、住所）	変更日から10日以内	—	7号	① 役員一覧【変更後】 ② 誓約書（第3号様式）
その他	※振込口座の名義等の変更	10日以内	—	—	保膏・教育給付課へお問い合わせください。 （TEL 045-671-0202）

※上記の必要書類の他、必要に応じて追加書類の提出を求められます。

7 保護者向け園選びサイト「えんさがしサポート よこはま保育」への情報登録について

横浜市では、保護者の皆様の園選びをサポートするため、「えんさがしサポート よこはま保育」を令和5年8月に開設しました。

令和6年4月開所予定の園の皆様には、令和5年10月27日にメールでご案内をしていますが、以下のとおりアカウント発行及び情報の更新をお願いいたします。

1 掲載情報について

基本情報（園名、法人名、開園時間、定員数など）は本市が一括して入力していますが、下記のとおり追加で入力できる項目もありますので、ぜひご活用ください。

また、本市が一括入力した内容についても各園で修正していただけます。（定員数、募集枠数を除く。）

<掲載できる情報>

- ・基本情報（アクセス、職員数、ならし保育、送迎の際の駐車場等の有無・台数、受入年齢など）
- ・保育・教育方針
- ・園の一日
- ・年間行事
- ・地図
- ・園の様子（写真）
- ・入所希望者向け見学情報
- ・動画掲載（1園につき、最大2本まで動画を無償で委託業者が作成）
- ・保育の質向上の取組（第三者評価の実施日や研修実施状況など）

2 アカウント発行について

入力作業にあたってアカウントの発行が必要になるため、アカウント発行を希望される方は、発行申請の手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

アカウントは、申請から3営業日を目途に発行されます。

（1）発行申請の手続きの流れ

<参考資料1>をご確認のうえ、「利用申し込みフォーム」から手続きを行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

<利用申し込みフォーム>

<https://enmikke.jp//nursery/registration/>

（2）マニュアルや追加入力のためのログイン画面等について

えんさがしサポート よこはま保育の園情報を入力するにあたってのマニュアルがありますので、入力作業の参考にご覧ください。また、園の魅力を発信するためのコツをまとめたチラシ<参考資料2>も併せてご確認ください。

< マニュアル >

<https://enmikke.jp/uploads/document/f628a1fb121572967d4456fbfa123ebd.pdf>

< 追加入力のためのログイン画面（えんみっけ） >

<https://enmikke.jp/>

< 利用者側から見た園のページを確認したい場合の画面 >

<https://enmikke.jp/parental/ensagashisupport/yokohama/>

上記リンクからアクセスし「園名から検索」で検索すると、利用者側から見た園のページを確認することができます。

【担当】 保育対策課（小関、渡部）

TEL：045 - 671 - 4469

【アカウント発行申請やサイトの園情報入力に関すること】

株式会社リンクえんみっけ！事務局

TEL：03 - 5250 - 1155

●えんみっけ！およびえんさがしサポート☆よこはま保育の
**管理ページ付与についてご希望される事業者さまは
 こちらからお申込み頂けます。** <https://enmikke.jp//nursery/registration/>

えんみっけ！ 園児向け

利用申し込みフォーム

都道府県選択 ←神奈川県

地域選択 ←横浜市〇〇区

園選択 ←プリダウンで園名を探してください

員数設定で園名が表示されない場合はこちら。

会員形態 無料会員登録 有料会員登録

法人名 ←法人名

メールアドレス ←メールアドレス

電話番号 ←電話番号

代表者名 (担当名) ←代表者のお名前

※Eメールやスマートフォンなどの携帯端末の設定により、
 ご案内メールや見学予約メールが自動的に迷惑メールなどに振り分けられて届かない場合がございますのでご注意ください。
 ドメイン指定受信で「@link-timesgr.co.jp」及び「@enmikke.jp」を許可するように設定してください。

←申込ボタン

運営会社 | 利用規約 | プライバシーポリシー | ご利用ガイド


Copyright © 2023 enmikke. All Rights Reserved.

申請受付の自動配信メールが届きます。
 メール件名：【えんみっけ！】利用登録申し込みご登録ありがとうございます




※Eメールやスマートフォンなどの携帯端末の設定により、ご案内メールや見学予約メールが自動的に迷惑メールなどに振り分けられて届かない場合がございますのでご注意ください。
 ドメイン指定受信で「@link-timesgr.co.jp」を許可するように設定してください。

申請受付のお電話がかかってきます




お申込みいただきました『えんみっけ！』の仮パスワードをお送りしますので本登録をよろしくおねがいします。

仮パスワード記載の自動配信メールが届きます。
 メール件名：【えんみっけ！】ご登録ありがとうございます



仮パスワード発行メールが届いたら、
 しいは本登録です！



●仮パスワード発行後、パスワード変更

えんみっけ事務局から送られた仮パスワードの連絡メールに記載されているURLをクリックすると「ログイン画面」が開きますのでこちらで新しいパスワードに変更してください。

ログインパスワード変更

●えんみっけ！およびえんさがしサポート☆よこはま保育 ログインの方法

えんみっけ！のTOPページ

ログイン



園ログイン

ログインメニュー



メールアドレス
パスワード



<https://enmikke.jp/>

お問い合わせ 株式会社えんみっけ！事務局 03-5250-1155 support_c.enmikke@link-timesgr.co.jp

保護者向け園選びサイト えんさがしサポート★よこはま保育

～園の魅力を発信するためのコツを分かりやすくお伝えします！～



検索機能はどの項目と紐づけされているんだろう...？

検索機能は、**各園のサイトに掲載されている情報**と紐づけされています。

基本情報の「開園時間」
※各園が入力

基本情報の「アクセス」
※各園が入力

入所状況の「定員数」
※本市が一括入力

「園名から検索」欄にフリーワード
検索を追加実装予定です。
「紹介文」「基本情報」「保育・教育
基本方針」が検索対象になります。
※各園が入力



入力項目が多いので、優先順位を決めたいけれど、
どの項目を優先して入力したら良いのか分からない...

園の様子が分かる写真、補足情報（おむつ、送迎専用駐車場有無、実費徴収など）、保育・教育方針、入所希望者向け見学情報がよく見られる項目（＝保護者が興味を持っている項目）です。なお、写真の掲載にあたっては、個人情報の観点から掲載許可について確認を取っているか、掲載して問題ない写真か、必ずご確認ください。

【参考】「フリーワード検索」で検索されそうなワード（一例）
駐車場、送迎バス、おむつ、障害児、医療的ケア児

また、「資料ダウンロード」にパンフレットや入園説明会資料などを添付していただくと、園の具体的な様子が保護者の方に伝わります。

入力作業のマニュアル
はこちら ▶



<https://enmikke.jp/uploads/document/f628a1fb121572967d4456fbfa123ebd.pdf>

<お問い合わせ先>

横浜市子ども青少年局保育対策課

<電話> 045-671-4469

<ファクス> 045-550-3606

<メールアドレス>

kd-hoikutaisaku@city.yokohama.jp

8 「子ども・子育て支援情報公表システム」(ここ de サーチ) への情報登録等について

子ども・子育て支援法第 58 条に基づき、福祉医療機構が運営する情報サイト「子ども・子育て支援情報公表システム」(ここ de サーチ) において各教育・保育施設の情報をインターネット上で公表しています。

同情報サイトに掲載される教育・保育施設の情報は、神奈川県(以下、県)、横浜市(以下、市)及び各教育・保育施設設置者(以下、設置者)がそれぞれの分担に応じて情報を登録することになっています。

つきましては、3月上旬に設置者のアカウント ID・パスワードを発行いたしますので、登録内容の確認・更新・公表申請をお願いします。

なお、公表後も年に一度は内容を御確認いただきますようお願いいたします。園の情報に変更があった場合は、随時更新を行いますので、手順に沿って更新手続きをお願いします。

ここ de サーチは、保護者の方々が保育園を探す際に利用されるサービスの一つです。保護者の方々に適切に情報を届けるにも、必ず公表・更新手続きをお願い致します。

1 依頼内容

登録情報の確認、更新及び申請処理

アカウント ID・パスワードが発行され次第、登録されている園の情報をご確認いただき、情報の更新した後、公表の申請処理をお願いいたします。公表申請された園の情報は、市及び県の承認後、公表されます。

登録・申請方法については、添付書類及び「施設さま向け案内ページ」に記載しております。横浜市指定の記載ルール等もございますので、添付の「【別添資料①】記入例(横浜市版)」は必ずご確認ください。

子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板ご利用の施設さま向け案内ページ

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/jigyoy/>

2 スケジュール

- ・ 3月上旬 アカウント ID・パスワード発行
- ・ 3月中旬～4月下旬 登録情報の確認・更新・申請

3 参考資料

- ①記入例(横浜市版)
- ②子ども・子育て支援情報公表システムに関するFAQ(よくある質問)
- ③かんたん操作ガイド
- ④ここ de サーチについて(案内)

【担当】	こども施設整備課(橋口、白岩) 045-671-4146 保育・教育運営課(大内、柳沢、柳川) 045-671-3564
【システムに関すること】	福祉医療機構 WAMNET 振興課 03-3438-9262

子ども・子育て支援情報公表システム 記入例

横浜市版

- ▼ 幼保連携型認定こども園の施設をモデルにして、記入例を作成しましたので参考にご活用ください。
- ▼ システム取込シートを活用して作成しているため、実際のシステム画面とは異なります。
- ▼ なお、参考例を示すために架空の設定の情報を入力している項目もありますので、ご注意ください。

シート	入力内容	ページ数
-----	------	------

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する 申請内容を承認する

シート1	▼ 施設等を運営する法人に関する事項	P1
シート2	▼ 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項	P2
シート3	▼ 教育・保育に従事する従業者に関する事項	P3~4
シート4	▼ 教育・保育等の内容に関する事項	P5
シート5	▼ 当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	P6
シート6	▼ 権利擁護等のために講じている措置に関する事項	P7
シート7	▼ 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	P8
シート8	▼ 都道府県知事が必要と認める事項	P9

【別添資料①】記入例(横浜市版).xlsx

[\(トップへ戻る\)](#)

[\(次へ→\)](#)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

:選択形式セル
 :入力形式セル

認可施設帳票

施設等を運営する法人に関する事項		
法人の種類	社会福祉法人	
法人の名称(ふりがな)	しゃかいふくしほうじんてすとふくしかい	
法人の名称	社会福祉法人テスト福祉会	
主たる事務所の所在地	郵便番号	〒 999 - 9999
	都道府県	神奈川県
	市区町村	横浜市
	町名・番地	中区テスト町 1 - 1 - 1
建物名・部屋番号等	テストビル 1 0 9	
主たる事務所の電話番号	000-99-9999	
主たる事務所のその他連絡先	000-88-8888	
事業者番号	9999901000040	
法人の代表者	法人の代表者の氏名	山田 太郎
	法人の代表者の職名	理事長
法人の設立年月日	西暦 1960 年 5 月 1 日	
地域型保育事業	あり	
本園・分園	本園・分園の有無	あり
	本園・分園の施設の名称	テスト保育園・テスト保育園(分園)

【法人情報】※任意項目
 赤字の法人情報及び本園・分園の欄は、自治体が登録・更新する項目となっており、設置者側ではシステム上登録できない仕様になっています。データ取込みの都合上、現時点では空欄としています。

(トップへ戻る) (←前へ) (次へ→)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

 :選択形式セル
 :入力形式セル

認可施設帳票

施設類型		認定こども園 - 幼保連携型	
施設等の名称(ふりがな)		さんぶるほいくえん	
施設等の名称		サンプル保育園	
施設等の所在地	郵便番号	〒 888	
	都道府県	神奈川県	
	市区町村	横浜市	
	町名・番地	中区テスト町 9-9-1	
建物名・部屋番号等		テストビル701	
施設等の電話番号		000-1111-1111	
施設等のその他連絡先		000-8888-8888	
メールアドレス		sample@test.co.jp	
事業所番号		999991000999	
管理	管理者氏名	山田 次郎	
	管理者の職名	施設長 (幼稚園教諭1種免許状、保育士資格)	
認可・認定年月日		西暦 2015 年 4 月	
開始年月日		西暦 2015 年 4 月 1 日	
確認年月日		西暦 2015 年 4 月 1 日	
連携先施設1	連携先施設名	テスト連携施設 1	
	連携先電話番号	00-9999-2222	
連携先施設2	連携先施設名	テスト連携施設 2	
	連携先電話番号	00-9999-3333	

(トップへ戻る) (←前へ) (次へ→)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

認可施設帳票

教育・保育に従事する従業者に関する事項		従業者数 [単位:人]		労働時間 [単位:時間/日]	経験年数 [単位:年]	
従業者に関する事項	職種	常勤	非常勤		常勤	非常勤
	保育教諭	10	0	7.75	11.1	0
	教諭又は保育士	5	2	7.75	8.5	13.1
	保育士	0	0	0	0	0
	保育従事者	1	3	6	22	3.2
	教諭	0	0	0	0	
	家庭的保育者 又は家庭的保育補助者	0	0		0	0
	合計	16	5		-	-
職員一人当たりの子どもの数				5	人	
有する免許・資格		<input type="radio"/> 保育士資格 <input type="radio"/> 幼稚園教諭免許 <input type="radio"/> 看護師免許 その他		【資格の欄の考え方】 入力には職員1人当たり、いずれか1つの項目に計上します(複数の資格を保有していても1項目のみで重複してはいけません)。 「保育教諭」:認定こども園で保育士と幼稚園教諭の両方の資格を取得している者が該当します。 「教諭又は保育士」:認定こども園で特例制度により保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を取得している者が該当します。 「保育士」:保育士資格を取得している者が該当します。 「保育従事者」:看護師、小学校教諭、子育て支援員等の資格者が該当します。 「教諭」:幼稚園教諭の資格を取得している者が該当します。		
有する免許・資格 - その他		管理栄養士 調理師 介護福祉士				

(トップへ戻る) (←前へ) (次へ→)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

選択形式セル
入力形式セル

認可施設概要		【開所日】 空欄のままをお願いします。										
		教育・保育等の内容に関する事項										
開所日	西暦	年	月	日	時	分	秒	分	秒	分	秒	
開所・閉所時間	平日	日	7	0	19	0	19	0	19	0	0	
預かり保育開所・閉所時間	土曜日	日	7	0	19	0	19	0	19	0	0	
預かり保育開所・閉所時間	【預かり保育開所・閉所時間】 認定こども園のみ入力をお願いします。 1号認定の預かり保育の実施時間(正規教育時間を含む) を入力してください。	日	7	0	19	0	19	0	19	0	0	
預かり保育開所・閉所時間	【預かり保育開所・閉所時間】 認定こども園のみ入力をお願いします。 1号認定の預かり保育の実施時間(正規教育時間を含む) を入力してください。	日	7	10	18	0	18	0	18	0	0	
定員数等	年齢	利用定員数[単位:人]	利用者数[単位:人]						学級数[単位:組]			
	0歳	9	1						1			
	1歳	12	2						2			
	2歳	15	1						1			
	3歳	30	15						1			
	4歳	30	15						1			
	5歳	30	15						1			
合計	126	45						7				
運営方法	教育・保育 理念:豊かな心を持った子どもを育成します。 教育・保育 方針:自然の中で、一人の人間として生きていく力を育てます。 登園では、年齢と月齢に応じた環境設定として、1・2歳児混合クラスがあるほか、3歳から5歳児クラスの異年齢保育 る、年下の子は面倒を見られることで、その思いやりの心を育むといった、『異年齢・同年齢での育ち合い』を大切にしていま 詳しくは、当園のホームページ URL:http://www.~~~~~											
教育・保育の内容等	【教育・保育の内容等】 各園の教育・保育の内容で特筆事項がある場合は、記載例を参考に制限時間内で入力してください。 ただし、「当園の利用者数(保育利用)」は、横浜市HPにて公表しています。の一文は必ず入力していただくようお願いいたします。											
給食の実施状況	【給食の実施状況】(給食の提供日) 認定こども園のみ、以下の点に注意して入力をお願いします。(認可保育所・地域型保育事業については、「給食のみ実施」のままでお願いします。) ①【給食の実施状況】は「給食のみ実施」または「給食・弁当の併用」を選択してください。(2・3号は給食提供となるため、「弁当のみ」は選択不可です。) ★1号も2・3号と同様に毎日給食提供している場合は、「給食のみ」を選択してください。(基本的に給食でイベント時のみお弁当の場合も含む) ★1号について、毎日お弁当持参の場合、または毎週や隔週でお弁当持参の日がある場合は、「給食・弁当」併用を選択してください。 ②【給食の提供日】は(月)~(土)で入力済みです。1号の提供日が2・3号と異なる場合は、「その他」にもチェックをしてください。 ③後述の【提供内容の特色】に1号/2・3号に分けて、給食実施状況の詳細を記載してください。 例:保育利用→(月)~(土)給食 教育利用→(月)(水)(金)給食、(火)(木)弁当											
給食の提供日	【給食の実施状況】(給食の提供日) 認定こども園のみ、以下の点に注意して入力をお願いします。(認可保育所・地域型保育事業については、「給食のみ実施」のままでお願いします。) ①【給食の実施状況】は「給食のみ実施」または「給食・弁当の併用」を選択してください。(2・3号は給食提供となるため、「弁当のみ」は選択不可です。) ★1号も2・3号と同様に毎日給食提供している場合は、「給食のみ」を選択してください。(基本的に給食でイベント時のみお弁当の場合も含む) ★1号について、毎日お弁当持参の場合、または毎週や隔週でお弁当持参の日がある場合は、「給食・弁当」併用を選択してください。 ②【給食の提供日】は(月)~(土)で入力済みです。1号の提供日が2・3号と異なる場合は、「その他」にもチェックをしてください。 ③後述の【提供内容の特色】に1号/2・3号に分けて、給食実施状況の詳細を記載してください。 例:保育利用→(月)~(土)給食 教育利用→(月)(水)(金)給食、(火)(木)弁当											

障害児の受け入れ体制	あり	【障害児の受け入れ体制】 全園「あり」で入力しています。
一時預かり事業の実施	あり	【一時預かり事業の実施】 一時保育事業の実施 一時保育事業実施園については、休止中など一時的に受け入れをしていない場合も「あり」としうえて、後述の【その他の利用】に休止中である旨を記載してください。
病児保育事業の実施	あり	【病児保育事業の実施】 一時保育事業実施園については、休止中など一時的に受け入れをしていない場合も「あり」としうえて、後述の【その他の利用】に休止中である旨を記載してください。
居室面積	【面積】※任意項目 自治体が登録・更新する項目となっており、設置者側ではシステム上登録できない仕様になっています。	m
園舎面積	【面積】※任意項目 自治体が登録・更新する項目となっており、設置者側ではシステム上登録できない仕様になっています。	m
園庭面積	【面積】※任意項目 自治体が登録・更新する項目となっており、設置者側ではシステム上登録できない仕様になっています。	m
利用手続き	データ取込みの都合上、現時点では空欄としています。	m
選考基準	【利用手続き】(選考基準) 認可保育所、地域型保育事業については、全ての児童について横浜市が利用調整によって決定するため、空欄になっています。園での修正は不要です。 認定こども園については、【利用手続き】は空欄、【選考基準】は認可届出時の情報で入力しています。1号の入園にあたっての利用手続きや選考基準について、必要に応じて修正をお願いします。	m
その他の利用	【利用手続き・選考基準詳細】 教育利用→各園に直接お問い合わせください。 保育利用→横浜市の利用調整によって決定。 【一時預かりの利用申込】 利用したい月の前月15日までに予約申込書を提出してください。 ※初めての利用の方は、事前の面談(緊急時の連絡先、お客様の健康状態、予防接種の履歴、アレルギーの有無などの聞き取り)が必要です。	m
苦情に対する窓口状況	苦情解決責任者:園長 苦情解決担当者:主任・法人本部担当者 苦情解決第三者委員:民生委員(児童委員、法人評議員、監事・監査役など)	【苦情に対する窓口状況】 個人名や連絡先を記載する場合には、必ずご本人の同意を得たうえで記載してください。
賠償すべき事故への対応	日本スポーツ振興センター災害共済給付制度(死亡、傷害見舞金、食中毒)最高4,000万円 <日本スポーツ振興センターホームページ> https://www.jpnssport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/85/Default.aspx	
提供内容の特色	4月:入園式 5月:遠足 9月:運動会 11月:作品展 2月:節分(豆まき)発表会 3月: <保育内容の特色> 保育利用→(月)~(土)給食提供 / 教育利用→(月)(水)(金)給食提供、(火)(木)弁当 その他、遠足や運動会などのイベントの時は弁当持参となります。 園庭の砂場において、どろんこ遊びを実施、園の畑を活用し、無農薬野菜を栽培しクッキング保育を実施。 地域と連携し、避難訓練、炊出し訓練等の総合防災訓練を実施、地域の高齢者を招いてお誕生会を実施。	【提供内容の特色】 記載例を参考に年間スケジュール、保育内容の特色等を入力してください。 認定こども園は1号/2・3号に分けて、給食実施状況の詳細を記載してください。 例:保育利用→(月)~(土)給食提供 教育利用→(月)(水)(金)給食提供、(火)(木)弁当持参 その他、各園の特徴を具体的に説明すると分かりやすいです。

(トップへ戻る) (←前へ) (次へ→)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

:選択形式セル
:入力形式セル

認可施設帳票

当該報告に係る教育・保育の利用料等に関する事項	
実費徴収の有無	あり
<p>【実費徴収】 具体的な内容を記載する場合には、記載例を参考に、以下の点に注意したうえで入力をお願いします。 ①認可保育所、認定こども園は給食費(3～5歳児クラス)を必ず記載してください。 ②項目は具体的にわかりやすく記載してください。 例: × 文房具 → ○ のり、クレヨン、スケッチブック 実費徴収に関する詳細については、横浜市からの通知をご確認ください。</p>	<p>(1) 給食費(3～5歳児クラス) 保育利用 ¥5,700/月 (内訳: 主食費 ¥1,200、副食費 ¥4,500) 教育利用 ¥2,850/月 (内訳: 主食費 ¥600、副食費 ¥2,250) (2) 購入する物 ・園帽子(2歳児～) ¥650 ・クレヨン(2歳児～) ¥590 ・お道具箱(3歳児～) ¥1,450 ・鍵盤ハーモニカ(5歳児) ¥500 ・写真購入代(全年齢) ¥110/枚 ※園帽子やお道具箱などは1度購入すれば毎年度購入するものではありません。 ※写真は外部委託している〇〇から直接購入となります。 (3) 延長保育(保育利用)(利用者のみ) 延長保育利用料(月額): 10日以内 ¥850/30分、11日以上 ¥1,700/30分 間食代(月額): 10日以内 ¥1,250、11日以上 ¥2,500 夕食代(月額): 10日以内 ¥3,750、11日以上 ¥7,500 ※利用料等は各種減免制度があります。 ※延長保育を利用する場合は、職員配置等の準備があるため、事前に園への申込みが必要です。 (4) 習い事(希望制) ・体操教室(月2回) ¥3,000/月 ・英語レッスン(週1回) ¥5,000/月</p>
金額	70,000 円/年
上乗せ徴収の有無	あり
理由	<p>園舎修繕費 冷暖房費</p> <p>【上乗せ徴収(=特定負担額)】 認定こども園のみ該当がある場合に入力してください。 認可保育所・地域型保育事業は「なし」で入力しています。園での入力は不要です。</p>
金額	5,500 円/年

(トップへ戻る) (←前へ) (次へ→)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

:選択形式セル
:入力形式セル

認可施設帳票

権利擁護等のために講じている措置に関する事項	
提供開始時の説明	あり
利用者の同意	あり
利用者負担の利用料に関する説明	あり
相談、苦情等の対応のための取組	<input type="radio"/> 相談、苦情受付窓口の設置 <input type="radio"/> 相談、苦情内容の記録 <input type="radio"/> 相談、苦情に関する市町村実施事業への協力 <input type="radio"/> 改善結果の市町村への報告

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#) [\(次へ→\)](#)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

:選択形式セル
 :入力形式セル

認可施設帳票

教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項	
事故発生の防止及び発生時の対応	<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応及び事故発生防止のための指針の整備
	<input type="checkbox"/> 事故発生時の報告及び改善策を周知徹底する体制の整備
個人情報等の取組状況	<input type="checkbox"/> 事故発生防止のための定期的な研修の実施
	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る規程の整備
	<input type="checkbox"/> 秘密保持に係る研修の実施
	その他
第三者評価等の実施・結果の公表状況	実施 (結果の公表有り)
第三者評価等の結果	http://www.test.co.jp

[\(トップへ戻る\)](#) [\(←前へ\)](#)

※入力や選択セルに対してコピーや貼り付けを行わないでください。

:選択形式セル
 :入力形式セル

認可施設帳票

都道府県が設定した場合のみ
 入力する項目があります。

都道府県知事が必要と認める事項	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目1	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	
独自項目2	

子ども・子育て支援情報公表システムに関するFAQ（よくある質問）

このFAQは、自治体及び事業者が施設情報を入力する際の参考となるよう、現行のシステムで設定している項目における考え方・取扱いを基に作成したものであり、今後詳細を検討していく過程で、随時その検討結果を反映させていくものです。
※網掛けのセルは、追加・修正した箇所となります。

No.	事項	質問	頁
1	制度（全般）	本システムを運用する目的・理由はなにか。	P1
2	制度（全般）	入力した情報はどのように扱われるのか。	
3	制度（全般）	いつ・どのように公表されるのか。	
4	制度（全般）	今後どのように運用されるのか。	
5	制度（法令）	公表に関する法的根拠は何か。	
6	制度（全般）	公表の対象となる施設類型は何か。	
7	制度（全般）	幼稚園（私学助成）の取扱いはどうなるのか。	P2
8	制度（全般）	都道府県・市町村の役割はどうなっているのか。	
9	制度（全般）	事業者の役割はどうなっているのか。	
10	システム（基本）	システムの権限はどうなっているのか。	
11	システム（基本）	どの項目が公表されるのか。	
12	システム（基本）	項目は全て入力しなければならないのか。	
13	システム（基本）	なぜ入力できる項目とできない項目があるのか。	P3
14	システム（基本）	公表する項目はどのように決定されるのか。	

No.	事項	質問	頁
15	システム（基本）	公表したくない情報がある場合はどうすればよいか。	
16	システム（基本）	システムから複数のID通知メールが届いたが違いは何か	
17	システム（基本）	認可外における「閲覧」権限とは何か。	
18	システム（基本）	「都道府県知事が必要と認める事項」の登録方法が知りたい。	P4
19	システム（基本）	事業者インターネット環境がない場合は、どうすればよいか。	
20	システム（基本）	「事業者情報」と「施設基本情報」の修正を行う場合はどうすればよいか。	
21	システム（基本）	他の自治体で事業展開をしている事業者の情報を利用することは可能か。	
22	システム（基本）	保育園、幼稚園から認定こども園に移行した場合の事業所情報の取り扱いはどうすればよいか。	
23	システム（基本）	施設詳細情報にある「添付ファイル」には何を貼付すればよいか。	
24	システム（基本）	事業者が複数の事業所を運営しており、施設のメールアドレスを統一することは可能か。	
25	システム（基本）	確認者のIDで変更できる情報は何か。	
26	システム（基本）	公表処理を行ってから実際に公表されるまでどれくらいの期間を要するのか。	
27	入力項目（事業者情報）	事業者情報の欄に本園・分園の有無があるが、何を入力すればよいか。	
28	入力項目1のイ（施設又は事業者情報）	主たる事務所の住所には施設・事務所のどちらを入力すればよいか。	P5
29	入力項目1のロ（施設又は事業者情報）	個人事業主で職名がない場合は何を入力すればよいか。	
30	入力項目1のハ（施設又は事業者情報）	法人ではない場合は設立年月日に何を入力すればよいか。	
31	入力項目1のニ（施設又は事業者情報）	本園・分園の名称には、対象の施設を全て入力するのか。	
32	入力項目2のロ（施設情報）	メールアドレスが2種類あるが、どう使い分けるのか。	
33	入力項目2のヘ（施設情報）	確認を受けた年月日とは何ですか。	
34	入力項目3のイ（従業者の情報）	いつ時点の情報を入力すればよいか。	

No.	事項	質問	頁
35	入力項目3のイ（従業者の情報）	従業者の職種別はどのように入力すればよいか。	
36	入力項目3のイ（従業者の情報）	栄養士や調理師はカウントするのか。	
37	入力項目3のイ（従業者の情報）	労働時間はどのように入力すればよいか。	P6
38	入力項目3のイ（従業者の情報）	経験年数はどのように入力すればよいか。	
39	入力項目3のイ（従業者の情報）	職員1人当たりの子どもの数はどのように入力すればよいか。	
40	入力項目4のイ（教育・保育内容）	開所日はどのように入力すればよいか。	
41	入力項目4のイ（教育・保育内容）	延長保育時間はどこに入寮すればよいか。	
42	入力項目4のイ（教育・保育内容）	預かり保育とはどの事業のことを指しているのですか。	
43	入力項目4のイ（教育・保育内容）	年齢別に利用定員を定めていない場合はどう入力すればよいか。	P7
44	入力項目4のイ（教育・保育内容）	歳児別のクラス編成ではなく、合同クラスの場合はどうすればよいか。	
45	入力項目4のイ（教育・保育内容）	運営方法には何を入力すればよいか。	
46	入力項目4のロ（教育・保育内容）	給食の実施状況でイベントの時のみお弁当の場合はどう入力すればよいか。	
47	入力項目4のハ（教育・保育内容）	居室面積の考え方がわかりません。	
48	入力項目4のハ（教育・保育内容）	園舎面積には何を入力すればよいか。	
49	入力項目4のハ（教育・保育内容）	園庭面積には何を入力すればよいか。	
50	入力項目4のニ（教育・保育内容）	市町村で利用調整しているが選択肢がないのでどうすればよいか。	
51	入力項目4のニ（教育・保育内容）	市町村の利用調整基準で選考している場合はどうすればよいか。	
52	入力項目4のニ（教育・保育内容）	その他の利用には何を入力すればよいか。	P8
53	入力項目4のホ（教育・保育内容）	苦情に対する窓口状況には何を入力すればよいか。	
54	入力項目4のヘ（教育・保育内容）	賠償すべき事故への対応には何を入力すればよいか。	

No.	事項	質問	頁
55	入力項目4のト（教育・保育内容）	提供内容の特色には何を入力すればよいか。	
56	入力項目5（利用料）	実費徴収は歳児毎で内容や金額が異なる場合は、どのように入力すればよいか。	
57	入力項目5（利用料）	給食費（主食費・副食費）は実費徴収に記載するべきか。	P9
58	入力項目5（利用料）	上乗せ徴収はどのように入力すればよいか。	
59	入力項目別表第2の第1のイ	提供開始時の説明とは何ですか。	
60	入力項目別表第2の第1のイ	利用者の同意とは何ですか。	
61	入力項目別表第2の第2の3	第三者評価の結果が書ききれない場合は、公表しているホームページのURLを記載する方法でもよいか。	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
1	a	制度 (全般)	本システムを運用する目的・理由はなにか。	本システムの目的と役割・機能は以下のとおりとなっています。 (目的) ・ 利用者の選択に資する教育・保育施設等の情報をインターネット上で直接閲覧できる環境の構築する (役割・機能) ・ 特定教育・保育施設の保育内容と運営状況等の都道府県知事への報告及び情報公表 ・ 認可外保育施設の運営状況等の情報公表 ・ 特定教育・保育施設から市町村への確認情報の届出を本システムへの登録をもって代えることが可能 ※ 届出を本システムで代用するかについては、市町村の判断となります。 〔法令の略称〕 ※児童福祉法：「児福法」とする。 ※子ども・子育て支援法：「子子法」とする。	
2	a	制度 (全般)	入力した情報はどのように扱われるのか。	全国の特設教育・保育施設等の入力された情報は、本システムを運用する独立行政法人福祉医療福祉機構(WAM)にて管理され、法に基づいて公表された情報は、利用者がインターネットにより検索・閲覧できるようになります。	
3	a	制度 (全般)	いつ・どのように公表されるのか。	現在、施設情報の入力をお願いしているところですが、公表は令和2年9月下旬を予定しております。公表されると、独立行政法人福祉医療福祉機構が管理する「WAM NET」から施設情報を検索・閲覧できるようになります。	
4	a	制度 (全般)	今後どのように運用されるのか。	本システムは、法に基づく報告及び公表の役割のほか、事業者から市町村への確認情報の届出(新規・変更など)について、市町村の判断となりますが、システムへの確認内容の登録をもって代えることができることとなります。また、利用者への情報提供の役割もあることから、入力された情報は最低でも年1回の更新をお願いすることとなります。	
5	a	制度 (法令)	公表に関する法的根拠は何か。	特定教育・保育施設及び認可外保育施設の公表に関する法的根拠は、以下のとおりとなっています。 (特定教育・保育施設) ・ 子子法第58条第1項 ⇒ 事業者は提供する教育・保育に係る情報を所在地の都道府県知事に報告しなければならない ・ // 第2項 ⇒ 都道府県知事は当該報告内容を公表しなければならない (報告する内容) ・ 子子法施行規則第50条 ⇒ 別表第1及び別表第2に掲げる項目 (認可外保育施設) ・ 児福法第59条2の5第1項 ⇒ 事業者は、施設の運営の状況を所在地の都道府県知事に報告しなければならない ・ // 第2項 ⇒ 都道府県知事は当該報告を市町村に周知し、公表するものとする	
6	a	制度 (全般)	公表の対象となる施設類型は何か。	公表の対象となる施設は、子子法31、43条により確認をされた「特定教育・保育施設及び事業所」と児童福祉法59条による報告義務がある「認可外保育施設」が対象となります。 なお、子子法59条2の2(特定子ども・子育て支援施設等の確認)については、公表に関する規定はないため、新制度に移行していない『幼稚園(私学助成)』について、公表する・しないかは自治体の判断となります。 なお、本システムが利用者の保育施設等の情報検索に資するためのものであるという趣旨を鑑みてご検討ください。 (公表の対象施設) (自治体の判断による公表施設) ・ 認定こども園 ・ 認可保育所 ・ 幼稚園(新制度移行) ・ 幼稚園(私学助成) ・ 地域型保育事業所 ・ 認可外保育施設	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
7	a	制度 (全般)	幼稚園(私学助成)の取扱いはどうなるのか。	幼稚園(私学助成)は特定・教育保育施設ではないため、厳密には法に基づく公表の対象施設ではありません。しかし、本システムが教育・保育施設等を検索・閲覧できる環境の整備し、利便性の向上を目的としていること、幼稚園(私学助成)も無償化の対象施設であることから、事業者と調整の上で自治体の判断で公表することは差し支えありません。 なお、旧システムにおいて幼稚園(私学助成)を登録していた場合でデータ移行の確認時に削除しなかった場合は、現システムにデータが移行されますので、公表しない場合は削除する必要があります。	
8	a	制度 (全般)	都道府県・市町村の役割はどうなっているのか。	自治体の役割(権限・義務)は以下のとおりです。 ・ 都道府県：特定教育・保育施設の公表、事業者情報の登録 ・ 政令市：事業者情報の登録、施設情報の確認(施設情報の代理入力も可能) ・ 市町村：施設情報の確認(施設情報の代理入力も可能) なお、システム操作の権限は基本的に上記の役割に応じて付与されているため、それぞれで入力できる項目が異なります。また、都道府県から権限を移譲されている中核市等は、市町村でも事業者情報の登録ができます。 システム操作の権限を移譲する場合は、操作権限を明確にするため、一部の市町村にのみ移すのではなく、都道府県下の市町村に対して統一を行うものとなります。(※システム上の処理があるので、事前に内閣府に相談が必要です。)	
9	a	制度 (全般)	事業者の役割はどうなっているのか。	事業者の役割は以下のとおりです。 ・ 施設の詳細情報の入力(事業者情報が登録された後)。 ・ 最低でも年1回の施設情報の更新作業 ・ (施設の確認内容に変更等がある場合に)本システムを活用した市町村への届出。 なお、本システムをもって届出に代える対応や更新作業の時期については、市町村の判断となりますので、事業者に周知するようお願いいたします。	
10	b	システム (基本)	システムの権限はどうなっているのか。	Q7のとおり、基本的に都道府県・市町村の役割に準じてシステムで操作できる権限が付与されています。例えば、都道府県は事業者の登録はできますが、施設の詳細情報の入力・確認操作はできません。	
11	b	システム (基本)	どの項目が公表されるのか。	Q5のとおり、子子法58条により事業開始前に提供する教育・保育内容を都道府県知事に報告することとされており、その報告された内容を公表することとなっていることから、原則として、全ての項目が公表の対象となります。ただし、システムの運用上では、最低限の施設情報として必ず入力が必要な項目(必須項目)を設定し、それ以外の項目については入力しなくても登録・公表することは可能です。 つまり、全ての項目は原則として公表の対象であるものの、必須項目が入力されていれば登録・公表は可能です。ただし、入力しない項目は『空欄』となり、利用者が情報を検索・閲覧できなくなりますので、情報公開の観点から可能な限り入力されることを推奨します。	
12	b	システム (基本)	項目は全て入力しなければならないのか。	Q11のとおりですが、必須項目は以下のとおりです。 ・ 法人の種類 ・ 法人の名称 ・ 主たる事務所の所在地(郵便番号、都道府県、市区町村まで) ・ 施設類型 ・ 施設等の名称 ・ 施設等の所在地(郵便番号、都道府県、市区町村まで) ・ システムからのメールアドレス	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
13	b	システム(基本)	なぜ入力できる項目とできない項目があるのか。	Q8、10のとおり、付与されている権限により、入力可能な項目が分かれています。 なお、事業者が入力することができず、都道府県等でのみ入力ができる項目が設定されています。 ・ 施設類型 ・ 施設等の名称 ・ 施設等の所在地(郵便番号、都道府県、市区町村、町名・番地、建物名称・部屋番号) ・ 施設等のその他連絡先 ・ 事業者番号 ・ 施設等の管理者の氏名、職名 ・ 許可・認定年月日 ・ 開所時間 ・ 利用定員 ・ 居室面積・園舎面積、園庭面積 これは都道府県等への届出により変更が認められる項目であり、事業者の数量で変更できないもので、都道府県等でのみ操作ができるよう制限しています。	
14	b	システム(基本)	公表する項目はどのように決定されるのか。	公表の基準については、都道府県の権限で設定することになります。 基本的な考え方としては、設定されている項目は事業者が都道府県知事に報告する内容であるため、全て公表するのが原則です。 しかし、個人事業主であったり自宅を活用して事業を実施している等の事情を考慮して、指定した項目を公表しないとすることも可能です。都道府県と市町村とで協議の上で決定してください。	
15	b	システム(基本)	公表したくない情報がある場合はどうすればよいか。	都道府県が公表しないに設定した場合は、その項目は公表されません。 ただし、システムの仕様から施設毎に個別に公表する・公表しないを設定することはできません。 よって、公表したくないと事業者から申し出がある場合は、その項目を『空欄』とすることで対応してください。 例えば、Q14のとおり、自宅を事業所としている場合で町名・番地までは公表してほしくない等の申し出があった場合は、町名・番地の項目を公表しないとすると他の類型施設にまで影響するので、次のとおり対応してください。 1. 都道府県は公表するに設定している 2. 事業者から公表してほしくないとの申し出がある 3. 事情によって、当該項目を『空欄』にして登録する ※町名・番地まで登録していない場合は、マッピング表示(地図上に施設の場所を表示)はされません	
16	b	システム(基本)	システムから複数のID通知メールが届いたが違いは何か	①認可と認可外で使用するIDが異なります。同じ部署で両方を担当される場合は、登録したメールアドレス宛にそれぞれのIDが送られます。 「CHP」で始まるID(認可)・・・情報の登録および公表権限を有するID(都道府県のみ) 「CHM」で始まるID(認可)・・・情報の登録および確認権限を有するID(政令・中核市と都道府県から権限移譲を受けた市町村) 「CHL」で始まるID(認可)・・・情報の確認を行うID(一般市町村) 「CHN」で始まるID(認可外)・・・情報の登録および公表権限を有するID 「OHB」で始まるID(認可外)・・・情報の閲覧を行うID ②認可外については、登録用と閲覧用2つのIDの登録申請をいただいた自治体もあるため、その場合も複数のメールと錯覚されるケースがありますが、内容としては異なる2つのIDを配布しているものです。メールに添付されているIDを確認してください。	※Q10に関連
17	b	システム(基本)	認可外における「閲覧」権限とは何か。	「認可外」では、事業者の確認を行う上で他の自治体において登録されている事業者情報を確認する必要があることから、登録情報を横断的に閲覧できる機能を有しており、これが「閲覧」機能となります。 「閲覧」用IDをお持ちの自治体であれば、他の自治体で登録されている事業者の情報をシステムから確認することができます。	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
18	b	システム(基本)	「都道府県知事が必要と認める事項」の登録方法が知りたい。	「都道府県知事が必要と認める事項」(以下、独自項目という)については、各都道府県単位で次年度に各事業所に入力してもらいたい項目を当年度中に登録いただく仕様となっています。 当年度に入力(届出)してもらいたい項目を当年度中に設定、公表することはできませんのでご注意ください。 設定できる機能は、質問の種類に応じて「文字入力・数値入力・リスト選択・ボタン選択・複数選択」などから選ぶことができます。 (詳しくは、「子ども・子育て支援情報公表システム操作説明書(認可・自治体向け)P12~をご覧ください。)	
19	b	システム(基本)	事業者インターネット環境がない場合は、どうすればよいか。	「認可」において、各事業所が登録する情報を自治体が代わりに入力できる機能(「代理入力」)があります。 「認可」では「確認」権限を有するユーザー(「CHM」または「OHL」)であれば、施設情報の照会・確認を行う画面から、該当事業所を検索し、一覧画面から「詳細情報確認」のリンクをクリックすることで、該当事業所に代わって施設の情報が登録できるとともに、登録した情報を都道府県へ公表依頼することで、情報の公表が可能です。	
20	b	システム(基本)	「事業者情報」と「施設基本情報」の修正を行う場合はどうすればよいか。	「事業者情報」「施設基本情報」は登録権限を有する自治体のみ修正が可能です。 なお、該当事業所情報の処理状況が「申請待ち」の状態で修正が可能となっており、処理状況がそれぞれ「確認待ち」「公表待ち」となっている場合は、修正処理が行えませんのでご注意ください。 ※「確認待ち」「公表待ち」の状態において修正が見つかった場合は、「差し戻し」機能による事業者への差し戻し、または一旦公表処理を行っていただきますと処理状況が「申請待ち」に戻りますので、そこから修正をお願いします。	
21	b	システム(基本)	他の自治体で事業展開をしている事業者の情報を利用することは可能か。	基本的に事業者の認可権限を踏襲した登録方式としているため、他の自治体で展開している事業者の情報を引用することはできません。 市町村で新規に事業を開始する事業所については、事業者情報も含め新規登録をする必要があります。	
22	b	システム(基本)	保育園、幼稚園から認定こども園に移行した場合の事業者情報の取り扱いはどうすればよいか。	各自自治体における事業者番号の取扱いにもよりますが、 ①保育園・幼稚園を施設形態の変更に伴って一旦廃止し、新たに認定こども園で新規登録する(事業者番号は新たに付与) ②保育園・幼稚園の施設種類等を変更し、継続して管理する(事業者番号は変更前の番号を保持) いずれの取扱いについても、システム上で対応可能となっています。	
23	b	システム(基本)	施設詳細情報にある「添付ファイル」には何を貼付すればよいか。	施設の写真や監査報告書、それに伴う改善報告書の添付など、多目的に利用いただくことを想定して設定しています。 これは法に基づく報告内容ではなく、各自自治体の運用において用途は自由です。	
24	b	システム(基本)	事業者が複数の事業所を運営しており、施設のメールアドレスを統一することは可能か。	同一アドレスを登録することは可能です。 ただし、この場合はIDに紐づく事業所を宛名としますので、例えば3つの事業所を運営していて、すべて同じメールアドレスを登録すると、同一アドレスに各事業所を宛名としたメール(計3通)が届く仕組みとなりますのでご注意ください。	
25	b	システム(基本)	確認者のIDで変更できる情報は何か。	「認可」における確認者ID(「OHL」で始まるID)では、施設から登録された情報(施設詳細情報)の修正・変更が可能です。 登録権限を持ち合わせたID(「CHM」で始まるID)の場合は、施設詳細情報に加えて事業者情報、施設基本情報の修正もあわせて可能となります。(※この場合は、No55のQ&Aをあわせてご確認ください。)	※Q55に関連
26	b	システム(基本)	公表処理を行ってから実際に公表されるまでどれくらいの期間を要するのか。	都道府県等において公表処理を実施すると、約1時間で公開されます。	
27	c	入力項目(事業者情報)	事業者情報の欄に本園・分園の有無があるが、何を入力すればよいか。	事業者が本園・分園を設置している場合に選択してください。	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
28	c	入力項目1のイ(施設又は事業者情報)	主たる事務所の住所には施設・事務所のどちらを入力すればよいのか。	事業者の情報を入力する項目ですので、事業者の主たる事務所(いわゆる、法人本部)がある住所を入力してください。 施設の住所は次の施設情報の項目にあります。 ただし、施設に事務所を置いている場合は、主たる事務所と施設の住所が一致することになります。 なお、個人事業主は積極的に住所を公にする必要はないと考えられるため、自宅を主たる事務所としている場合であっても、施設の住所を登録しても差し支えありません。法人の場合は法務局に会社登録をしていますが、登記している住所を入力してください。	
29	c	入力項目1のロ(施設又は事業者情報)	個人事業主で職名がない場合は何を入力すればよいのか。	個人事業主の場合特に職名を設けていない場合は『空欄』でも差し支えありません。 よくある社長や代表といった職名が利用されていますが、会社法により代表取締役、取締役といった職名は使えませんのでご注意ください。	
30	c	入力項目1のハ(施設又は事業者情報)	法人ではない場合は設立年月日に何を入力すればよいのか。	この場合は、法人登記をしておらず、特に商号登録もしていないのであれば、『空欄』で差し支えありません。 入力する場合は、当該事業を開始した年月日を入力してください。	
31	c	入力項目1のニ(施設又は事業者情報)	本園・分園の名称には、対象の施設を全て入力するのか。	事業者が運営する本園・分園の施設名称を入力します。 入力文字に制限(40文字)があるため、全ての施設が入力できない場合は、中心園(本園)または分園のみ入力するか、代表する施設のみ入力するなどの対応をお願いします。	
32	c	入力項目2のロ(施設情報)	メールアドレスが2種類あるが、どう使い分けなのか。	使い分けは以下のとおりです。 ・ メールアドレス：利用者が施設に連絡(園児等の申込みなど)するアドレス ・ システム用メールアドレス：システムからの連絡に使用されます	
33	c	入力項目2のヘ(施設情報)	確認を受けた年月日とは何ですか。	特定教育・保育施設として市町村に確認された日を入力します。 市町村から確認証が発行されていれば、その年月日を確認してください。 確認制度は、子ども・子育て支援新制度から施行された制度であり、新制度よりも前から認可設置されていた施設の場合は、基本的に平成27年4月1日が確認日となります。	
34	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	いつ時点の情報を入力すればよいのか。	基本的には、4月1日時点の新年度開始時点(4月1日以降の開設した施設は開設時点)で差し支えありません。 ただし、直近で大きく変更があった場合は、最新の時点での情報を入力してください。 なお、従業者の職種別人数、労働時間、経験年数は極力同じ時点の情報で入力してください。	
35	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	従業者の職種別はどのように入力すればよいのか。	本システムでは、認可用の認可外用の2種類に分かれており、認可用には特定教育・保育施設(認定こども園、保育所、幼稚園、地域型事業など)が入力するため、それぞれの施設類型に対応できるように項目を設定しています。 入力は職員1人当たり、いずれか1つの項目に計上します。 <例示> 「保育士と幼稚園教諭の資格の両方取得している場合」 認定こども園であれば保育教諭に計上し、保育所であれば保育士、幼稚園であれば教諭に計上します。 従業者の職種別の項目の入力方法は、以下のとおりです。 ・ 保育教諭：認定こども園で保育士と幼稚園教諭の両方の資格を取得している者が該当します。 ・ 教諭又は保育士：認定こども園で特例制度により保育士又は幼稚園教諭のいずれかの資格を取得している者が該当します。 ・ 保育士：保育士の資格を取得している者が該当します。 ・ 保育従事者：看護師、小学校教諭、子育て支援員等の資格者が該当します。 ・ 教諭：幼稚園教諭の資格を取得している者が該当します。 ・ 家庭的保育者又は保育補助者：家庭的保育事業用として市町村で認定されている者が該当します。	
36	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	栄養士や調理師はカウントするのか。	栄養士・調理師(調理師)はカウントしません。 施設によっては給食室がない場合や、自園調理であっても直営・委託と携帯が様々あるため、調理員は計上しません。	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
37	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	労働時間はどのように入力すればよいのか。	常勤職員(非常勤の常勤並みを含む)の雇用契約書上の平均労働時間を入力することを想定していましたが、該当する非常勤職員の勤務時間が隔月で変動がある、育児短時間勤務の職員の取扱いなど施設の事情によって計算が煩雑になるとの意見を考慮しまして、 <u>就業規則で定める正職員(常勤)の所定労働時間を計上することとします。</u> <u>就業規則で定める正職員(常勤)の所定労働時間を計上してください。</u> <u>所定労働時間が職種によって異なる場合は、規定の労働時間の平均を計上してください。</u> (端数の処理) ※システムの入力制限は小数点を含め3桁 ・ 小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位まで(整数1桁と小数点2桁)とします。 <例示> 保育士の欄：保育士(常勤)の所定労働時間は7時間45分(全員) ⇒ 7.75時間/日 保育従事者の欄：看護師(常勤)の所定労働時間は6時間 子育て支援員(常勤)の所定労働時間は7時間45分 ⇒ 6.87時間/日	※入力規則(考え方・端数の処理)を変更 旧：平均労働時間(非常勤を含む) 小数点第2位以下を切捨て ↓ 新：就業規則上の所定労働時間 小数点第3位以下を切捨て、小数点第2位までとする。 <理由> 施設によっては計算は煩雑となるため、各事業者が定める就業規則の所定労働時間として、簡素化を図る。
38	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	経験年数はどのように入力すればよいのか。	常勤職員(非常勤の常勤並みを含む)の平均経験年数を計上してください。 経験年数は当該施設での勤続年数ではなく、職員の職歴による経験年数となります。 なお、経験年数及び非常勤の常勤換算については、処遇改善等加算Ⅰの考え方と同様です。 ※算定対象の施設：処遇改善等加算の取扱い通知を確認してください ※非常勤の常勤換算：1日6時間以上かつ月20日以上の勤務 (端数の処理) ※システムの入力制限は小数点を含め3桁 ・ 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位まで(整数2桁と小数点1桁)とします。 <例示> ① 平均の経験年数 12年9か月の場合 ⇒ 12.75年 ⇒ 12.7年 ② 平均の経験年数 9年3か月の場合 ⇒ 9.25年 ⇒ 9.2年	※入力規則(端数の処理)を変更 旧：小数点第2位以下を切捨て ↓ 新：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位までとする。
39	c	入力項目3のイ(従業者の情報)	職員1人当たりの子どもの数はどのように入力すればよいのか。	利用定員の合計(子どもの数)を「従業者の職種別」で対象とした職員(教諭・保育士・保育士と見なせる保育従事者(特例換算ができる資格者)のこの)のうち、常勤職員(非常勤の常勤並みを含む)の人数で除して計上してください。 なお、待機児童解消のために定員を超過して児童を受け入れており、超過受入により職員配置基準上の必要保育士数が増える場合は、実際の児童数(実員)と対象となる職員の人数で計上してください。 (端数の処理) ※システムの入力制限は整数5桁 ・ 小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位を切り上げた整数とします。 <例示> ① 利用定員120人、職員数18人(常勤14人、非常勤(常勤換算)4人) ⇒ 6.66人 ⇒ 6人 ② 実員95人、職員数9人(常勤7人、非常勤(常勤換算)2人) ⇒ 10.5人 ⇒ 10人	※入力規則(考え方・端数の処理)を変更 旧：小数点第1位以下を切捨て ↓ 新：小数点第2位以下を切捨て、小数点第1位を切り上げた整数とする。 (追加) 超過受入により職員配置基準上の必要保育士数が増える場合は、実際の児童数(実員)と職員数で計上する。 <理由> 固定の利用定員に対して職員数は受入状況により必要数変動するため、より正確を期するため。
40	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	開所日はどのように入力すればよいのか。	ここは入力する必要はありません。 ※今後のシステム改修等を行う場合に項目の編集を含めて検討してまいります。	
41	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	延長保育時間はどこに入察すればよいのか。	現システムでは延長保育時間を入力する項目がありませんので、開所時間には延長保育時間を含めた時間を入力してください。 ※今後のシステム改修等を行う場合に項目の編集を含めて検討してまいります。	
42	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	預かり保育とはどの事業のことを指しているのですか。	認定こども園、幼稚園の預かり保育事業が該当します。 保育所で実施している一時預かりは、別に入力する項目があります。	

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
43	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	年齢別に利用定員を定めていない場合はどう入力すればよいか。	2号・3号認定子どもとして利用定員を確認しており、年齢別で利用定員を定めていない場合は、次の対応が考えられます。 ①認可定員(年齢別定員)または実際の施設の状況を勘案して按分する方法で各歳児の利用定員を入力する ②いずれかの年齢に寄せて入力し、運営方法の項目にクラス編成の説明を加える ただし、②の場合は、いずれかの年齢に寄せるために他の年齢が0人となってしまい、利用者が施設情報を閲覧した際に誤解を招く可能性があるため、運営方法(自由記述)にクラス編成について説明を加えるなどの配慮が必要です。	
44	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	歳児別のクラス編成ではなく、合同クラスの場合はどう入力すればよいか。	保育室が各歳児で分かれておらず、1部屋で合同保育(異年齢保育)している場合であっても、歳児毎に教育・保育の内容や計画は分けて設定しているはずですので、合同クラスであっても歳児別にグループを設定して教育・保育を実施していれば、各歳児1クラス(学級)として入力してください。 また、0歳児クラス、1歳児クラス、1・2歳児クラス、2歳児クラス…(略)というように、各歳児でクラスの設定があり、かつ合同クラスも設定している場合は、どちらかのクラス(学級)に寄せて計上し、運営方法に合同クラスがある旨を記述してください。	
45	c	入力項目4のイ(教育・保育内容)	運営方法には何をを入力すればよいか。	施設の保育方針・理念を全角500文字以内で自由記述してください。 また、事業者のホームページ等で保育理念・方針を掲載していれば、該当するページのURLを記載する方法でも良いです。	
46	c	入力項目4のロ(教育・保育内容)	給食の実施状況でイベントの時のお弁当の場合はどう入力すればよいか。	基本的には「給食のみ」の提供であるが、食育の取組みとして月1回お弁当の日を設定している、運動会などのイベントの日はお弁当持参しているなどは、特定の日またはイベントの時み特徴的な対応をしているということなので、「給食のみ実施」を選択し、下段にある「提供内容の特色」にその旨(イベント時はお弁当持参など)を記載してください。 恒常的に月・水・金は給食(週3回)で火・木はお弁当(週2回)といった場合は、「給食・弁当併用」を選択してください。 また、下段にある「提供内容の特色」にその内容(週2回火曜日・木曜日はお弁当持参など)を記載してください。	
47	c	入力項目4のハ(教育・保育内容)	居室面積の考え方がわかりません。	【★自治体で入力する項目】 設置認可基準にある、子どもの面積基準に係る保育室の面積を入力してください(小数点第1位まで)。 例えば、ホールがある施設の場合で当該ホールは遊戯室として利用しているが、保育室(子どもの面積基準に関わる部屋)ではないのあれば、ホールは居室面積に含めません。 一方で、例えば待機児童解消のために超過受入をしており、当該ホールを保育室として利用している場合は、子どもの面積基準に関わる面積となるので、居室面積に含まれます。	※自治体でのみ入力できる項目
48	c	入力項目4のニ(教育・保育内容)	園舎面積には何をを入力すればよいか。	【★自治体で入力する項目】 施設に係る建物面積(延床面積)を入力(小数点第1位まで)してください。	※自治体でのみ入力できる項目
49	c	入力項目4のハ(教育・保育内容)	園庭面積には何をを入力すればよいか。	【★自治体で入力する項目】 児童の面積基準に係る園庭面積(小数点第1位まで)を満たしている場合は入力してください。 近くの公園等を代替園庭としている場合は、この項目は入力せず『空欄』にしてください。 この場合は、運営方法に代替園庭(〇〇公園)と記載することで、利用者に周知する方法があります。	※自治体でのみ入力できる項目
50	c	入力項目4の二(教育・保育内容)	市町村で利用調整しているが選択肢がないのでどう入力すればよいか。	幼稚園等の施設で利用調整をしている場合のみ選択してください。 自治体で利用調整している場合は『空欄』となります(選択しない)。	
51	c	入力項目4の二(教育・保育内容)	市町村の利用調整基準で選考している場合はどう入力すればよいか。	幼稚園等の施設で利用調整をしている場合のみ選択してください。 自治体で利用調整している場合は『空欄』となります(選択しない)。	

7ページ

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
52	c	入力項目4の二(教育・保育内容)	その他の利用には何をを入力すればよいか。	子育て支援センターを併設している場合や一時預かり事業等の特別保育事業を実施している場合に、その利用手続方法について入力(全角500文字以内)してください。	
53	c	入力項目4のホ(教育・保育内容)	苦情に対する窓口状況には何をを入力すればよいか。	苦情解決責任者、苦情解決窓口担当者、苦情解決第三者委員について入力してください。 なお、施設で苦情解決窓口を保護者に向けて掲示していても、インターネットで公開されることを考慮すると、個人名(〇〇園長)ではなく職名(施設長、主任など)を記載するのが望ましいと考えます。 <例示> 苦情解決責任者:施設長 苦情解決窓口担当者:主任・株式会社〇〇運営担当 苦情解決第三者委員:民生委員(児童委員、法人評議員・理事・監事など)	
54	c	入力項目4のヘ(教育・保育内容)	賠償すべき事故への対応には何をを入力すればよいか。	施設で加入している災害共済の保険の名称・保障内容を入力してください。 また、保障内容は加入している保険のホームページのURLを記載する方法でも差し支えありません。 <例示> 日本スポーツ振興センター 災害共済給付:(死亡、傷害見舞金、食中毒)最高4,000万円	
55	c	入力項目4のト(教育・保育内容)	提供内容の特色には何をを入力すればよいか。	<例示> 4月:入園式、5月:遠足、9月:運動会、11月:作品展、2月:節分、発表会、3月:ひな祭り、卒園式 園庭の砂場でどろんこ遊び、園の畑を利用して無農薬野菜の栽培・クッキング保育を実施 地域と連携して避難訓練・炊出し訓練等の総合防災訓練の実施、地域の高齢者を招いてお誕生日会を開催(地域交流)など	
56	c	入力項目5(利用料)	実費徴収は歳児毎で内容や金額が異なる場合は、どのように入力すればよいか。	理由の欄は自由記述(全角500文字以内)ですので、重要事項説明書で保護者に説明している「購入するもの(サービス)・金額」を具体的に分かりやすく入力してください。 入力する内容と範囲は事業者の判断となりますが、重要事項説明に記載している内容は可能な限り入力するのが望ましいと考えます。また、延長保育料など市町村で定めているものは省略しても差し支えありません。 <例示> (1) 購入する物 おもちゃリース代(0歳児〜)¥1,000/月、園帽子(2歳児〜)¥650、クレヨン(2歳児〜)¥590、お道具箱(3歳〜)¥1,450、卒園アルバム製作費(5歳児のみ)¥650/月、行事積立費¥3,000/月、写真購入代(全年齢)¥110/枚・・・などなど ※園帽子やお道具箱などは1度購入すれば毎年購入するものではありません。 ※クレヨンやのりは別途補充して使用します。補充代:クレヨン¥60/本、のり¥30/回です。 ※写真は外部委託している〇〇から直接購入することとなります。 (2) 特別保育事業 延長保育料¥1,000/30分、補食代¥500 スポット延長料金¥500/30分、スポット利用時の補食代¥100 ※延長保育料は〇〇市区町で定めている料金となります。 (3) 習い事 体操教室(月2回)¥3,000/月、英語レッスン(週1回)¥5,000/月※希望制 【注意】 上記の例示(もの・サービス・金額など)はあくまでも架空のものです。	

8ページ

No.	記号	分類	質問	回答	自治体向け連絡事項 (変更点・修正点)
57	c	入力項目5 (利用料)	給食費(主食費・副食費)は実費徴収に記載すべきか。	3歳以上児の給食費を記載する・しないについては、事業者の判断となります。無償化に伴い、事業者は保護者に対して副食費に掛かる経費を丁寧に説明することとなり、重要事項説明においても給食費(主食・副食費)は記載されていることから、本システムにおいては省略しても差し支えないと考えます。 ただし、一般的に給食費は月額¥7,500(主食費¥3,000、副食費¥4,500)であり、年額が¥90,000となるため、次の金額の欄が高額となります。この場合に、給食費を記載している施設と記載していない施設とで保護者負担額が見かけ上大きく差となって表示されてしまうため、市町村で統一を図ることが望ましいと考えます。	
58	c	入力項目5 (利用料)	上乗せ徴収はどのように入力すればよいか。	教育・保育の質の向上のために必要な対価(施設の環境維持・向上のため費用など)であり、施設で利用者に説明・同意を得ている内容を入力してください。 <例示> 温水プール維持管理費 月額¥500	
59	c	入力項目別表第2の第1のイ	提供開始時の説明とは何ですか。	入園前に保護者に対して提供する教育・保育内容・理念・方針等の説明を実施しているかを聞いており、一般的には入園前の保護者説明会(集団であったり、個別相談)や進級前の懇談会等で実施しているものです。	
60	c	入力項目別表第2の第1のイ	利用者の同意とは何ですか。	提供内容の説明後に保護者に同意書を取っているかを聞いておりますが、施設の実態に合わせて「あり、なし」を選択してください。	
61	c	入力項目別表第2の第2の3	第三者評価の結果が書ききれない場合は、公表しているホームページのURLを記載する方法でもよいか。	お見込みのとおりです。 <例示> 施設のホームページに結果を掲載しております。 URL:http://www.~~~~~	

はじめてガイド ～ログインするには？①～

子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板

【子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板ご利用の自治体向け】

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン画面

①枠内のアイコンをクリックします

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

②IDを入力します

③パスワードを入力します

④IDとパスワードの入力が完了したら、「ログイン」をクリックします

お知らせ

- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板はこちら

（本システムのお知らせや操作説明書を開覧しています。）

～システムへのログイン方法～

- ①「子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板」の「ログイン画面」のアイコンをクリックします。
 - ②ユーザーID、③パスワードを入力の上、④[ログイン]ボタンをクリックします。ログイン後、好きなパスワードに変更をお願いします。
- ※本システムにログインする際に使用する「ユーザーID及びパスワード」につきましては、都道府県等による情報登録（施設の名称、住所、アドレス等）が完了すると、システムから対象施設に対しメールにて送付します。

はじめてガイド ～ログインするには？②～

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

①クリックします

お知らせ

- パスワードをお忘れの場合はこちら
- 子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板はこちら

（本システムのお知らせや操作説明書を開覧しています。）

子ども・子育て支援情報公表システム

パスワードリセット

本画面ではパスワードの初期化(パスワードリセット)への案内メールを送付します。

入力された情報とシステムに登録されている情報が一致した場合にシステム連絡先メールアドレス宛てにパスワードリセット案内メールが送付されます。

ログインID

パスワード初期化案内メールを送信する

ログイン画面へ戻る

②IDを入力します

③クリックします

～IDとパスワードが不明な場合～

- ※IDが不明な場合、事業所の指定を受けている各自治体へお問合せください。（サイト上での再発行は出来ません。）
- ①パスワードが不明な場合、「ログイン画面」下部の「お知らせ」内にある、「パスワードをお忘れの場合はこちら」をクリックします。
 - ②ログインIDを入力し、③[パスワード初期化案内メールを送信する]ボタンをクリックしてください。確認メッセージが表示されますので、[OK]ボタンをクリックします。

はじめてガイド ～ログインするには？③～

From: kdmsys@wamnet.wam.go.jp
Subject: [子ども・子育て支援情報公表システム] パスワードリセット手続きのご案内 (〇〇〇幼稚園)

〇〇〇幼稚園 ご担当者様

ログインパスワードのリセットについて受け付けました。
以下の URL にアクセスし、パスワードリセットを実施してください。

(パスワードリセット用) URL : {パスワードリセット URL}

※本メールに心当たりがない場合は本メールは破棄願います。

※パスワードリセット URL の有効期限は、本メールの受信より 24 時間です。

◆子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板のご案内◆

本システムに関するお知らせや操作説明書 (マニュアル) などの資料を掲載していますので
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/>

※本メールは子ども・子育て支援情報公表システムから自動送信されていますので、返信はしな

④クリックします

子ども・子育て支援情報公表システム

パスワードリセット

本画面ではパスワードの初期化(パスワードリセット)を行う事ができます。

入力された情報とシステムに登録されている情報が一致した場合に、システム連絡先メールアドレス宛てに初期パスワードが送信されます。

ログインID

パスワードを初期化する

ログイン画面へ戻る

⑤IDを入力します

⑥クリックします

～IDとパスワードが不明な場合 (つづき)～

- ④システムからの連絡用メールアドレス宛てにパスワードリセット手続きメールが届きますので、メール内に記載されたパスワードリセットURLにアクセスし、パスワードリセット画面を表示します。
- ⑤ログインIDを入力して、⑥〔パスワードを初期化する〕ボタンをクリックします。

はじめてガイド ～ログインするには？④～

From: kdmsys@wamnet.wam.go.jp
Subject: [子ども・子育て支援情報公表システム] パスワードリセット完了通知 (〇〇〇幼稚園)

〇〇〇幼稚園 ご担当者様

ログインパスワードがリセットされました。

以下のログイン URL にアクセスし、ログイン ID/仮パスワードを入力してログインすること
ログイン後、パスワードの変更が必要となりますので、必ず

システムのログイン URL : <https://www.wam.go.jp/kodomo/>

ログイン ID : {ログイン ID}

仮パスワード : {ログインパスワード}

◆子ども・子育て支援情報公表システム関係連絡板のご案内◆

本システムに関するお知らせや操作説明書 (マニュアル) などの資料を掲載していますので、ぜひ
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/kdmsys/>

※本メールは子ども・子育て支援情報公表システムから自動送信されていますので、返信はしな

⑦クリックします

子ども・子育て支援情報公表システム

ログイン

ログインID

パスワード

ログイン

パスワード変更

お知らせ

⑧ID及び仮パスワードを入力します

～IDとパスワードが不明な場合 (つづき)～

- ⑦システムからの連絡用メールアドレス宛てにパスワードリセット完了メールが届きますので、メール内に記載されたシステムのログインURLにアクセスし、ログイン画面を表示します。
- ⑧ログインID及び仮パスワードを入力して、⑨〔ログイン〕ボタンをクリックします。ログイン後、好きなパスワードに変更をお願いします。

📌 はじめてガイド ～ログインするには？⑤～ 📌



～ログイン後の画面～

システムへログインすると「子ども子育て支援情報公表システム」のホーム画面が表示されます。ログインすると、施設の登録情報の確認や、事業所で更新できる情報の編集が可能となります。

📌 はじめてガイド ～施設の情報を入力するには？①～ 📌

①クリックします

②クリックします

複数施設が存在する場合、検索をかけることも可能です。

施設ID	事業所番号	施設名称	申請状況	申請受付日	申請完了日	処理状況	担当施設
11	1234567890123	〇〇〇保育園	申請待ち	2017/09/13	2017/09/13	申請中	〇〇〇保育園
12	991234567890456	〇〇〇保育園	認定済	2017/09/13	2017/09/13	申請済	〇〇〇保育園
13	432109876543210	〇〇〇保育園	認定済	2017/09/13	2017/09/13	申請済	〇〇〇保育園

～施設情報を入力する～

- ①「施設情報の照会・編集を行う」タブをクリックします。
- ②「施設情報の照会・編集を行う」画面より、情報入力を行いたい「施設名称」の施設名をクリックします。ここでは、【処理状況】の欄が「申請待ち」または「入力者差戻し」の施設のみ登録が可能となります。それ以外の施設は、自治体に申請済みの施設として、自治体による確認または都道府県による承認・公表作業中の施設となります。（※担当施設が一つの場合、この画面は表示されません。）

はじめてガイド ～施設の情報を入力するには？②～

①各カテゴリ毎に
情報を入力します

施設詳細情報の編集を行う
→【施設詳細情報の入力について】

施設名称	施設ID番号	所属する自治体	施設種別	申請年月日	処理状況	登録状況
〇〇〇保育園	1234567890123	東京都	認定こども園—幼保連携型	2019/09/10	申請待ち	緑

カテゴリ + 【全て展開する】 + 【全て閉じる】

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する 確認書へ申請する

- 施設でも申請する法人に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育提供に関する事項
- 教育・保育に必要する経費額に関する事項
- 教育・保育等の内容に関する事項
- 当該報告に係る教育・保育の利用料に関する事項
- 権利保護等の止めにしている措置に関する事項
- 教育・保育を提供する施設等の運営状況に関する事項
- 都道府県知事が必要と認める事項

一時保存

「一時保存」ボタンより、適宜保存をお願いします。

なお、入力内容に誤りがある場合は、誤りのある項目の入力欄の背景が赤くなります。エラーのある状態では入力した内容を保存することはできませんので、エラー内容を参照し入力内容を修正してください。

～施設情報を入力する（画面上で入力をする場合）～

「施設詳細情報の編集を行う」画面が表示されます。

画面上で情報を入力する場合は、①「施設の詳細情報を入力する」タブより、下にぶら下がっている各カテゴリ毎に情報を入力します。各カテゴリの名称をクリックすると入力項目が展開します。（※クリックの都度、開閉が切り替わります。）

はじめてガイド ～施設の情報を入力するには？③～

①クリックします

②クリックします

③クリックします

施設詳細情報の編集を行う
→【施設詳細情報の入力について】

施設名称	施設ID番号	所属する自治体	施設種別	申請年月日	処理状況	登録状況
〇〇〇保育園	1234567890123	東京都	認定こども園—幼保連携型	2019/09/10	申請待ち	緑

カテゴリ

施設の詳細情報を入力する Excelファイルで入力する 確認書へ申請する

施設詳細情報Excelファイルダウンロード

以下のダウンロードボタンをクリックし、Excelファイルのダウンロードを行います。
既にダウンロード済みの場合はダウンロードボタンは表示されません。

ダウンロード

施設詳細情報Excelファイルアップロード

ダウンロードした施設詳細情報Excelファイルに記入した内容に基づき、Excelファイルのアップロードを行います。
正確にダウンロードされます。Excelファイルのアップロード後、Excelファイルのアップロードボタンは表示されません。
また、Excelファイルのアップロード後、Excelファイルのアップロードボタンは表示されません。

ダウンロード

アップロード

アップロード

施設詳細情報Excelファイルアップロード

施設詳細情報Excelファイルアップロードボタンをクリックし、Excelファイルのアップロードを行います。

～施設情報を入力する（Excelファイルで入力をする場合）～

「施設詳細情報の編集を行う」画面が表示されます。

Excelファイルで情報を入力する場合は、①「Excelファイルで入力する」タブより、②「施設詳細情報Excelファイル」の[ダウンロード]ボタンをクリックします。Excelファイルをパソコンに保存した後、ファイルに情報を入力し、③[ファイル選択]ボタンよりファイルを選択後、[アップロード]ボタンをクリックします。

はじめてガイド ～登録した情報を自治体へ申請するには？①～

①クリックします

②対象施設チェックを付けます

③「確認者へ申請する」を選択し、「実行」をクリックします

～自治体へ申請する（施設情報一覧から申請を行う場合）～

- ①「施設情報の照会・編集を行う」タブをクリックします。
 - ②申請を行う施設の行の左端にある「選択欄」のチェックボックスをクリックしてチェックを付けます。
 - ③アクションリストボックスから「確認者へ申請する」を選択し、「実行」ボタンを押すと、選択した施設情報を確認する市区町村へ申請が行われます。
- ここでは、処理状況が「申請待ち」または「入力者差戻し」かつ、「詳細情報の入力状況」が「入力完了」または「任意未入力あり」となっている施設のみ申請が可能です。

はじめてガイド ～登録した情報を自治体へ申請するには？②～

①クリックします

複数施設が存在する場合、検索をかけることも可能です。

②クリックします

～自治体へ申請する（施設詳細情報から申請を行う場合）～

- ①「施設情報の照会・編集を行う」タブをクリックします。
 - ②申請を行う施設の「施設名称」の施設名をクリックします。
- ここでは、処理状況が「申請待ち」または「入力者差戻し」かつ、「詳細情報の入力状況」が「入力完了」または「任意未入力あり」となっている施設のみ申請が可能です。

🍃 はじめてガイド ～登録した情報を自治体へ申請するには？③～ 🍃



～自治体へ申請する（施設詳細情報から申請を行う場合）（つづき）～

- ③「施設詳細情報の編集を行う」画面が表示されますので、「確認者へ申請する」タブをクリックします。
- ④「確認者へ申請する」ボタンをクリックすると、選択した施設情報を確認する市区町村へ申請が行われます。

🍃 はじめてガイド ～登録した情報を自治体へ申請するには？④～ 🍃



～「子ども・子育て支援情報公表検索」へ掲載されます！～

施設詳細情報が承認・公表されると、「子ども・子育て支援情報検索」に施設情報が掲載され、一般利用者が閲覧、検索できるようになります。



全国の教育・保育施設検索サイト (子ども・子育て支援情報公表システム)

ここdeサーチ

始まります



おうちに近い
施設はどこかなあ

どんな保育施設
があるのかなあ

友達は何人くらい
いるのかなあ

休日に利用できる
施設はないかなあ



月々の費用は
いくらぐらいかなあ

令和2年9月30日スタート
お近くの教育・保育施設を検索できるシステムです。

ここdeサーチ

検索

または WAMNET (ワムネット)

検索



<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



9 横浜市保育・教育施設グループウェア (kintone) について

子ども青少年局と各保育・教育施設との情報受伝達については、kintone (キントーン) というグループウェアにて行っています。施設全体への通知等は、このグループウェアを通じて御確認いただくことになっており、また、施設から子ども青少年局への各種報告についても、一部このグループウェアを通じて行っています。そのため、アカウントの登録や今後の通知の確認等について次のとおり御対応をお願いします。

1 令和5年度中のスケジュール

	2月上旬	2月中旬	2月下旬	3月上旬	3月中旬	3月下旬
登録メールアドレス照会	➡					
グループウェア登録・通知						
初回ログイン						
令和6年度制度変更点等説明会						
以後、市からの連絡は、グループウェアで行います。				➡		

2 アカウント登録

各施設のアカウントを登録する際に必要なメールアドレスの照会を2月上旬に電子メールにて行います。メールの受信後、概ね2週間以内に御回答をお願いします(具体的な日時は、依頼時に指定します。)

このメールアドレスは、各施設等での初期設定が完了したら、任意のメールアドレスに変更することができます。担当者の変更があった場合などには、適宜変更してください。

3 初期設定

アカウント登録完了後に、初期設定マニュアル、ログイン名、パスワードなどを電子メールでお送りします。アカウント登録完了後は、市からの連絡はグループウェアによって行うので、受信後1週間以内に初期設定を行ってください。

4 グループウェアからの通知

グループウェアを通じて横浜市から通知を行った場合、御登録のメールアドレスにグループウェアから連絡が入ります。その際はすみやかにグループウェアにアクセスし通知を確認してください。グループウェアの操作方法等は、初期設定マニュアル等と同時に送信します。

5 個別連絡

グループウェアでの通知は、横浜市子ども青少年局及び各区子ども家庭支援課からの一斉連絡に使用しています。各施設、園への個別連絡については、電子メールを使用します。

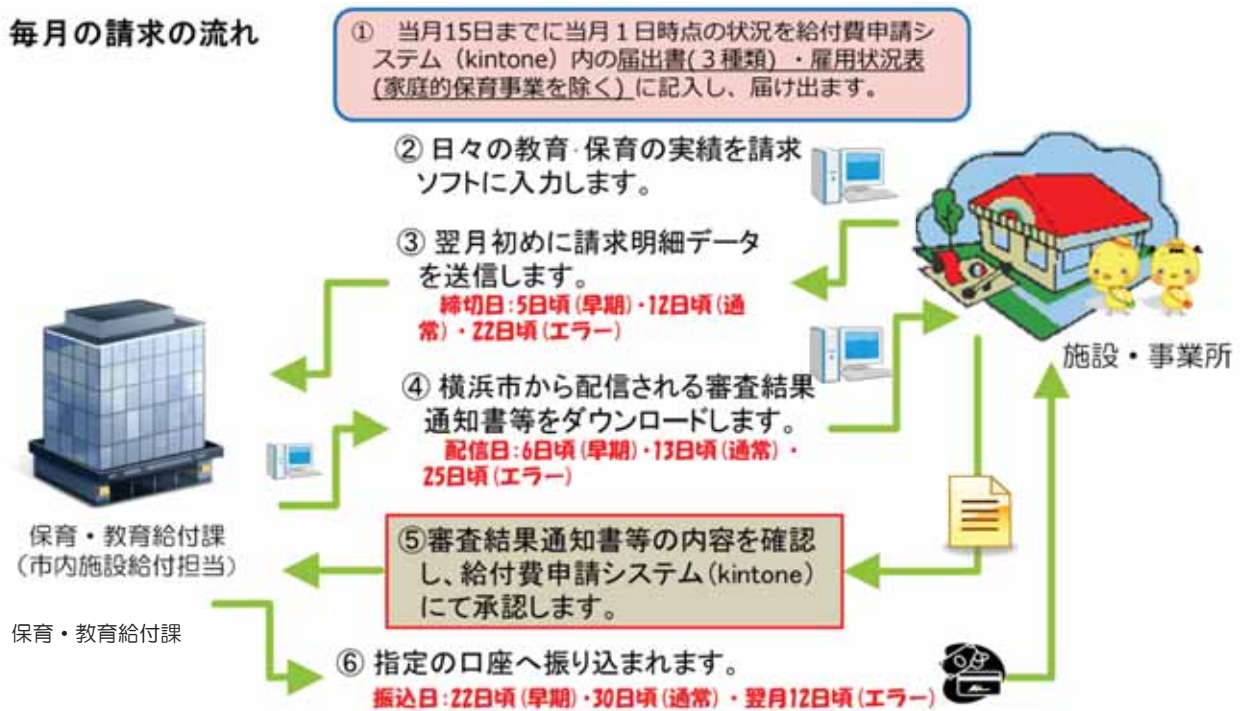
6 重要・注意事項

- ・提出されたメールアドレスは、グループウェアを利用する他の市内保育・教育施設等が閲覧することができます。
- ・登録できるメールアドレスは1施設1メールアドレスです。
- ・施設及び本部など複数か所にメールが届くようにしたい場合は、メールの転送設定やグループメールアドレスを登録する等で、御対応お願いいたします。設定方法等はそれぞれの施設のシステム環境により異なります。施設のシステム管理者に、お問い合わせください。

10 請求事務の概要等について

1 請求事務の流れ

毎月の請求の流れ



注意：各月の土日祝日等により前後することがあります。なお、請求内容に誤りがあった場合、後日、過誤申立・再請求の手続きが必要になります。

※ 届出書3種（「公定価格加算・調整項目届出書」、「向上支援費加算状況等届出書」、「延長保育事業加算状況等届出書」（幼稚園以外））及び雇用状況表（家庭的保育事業を除く）を毎月提出します。

※ 1か月に原則3回（早期、通常、エラー）請求、支払いの機会を設定しています。（別紙「令和5年度審査・支払スケジュール参照」）

2 届出書、雇用状況表、各種加算に係る挙証資料等の提出先

(1) 届出書3種、雇用状況表

クラウドサービス (kintone) による提出となります。クラウドサービス (kintone) のご利用方法や届出書の作成方法等は施設種別ごとのマニュアルを横浜市 HP に掲載予定となっておりますので、そちらをご参照ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5seikyuyouyoushiki.html>（請求事務に関する各種様式について（令和5年度用））

(2) 各種加算に係る挙証資料等

郵送による提出となります。下記担当あてにお送りください。

※ 横浜市庁舎、各区役所ではありませんのでご注意ください。

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階
横浜市子ども青少年局 保育・教育給付課 市内施設給付担当 あて

3 審査結果通知等の送付先、振込先口座確認書類の提出について

審査結果通知書等を電子メールで送信するためのEメールアドレス、給付費の振込先口座については、「給付費等請求に係る回答用紙」を事前に提出していただく必要があります。詳細は後述の「◆給付費等請求に係る回答用紙の提出について」及び記載例をご参照ください。

4 請求明細作成ソフトについて

給付費の請求には、請求明細データの作成・送信を行う専用のソフト（請求明細作成ソフト）を使用いただいております。この請求明細作成ソフトには、横浜市が開発（無償提供）しているソフトと、民間企業が開発（有償提供）しているソフトがあります。

本市の請求明細作成ソフトをインストールするためには、「本市の請求明細作成ソフト動作環境」（インストールできるパソコンの仕様）を満たしている必要がありますので、ご注意ください。詳細は後述しておりますのでご確認ください。

※ 民間企業の請求明細作成ソフトの場合は、各業者にお問い合わせください。

5 請求明細作成ソフトの施設情報等の入力について

請求明細作成ソフトには下記の内容を入力します。

(1) 入力項目の概要

本市の請求明細作成ソフトでは以下の入力項目を基本情報として入力します。

項目	入力内容	関係書類
施設・事業所情報	認可・確認情報、加算情報	各種届出書
児童情報	在籍児童1人1人の情報 (横浜市認定証番号など)	契約締結登録者一覧 (区子ども家庭支援課から送付)
職員情報	メニューはありますが、平成29年度から入力不要となりました。	なし

「施設・事業所情報」の入力項目のうち、次の項目は施設等が所在する都道府県や市町村により、入力する内容が決まっています。横浜市に所在する施設については以下のとおりです。

項目	入力する内容	項目	入力する内容
地域区分	16/100地域	賃借料加算	a地域・都市部・認可施設 ※
冷暖房費 地域区分	その他地域	除雪費加算	なし
減価償却費加算	B地域・都市部・認可施設※	降灰除去費加算	なし

※ 幼稚園型認定こども園の場合は、減価償却費加算は「B地域・都市部・機能部分」、賃借

料加算は「a 地域・都市部・機能部分」になります。

(2) 入力上の注意点について

入力した請求情報と、横浜市が保有する情報とに不一致が見られた場合にはエラーとなり、児童・施設明細単位等で支払われないので、正確に入力するようお願いいたします。特に加算情報を登録する「施設・事業所情報」の入力には注意が必要となります。

横浜市における審査において、届出書の内容（各加算項目の有無等）の修正が生じた場合は、請求明細作成ソフト上でも併せて加算情報等の修正を行ってください。

令和5(2023)年度 審査・支払スケジュール

※令和5年5月早期フロー以降、データ受付期間の最終日は正午で受付を終了いたします。
請求内容承認期限日は、従来通り午後5時で受付を終了いたします。

処理月 (主な対象月)	内容	早期フロー	通常フロー	エラーフロー
令和5年4月 (3月分の請求)	データ受付期間	3月27日～4月5日	4月6日～12日	
	審査結果通知予定日	6日	13日	
	請求内容承認期限	12日	19日	
	振込予定日	24日	28日	
5月 (4月分の請求)	データ受付期間	4月26日～5月9日	5月10日～16日	5月17日～26日
	審査結果通知予定日	10日	17日	29日
	請求内容承認期限	15日	22日	6月1日
	振込予定日	24日	31日	6月12日
6月 (5月分の請求)	データ受付期間	5月29日～6月7日	6月8日～15日	6月16日～23日
	審査結果通知予定日	8日	16日	26日
	請求内容承認期限	13日	21日	6月29日
	振込予定日	22日	30日	7月10日
7月 (6月分の請求)	データ受付期間	6月26日～7月6日	7月7日～13日	7月14日～21日
	審査結果通知予定日	7日	14日	24日
	請求内容承認期限	12日	20日	7月27日
	振込予定日	24日	31日	8月7日
8月 (7月分の請求)	データ受付期間	7月24日～8月8日	8月9日～16日	8月17日～25日
	審査結果通知予定日	9日	17日	28日
	請求内容承認期限	15日	22日	8月31日
	振込予定日	24日	31日	9月11日
9月 (8月分の請求)	データ受付期間	8月28日～9月6日	9月7日～13日	9月14日～22日
	審査結果通知予定日	7日	14日	25日
	請求内容承認期限	12日	20日	9月28日
	振込予定日	22日	29日	10月10日
10月 (9月分の請求)	データ受付期間	9月25日～10月6日	10月10日～13日	10月16日～20日
	審査結果通知予定日	10日	16日	23日
	請求内容承認期限	13日	19日	10月26日
	振込予定日	24日	30日	11月7日
11月 (10月分の請求)	データ受付期間	10月23日～11月7日	11月8日～14日	11月15日～22日
	審査結果通知予定日	8日	15日	24日
	請求内容承認期限	13日	20日	11月29日
	振込予定日	22日	30日	12月8日
12月 (11月分の請求)	データ受付期間	11月24日～12月6日	12月7日～12日	
	審査結果通知予定日	7日	13日	
	請求内容承認期限	12日	18日	
	振込予定日	21日	27日	
令和6年1月 (12月分の請求)	データ受付期間	12月13日～1月9日	1月10日～16日	1月17日～26日
	審査結果通知予定日	10日	17日	29日
	請求内容承認期限	15日	22日	2月1日
	振込予定日	24日	31日	2月13日
2月 (1月分の請求)	データ受付期間	1月29日～2月5日	2月6日～13日	2月14日～22日
	審査結果通知予定日	6日	14日	26日
	請求内容承認期限	9日	19日	2月29日
	振込予定日	21日	29日	3月11日
3月 (2月分の請求)	データ受付期間	2月26日～3月6日	3月7日～13日	3月14日～22日
	審査結果通知予定日	7日	14日	25日
	請求内容承認期限	12日	19日	3月28日
	振込予定日	22日	29日	4月8日
4月 (3月分の請求)	データ受付期間	3月25日～4月5日	4月8日～12日	
	審査結果通知予定日	8日	15日	
	請求内容承認期限	11日	18日	
	振込予定日	22日	30日	

6 横浜市外居住児童の請求等について

(1) 横浜市外居住児童の請求について

横浜市外の市町村に居住している児童の給付費は、該当児童が居住している市町村に請求します。ただし、延長保育事業費については横浜市に請求します。

(2) 横浜市外居住児童の請求明細作成ソフトへの入力について

横浜市へ給付費を請求する際、横浜市外居住児童（以下、「市外児童」という。）も請求明細作成ソフトへ入力する必要があります。これは、公定価格のうち、金額を月初の利用子ども数（市外児童も含む）で割り返す項目があるためです。よって、市外児童の延長保育事業費の請求の有無にかかわらず、すべての市外児童を請求明細作成ソフトへ入力してください。

入力する際、認定証番号を入力する必要がありますが、市外児童の居住自治体が発行する認定証番号は使用できません。横浜市が指定した認定証番号（以下、「横浜市認定証番号」という。）が必要となります。横浜市認定証番号の付番依頼方法は認定区分によって異なります。

	1号	2・3号
付番依頼方法	(3)をご確認ください	利用調整の際に付番されるため、付番のためだけの特定の依頼は不要
付番担当	保育・教育給付課	区こども家庭支援課
通知方法	保育・教育給付課からのメールで通知	区こども家庭支援課より送付される「契約締結者一覧」で通知

(3) 【1号】認定市外児童の横浜市認定証番号の付番依頼方法

【1号】認定市外児童が入所することになった場合（市内児童が市外に転出後、継続して利用する場合も含む）は、下記のとおり、保育・教育給付課に必要書類を提出してください。なお、一度付番された番号は、認定や住所等が変わらない限り、卒園まで使用することができます。（年度をまたいで再度依頼をする必要はありません。）

※ 子ども・子育て新制度に移行する幼稚園、認定こども園の場合、継続児も新規で横浜市認定証番号の付番が必要です。継続児も含めて、依頼してください。

なお、請求ソフトに【1号】認定市外児童の情報を入力する際に、横浜市認定証番号の通知を待っている場合は、仮番号を入力します。仮番号は、施設の任意で設定してください。番号に指定はありませんが、999から始まる番号を推奨します。横浜市認定証番号の付番を依頼後、正しい認定証番号が通知されましたら、請求明細作成ソフトの内容を修正して、データを再送信してください。

例) 1人目「99999999001」 (12桁)

2人目「99999999002」 (12桁)

提出書類	① 1号認定市外居住児童にかかる横浜市認定証番号付番依頼書
	② 居住自治体が発行する教育・保育給付認定証もしくは認定決定通知書の写し (対象児童分) ※施設等利用給付認定の認定証ではありません。 ※認定証は居住自治体から保護者に送付されるため、保護者から写しをもらってください。 ※認定証が提出期限に間に合わない場合、居住自治体から施設へ送付される「児童一覧表」など、 <u>認定区分、認定期間等が確認できるものであれば</u> 代替可とします。その場合、該当児がわかるよう、色付け等をお願い致します。
提出先	横浜市電子申請・届出システムを利用して提出してください。 <付番依頼書、退園・市内転入報告書提出フォーム【対象：1号認定市外居住児童】> https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/17d7d78e-2c11-4c90-944b-6942eadc13ca/start
提出期限 ※	毎月第3月曜日（祝日の場合はその前の開庁日）
通知時期	提出期限から1～2週間後

※提出期限について、年度末～4月は特に繁忙が予想されますので、準備ができ次第、お早目の提出をお願いいたします。

対象児童	提出期限（必着日）	通知時期
令和6年度4月新規入園児	【第1回〆切】令和6年3月18日（月） ※書類がそろい次第、お早目のご提出をお願いいたします。	提出期限から1～2週間後
	【第2回〆切】令和6年4月15日（月）	同上
5月～新規入園児	毎月第3月曜日 (土・日・祝日の場合はその前の開庁日)	同上

提出期限に間に合わなかった場合は、次回提出分として随時手続きを行います。

(4) 【1号】市内居住児童が市外に転出し、継続して園を利用する場合

市内居住児童が市外に転出し、転出後も継続して園を利用する場合、保護者の方に、「横浜市での認定証の取消し」及び「転出自治体での認定証の申請」手続きを行っていただく必要があります。横浜市への給付費の請求の際、市外児童としての入力となりますので、転出先自治体から認定証が発行されましたら、(3)のとおり、横浜市認定証番号の付番依頼を行ってください。

(5) 【1号】認定市外児童の退園及び市内転入について

1号認定市外居住児童が①退園した場合（卒園は除く）②市内に転入した場合③1号から2号に認定が変更になった場合は、「1号認定市外居住児童退園・市内転入等報告書」のご提出をお願いします。提出先は(3)と同様です。

(6) 各種様式

- ◆ 1号認定市外居住児童にかかる横浜市認定証番号付番依頼書
- ◆ 1号認定市外居住児童退園・市内転入等報告書

横浜市HPで下記を検索し、ページ下部「1号認定市外居住児童の付番について【幼稚園・認定こども園向け】」からダウンロードしてください。

【掲載先】

横浜市 請求事務	検索
----------	----

「1号認定市外居住児童の付番について【幼稚園・認定こども園向け】」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html#shigaihuban>

◆本市の請求明細作成ソフト動作環境

OS	<p>Microsoft Windows Vista (32bit) Microsoft Windows 7 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows 7 は 2020 年 1 月 14 日に Microsoft のサポートが終了しました。 Microsoft Windows 8 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows 8 は 2016 年 1 月 12 日に Microsoft のサポートが終了しました。 Microsoft Windows 8.1 (32bit/64bit) ※Microsoft Windows 8.1 は 2023 年 1 月 10 日に Microsoft のサポートが終了しました。 Microsoft Windows 10 (32bit/64bit) Microsoft Windows 11 (64bit)</p>
CPU	対応 OS が正常に動作する CPU クロック数
HDD	5GB 以上の空き容量
プリンター	上記日本語 OS に対応したプリンター
ディスプレイ	解像度：1024×768 以上必須、High Color（16 ビット）以上を推奨
メモリ	対応 OS が正常に動作するメモリ容量
必要ソフトウェア (インストール済みでない場合は、請求明細作成ソフトと一緒にインストールできます。)	<p>PostgreSQL（データベース） PostgreSQL 9.3 をインストールします。すでに PostgreSQL をインストール済の場合はインストールできませんので、横浜市までご相談ください。</p> <p>Microsoft .NET Framework 4.5 以上 Microsoft .NET Framework 4.5 以上が必要です。インストール済みでない場合は同梱のインストーラからインストールすることができます。</p> <p>ランタイムソフトのインストール 請求明細作成ソフトを利用するために、下記のランタイムソフトウェアをインストールします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ vcredist ・ SQLSysClrTypes ・ ReportViewer
その他	<p>インターネット接続について インターネット接続環境（ADSL または光ファイバー相当の回線速度）が必要です。</p> <p>Excel®の取込み機能を利用する場合 Excel データ取込み機能を利用する場合は、Microsoft Excel2007 以降が別途必要になります。</p>

※「Microsoft Windows」のみ対応

◆本市の請求明細作成ソフトのインストールや操作に関する問い合わせなど

令和 5 年度の新設園向けに開催した請求明細作成ソフト研修資料を下記 URL に掲載していますので、こちらをご確認ください。（令和 6 年度新設園向けの研修会の開催も今後予定しています。）

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

なお、横浜市が無償提供している請求明細作成ソフトのインストール方法や操作方法については、専門の「請求明細作成ソフト コールセンター」を開設しておりますので、下記へお問い合わせください。

＜請求明細作成ソフトコールセンター（令和5年度）＞

電話番号：045-550-5602

※ 令和6年度以降、電話番号が変更になる可能性があります。

（開設期間） 令和5年4月1日～令和6年3月31日 10:00～16:00（6時間/日）

※土日・祝日・年末年始を除く

◆給付費等請求に係る回答用紙の提出について

請求ソフトで送信していただいた請求データの内容で、別紙「審査・支払スケジュール」の日程に沿って、審査結果が通知されます。その後、締切日までに請求内容を承認することで、振込予定日に給付費を振り込みます。その審査結果通知等の送付先及び請求書の請求者氏名、振込口座について、回答用紙を提出していただく必要があります。

①様式を以下の URL からダウンロードする。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

このページの「新設園・新制度移行園向け」から「給付費等請求に係る回答用紙」をダウンロードしてください。

②各項目の入力

提出期限時点で入力できない箇所（法人口座が未開設で口座番号等が不明など）については空欄で構いませんが、その他の箇所については漏れなく入力し、メールで提出をお願いいたします。（下記③参照）

その後、空欄の箇所については判明次第、回答用紙に入力していただき、同様にメールにて送付をお願いいたします。（新たに判明した部分のみの入力で構いません。）

※ 初めての回答用紙提出については全項目の入力が必須です。今後で変更が必要になった場合は変更部分のみ入力した回答用紙を都度ご提出ください。

③提出方法

回答用紙の入力後、以下のアドレスまで送付してください。

メールアドレス：kd-shinsa@city.yokohama.jp

なお、メール送信の際の件名につきましては、以下のようにお願いいたします。

件名：【新規】回答用紙の提出について

※ 変更が必要になった場合は、「【変更】回答用紙の提出について」としてください。

【提出期限】令和6年3月13日（水）まで

記載例

給付費等請求に係る回答用紙 (新規・変更)

※該当する方に○を付けてください。

施設・事業所番号		施設所在区	中 区
施設・事業所名	〇〇保育園	電話番号 (事務担当者)	045-XXX-XXXX (事務：神奈川)

1 送付先メールアドレスについて

① 審査結果のお知らせ (請求書案含む)

初回提出時は施設番号の記載は不要です。

フリガナ	ケーディーハイフンエスエイチアイエヌエスエーアットマークシーアイティーワイドットワイオーケーオー ーエイチエーエムエードットジェイピー
e-mail	kd-shinsa@city.yokohama.jp

② kintone から送信されるお知らせ (届出内容)

①と②は別々のメールアドレスを設定することも可能です。

フリガナ	ケーディーハイフンエスエイチアイエヌエスエーアットマークシーアイティーワイドットワイオーケーオー ーエイチエーエムエードットジェイピー
e-mail	kd-shinsa@city.yokohama.jp

2 請求者名義及び印鑑について

(以下の(1)~(3)のうち、該当する項目の□にレ点を1つだけ付け、請求者情報を記入してください。)

(1) 法人代表を請求者名義とする場合 (例：代表取締役 横浜 太郎)

請求者 役職・氏名	理事長 横浜 太郎
-----------	-----------

(2) 園長・施設長を請求者名義とする場合 (例：園長 横浜 次郎)

請求者 役職・氏名	
-----------	--

(3) 個人を請求者名義とする場合 (例：横浜 花子)

請求者 氏名	
--------	--

3 振込先口座について (通帳の名義のとおりにご記入ください。)

金融機関名	横浜銀行	支店名	市庁舎支店						
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 (レ点をお付け下さい。)	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
(カタカナ)	シャカイフクシホウジンエー リジチョウ ヨコハマタロウ								
口座名義	社会福祉法人A 理事長 横浜太郎								

4 その他請求に係る郵便物送付先について (該当するどちらかの□にレ点をお付けください。)

(1) 施設・事業所への送付を希望します。

施設・事業所住所	〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
施設・事業所名	〇〇保育園
送付先氏名 (請求事務担当者)	施設長 神奈川花子

(2) 施設・事業所住所以外 (法人名等)

住所	〒 -
法人名等	
送付先氏名 (請求事務担当者)	

1~4の項目すべてに入力していただき、

令和6年3月13日(水)必着にて、Eメールによりご提出ください。

様式 URL (横浜市 HP「請求事務について」)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodatেশien/shinseido/yoko/seikyujimu.html>

記入例

令和6年3月1日

横浜市子ども青少年局保育・教育給付課 市外1号付番担当 宛

1号認定市外居住児童にかかる横浜市認定証番号付番 依頼書

1 施設名

所在区 緑区
施設番号 141xxxxxx
施設名 △△幼稚園

2 依頼児童

※必要に応じて適宜、行を追加してください。

	児童氏名	フリガナ	生年月日	市外転出 ※市外転出後、継続 利用する場合は○
1	横浜 次郎	ヨコハマ ジロウ	令和0年5月1日	
2	横浜 花子	ヨコハマ ハナコ	令和0年9月2日	
3	港 みらい	ミナト ミライ	令和0年12月3日	○
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

計 3 名

3 添付書類

・居住自治体が発行する教育・保育給付認定証もしくは認定決定通知書の写し（対象児童分）

【提出前にチェックしてください！】

	施設チェック欄	横浜市使用欄
「施設等利用給付認定通知書」ではないことを確認しましたか ※提出するのは、「教育・保育給付認定証」です！	✓	
認定区分は「1号」または、保育必要量は「教育」等の記載はありますか	✓	

4 担当者

氏名 横浜 太郎
連絡先 045-xxx-xxxx

記入例

令和 6 年 4 月 1 日

横浜市こども青少年局保育・教育給付課
市外1号付番担当

1号認定市外居住児童退園・市内転入等報告書

1 施設名

所在区	〇〇区
施設番号	141xxxxxx
施設名	△△幼稚園

2 対象児童

(1) 退園児童（卒園を除く）

支給認定証番号	氏名	退園等年月日	備考
9999999xxxxx	横浜 健	令和6年 3月 31日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

(2) 市内転入児童 ※1

支給認定証番号	氏名	転入年月日※2	備考
9999999xxxxx	横浜 みらい	令和6年 3月 14日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

※1 継続して同一園に在籍しているが、市外居住児童から市内居住児童に変わったため、支給認定証番号が新たに付番された児童はここに記入します。支給認定証番号は元の番号（999から始まる番号）を記載してください。

※2 転入年月日は、認定期間の初日の日付としてください。（住民票を動かした日や認定年月日ではありません。）

3 担当者連絡先

氏名	横浜 太郎
連絡先	045-xxx-xxxx

11 利用者負担（保育料）等について

利用者負担の概要（保育料・副食費免除の決定）

0～2歳児クラスの利用料（保育料）及び3～5歳児クラスの副食費免除対象者は横浜市が決定しています。

（主食費や副食費などの実費徴収及び特定負担額については『施設・事業を運営する際の留意事項について』P120～も合わせてご確認ください。）

【全施設共通】

- ① 利用料（保育料）は、主に保護者の所得（市民税額等）に応じて市町村が決定します。
- ② 利用料及び副食費の免除対象者は、4～8月分は前年度の、9～3月分はその年度の市民税額を基に市が算定します。（毎年9月に算定基礎となる税額の年度が変わります。）

1 横浜市における利用料の設定について

（1）横浜市の1号・2号認定利用料について

利用料は全世帯無料（0円）となります。この利用料に主食費・副食費は含まれません。副食費は、免除制度があります。免除対象者からは徴収しないでください。次の世帯が免除対象となります。

「年収360万円未満相当世帯※」、生活保護世帯、市民税非課税世帯、きょうだい区分が第3子以降の児童（市町村が決定します）

※年収360万円未満相当世帯

教育利用の方：市民税所得割額77,100円以下の世帯

保育利用の方：市民税所得割額57,700円以下（ひとり親世帯等※に限り77,100円以下）の世帯

※ひとり親世帯（母子・父子世帯、寡婦（夫）で児童を扶養する世帯）、身体障害者手帳・療育手帳（愛の手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれの場合も在宅の場合に限る）を指します。

（2）横浜市の3号認定利用料について

- ア 負担区分を36階層（0～77,500円）に設定しています。
- イ 施設種別（施設型・地域型）、きょうだい区分（第1子～3子）、保育必要量（標準時間・短時間）、負担区分（A～D27）によって利用料を決定します。
- ウ 主食費及び副食費は利用料に含まれています。

※施設種別は、施設型給付（認可保育所・認定こども園の保育所部分）と地域型保育給付（小規模保育事業・家庭的保育事業等）があり、利用する施設種別により利用料が異なります。

※保護者の保育必要量は、保護者の就労時間等の保育事由によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分しています。

(3) 徴収方法と徴収時期

認可保育所を除き、利用料の徴収方法とその時期は各施設で定めます。事前に徴収することも可能ですが、退園等の場合には、利用料の日割り額を除き全額を返還します。

認可保育所の利用料は横浜市が保護者から徴収します。退園等の場合には、横浜市から保護者へ返還します。

2 その他

(1) 修正申告による税額の変更や世帯の変更に伴って、年度途中で利用料や副食費の免除可否が変わる場合があります。変更があった場合は「契約児童情報変更票」により各施設へお知らせします。なお、対象となる利用料等を遡及して変更する場合があります。

(2) 他市町村在住の児童について

利用料は、居住する市町村が定めます。

(例：川崎市民が横浜市の認可保育所を利用する場合の利用料は、川崎市が決定)

(3) 月途中の入・退園の場合の取扱いについて

月途中で入園・退園した場合のその月の利用料は、在籍日数に応じて日割り計算をします。

※保護者から退園の申し出があった場合は、退園予定日までに区役所こども家庭支援課で手続きを行うようご案内ください。

(4) 利用料等の減免について

失職等により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、利用料の支払いが困難となった場合や、災害により家屋が損壊した場合等、適用条件を満たす場合は利用料等が減免されます(育児休業や自己都合退職・転職等は対象になりません)。

施設に相談があった場合、園のある区役所こども家庭支援課へ保護者から相談するよう、ご案内ください。

3 参考になる資料 (国ホームページ)

●事業者向けFAQ

こども家庭庁ホーム > 政策 > 子ども・子育て支援新制度 > 子育て支援事業者の方向け情報

●よくわかる「子ども・子育て支援新制度」

こども家庭庁ホーム > 政策 > 子ども・子育て支援新制度 > よくわかる「子ども・子育て支援新制度」「保育料について」

令和5年度 横浜市保育所等利用料のご案内

1. 利用料および副食費の免除対象の決定について

クラス年齢	利用料	副食費(おやつ・おかず代)	その他実費負担
0～2歳児クラス (3号認定)	① 0円～77,500円 (主食費・副食費は利用料に含まれています)		施設により異なります。 (遠足代など)
3～5歳児クラス (1号・2号認定)	無料	② 施設により異なります。	施設により異なります。 (主食費・遠足代など)

- ① 給付認定保護者とその配偶者の市民税額等※により決定される「負担区分階層(A～D27)」、
「保育必要量(標準時間・短時間)」、「きょうだい区分(第1～3子)」により決定します。
※「市民税所得割額」に基づきます。
ただし、税額控除のうち「調整控除額・所得割の調整額以外の項目(住宅ローン控除等)」は、算定の際に控除対象外と扱うため、実際の市民税の所得割額と異なる場合があります。
- ② 年収360万円未満相当世帯、きょうだい区分第3子以降の児童、生活保護世帯、市民税非課税世帯は免除されます。

【更新時期】

毎年9月分の保育料から、新しい市民税額等で利用料と副食費の免除対象を決定します。

令和5年4月～令和5年8月の利用料 および副食費の免除対象	令和4年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和3年1月1日～令和3年12月31日までの所得で決定)
令和5年9月～令和6年3月の利用料 および副食費の免除対象	令和5年度市民税額※をもとに決定します。 (※令和4年1月1日～令和4年12月31日までの所得で決定)

- ・利用料算定の基礎とする年度の市民税が未申告の方等は、最高階層(D27)となります。(非)課税証明書等の提出により再算定ができますので、同封の利用料(変更)通知書の根拠となる税額欄をご確認ください。特に未申告であっても被扶養の方は、市民税が非課税の場合がありますので、(非)課税証明書の提出をお願いします。
- ・保護者が非課税で月収が生活保護基準に満たない場合は、家計の主宰者となる同居の扶養義務者(祖父母等)の税額も算定対象となります。

2. きょうだい区分の(第1～3子)について(多子軽減の対象)

特定の施設・事業を利用している児童を数えて、「きょうだい区分」を決定します。

*0～2歳児クラス…第2子は利用料を軽減し、第3子以降は無料になります。

*3～5歳児クラス…第3子は副食費が免除されます。

【きょうだい区分の数え方】

以下に該当する子どもを上年の年齢から順に数えます(実際の子どもの数とは異なる場合があります)。

利用施設	対象
保育所等 認定こども園(保育利用)	【特定の施設・事業】に在籍している就学前児童(0～6歳までの6学年) ただし、年収360万円未満(市民税所得割額57,700円以下(ひとり親世帯等は77,100円以下))の世帯で、保護者と同一生計の子等は、年齢・特定の施設・事業に在籍に関わらず多子軽減の対象のきょうだいとして数えます。
幼稚園 認定こども園(教育利用)	小学校1年生～3年生の児童と、【特定の施設・事業】に在籍している就学前児童(満3歳児から小学3年生までの6学年)

【特定の施設・事業】

幼稚園(※)、認定こども園、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業	-
横浜保育室、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援及び医療型児童発達支援居宅訪問型児童発達、企業主導型保育事業、横浜市年度限定保育事業	★

※満3歳以上のお子さんが対象です。1号認定を持たずに幼稚園を利用している場合は届出が必要です。

★「きょうだい児多子軽減届出書」の提出が必要です。(退園した場合も届出が必要です。)

3. **ひとり親世帯等に該当する場合の利用料軽減** (0～2歳児クラスの負担区分C～D5相当の方が対象)
 以下に該当する場合は利用料が軽減されます(負担区分が「C→E0、D1～D5→E1～E5」となります)。
 ・ひとり親世帯(母子・父子世帯、寡婦(夫)で児童を扶養する世帯)
 ・身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
 特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
 (いずれの場合も在宅の場合に限ります。)

4. 認定状況に変更があった場合に必要な届出について

世帯構成の変更(婚姻、離婚、家計の主宰者※の変更等)、きょうだいの入退園等、市民税額の変更(市外で課税されている方のみ)の際は、必ず区役所こども家庭支援課に届け出てください。利用料が変更になる場合があります。

※祖父母等と父母の税額を合算して利用料を決定している場合で(祖父母等の税額は利用料変更通知書の根拠となる税額欄の「その他」に記載されます)、父母の月収が生活保護の基準表における最低生活費を超えるようになった際(父母のみの税額で再算定を行います)は、届出が必要です。

5. 各種制度

【減免制度】詳しくは、利用中の施設がある区のこども家庭支援課にご相談ください。

失職等により世帯の負担能力に著しい変動が生じ、利用料の支払いが困難となった場合、災害により家屋が損壊した場合等(※)、適用条件を満たす場合は利用料が減免されます。

※育児休業や自己都合退職・転職等は対象になりません。

【補足給付制度】詳しくは、利用中の施設・事業所にご相談ください。

生活保護世帯を対象に、利用料以外に負担が必要な遠足代や制服代等の実費相当分の一部費用を市が負担する制度です。上限は教材費・行事費等(1～3号認定)月額 2,500 円となります。

6. 利用料及び実費負担(主食費・副食費・遠足代など)のお支払い先

私立認可保育所	利用料は原則、口座振替で横浜市へ、実費負担は園へ直接支払います。
公立保育所	利用料、給食費(主食費・副食費)とも原則、口座振替で横浜市へ支払います。 ・他市区町村の公立施設利用者は、施設がある市区町村へ支払います。
認可保育所以外の施設・事業	利用料、実費負担とも園へ直接支払います。

7. 退園時の手続き

退園する前日まで(必着)に、「利用取消申請書」を利用中の保育所等のある「区役所こども家庭支援課」に必ず届け出てください。届出が遅れると、届出日までの利用料がかかります(利用料は在籍日数に応じた日割りとなります。副食費については各施設へお問合せください。)

8. その他

- ・「延長保育料」は利用料には含まれません。その他、利用する保育所等が設定する実費負担額等が必要な場合があります。
- ・里親制度、ファミリーホーム、児童養護施設を利用されている場合の利用料は、利用する保育所等のある区役所こども家庭支援課へお問合せください。

☎お問合せ先☎

*利用料に関することは…

「利用料通知書」または「利用料変更通知書」に記載されている 区役所こども家庭支援課 へ

*利用料のお支払いや口座振替、還付に関することは…

こども青少年局保育・教育認定課 収納担当 : TEL:045-671-0259 へ



令和5年度横浜市子ども・子育て支援新制度利用料（保育料）（月額）

（単位：円）

認定区分	1号認定	2号認定（3歳児クラス～） ※満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から
対象施設・事業	認定こども園（教育利用）・幼稚園	認定こども園（保育利用）・認可保育所
負担額	0	0

負担区分	認定区分	3号認定（0～2歳児クラス） ※満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで								
	対象施設・事業	認定こども園（保育利用）、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
	きょうだい区分	第1子※		第2子※		第1子※		第2子※		
	利用時間区分	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	
C	市民税均等割のみ	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
	D2	10,001円以上～48,600円以下	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
	D3	48,601円以上～50,400円以下	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
	D4	50,401円以上～57,700円以下	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
	D5	57,701円以上～77,100円以下	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
	D6	77,101円以上～97,000円以下	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
	D7	97,001円以上～102,600円以下	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
	D8	102,601円以上～120,600円以下	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
	D9	120,601円以上～138,600円以下	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
	D10	138,601円以上～169,000円以下	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
	D11	169,001円以上～174,900円以下	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
	D12	174,901円以上～192,900円以下	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
	D13	192,901円以上～211,200円以下	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
	D14	211,201円以上～228,900円以下	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
	D15	228,901円以上～246,700円以下	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
	D16	246,701円以上～255,700円以下	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
	D17	255,701円以上～264,700円以下	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
	D18	264,701円以上～273,700円以下	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300
	D19	273,701円以上～282,700円以下	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000
	D20	282,701円以上～291,700円以下	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200
	D21	291,701円以上～301,000円以下	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300
	D22	301,001円以上～309,700円以下	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500
	D23	309,701円以上～335,800円以下	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700
	D24	335,801円以上～361,300円以下	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900
	D25	361,301円以上～387,700円以下	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100
	D26	387,701円以上～397,000円以下	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400
	D27	397,001円以上	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600
ひとり親世帯等	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0
	E5	D5階層でひとり親世帯等	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0

※きょうだい区分のカウント方法は「利用料のご案内」もしくは「利用案内」等で確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※利用料は、市民税の税額控除前所得割額（調整控除後）を基に算定します。市民税が未申告の方等は、最高階層（D27）となります。

※政令指定都市の場合、平成30年度より市民税額の税率が6%から8%へ変更となりましたが、利用料における市民税所得割課税額は6%の税率を用いて算出しています。（政令指定都市で独自減税により市民税率が6%でなかった自治体についても変更前の従来の税率により計算します。）

※月の途中で利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料（10円未満は切り捨て）になります。

≪3号認定：その月の利用料＝利用料（月額）×在籍日数（日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日）÷25≫

※E0～E5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯（同居親族がいる場合など対象外となることがあります）、身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯（いずれも在宅の場合に限る）を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、C階層、D1～D5階層はE0～E5階層になります。

12 公定価格及び本市独自助成（向上支援費等）の概要について

本市から施設・事業所に支払う、運営に係る給付費等は、「**公定価格**（公費負担額、利用者負担額（保育所のみ）」、**本市独自助成**（「向上支援費」「延長保育事業費」（幼稚園を除く））」で構成されます。

1 公定価格について

公定価格とは、子どもに対する教育・保育を行う場合に、**子ども1人あたりに平均的にかかるコスト**を国が定めたもの（月額）です。

平成27年度からの子ども・子育て支援制度は、保護者に対する個人給付を基礎としているため、子ども一人にかかる費用の算出が必要です。（「3 公定価格の算出方法について」参照）

公定価格は、**保育所の場合**、市が「利用者負担額」を保護者から徴収し、「公費負担額」と「利用者負担額」をあわせて「**委託費**」として支払います。（次ページ図参照）

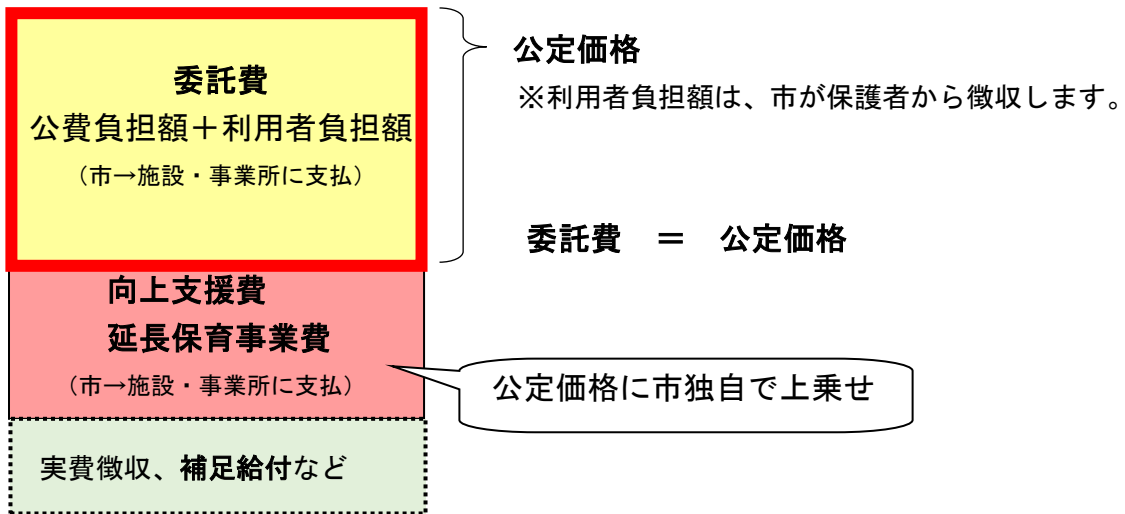
認定こども園や幼稚園、地域型保育事業の場合、施設・事業所が「利用者負担額（3号認定こどものみ）」を徴収し、市は「公費負担額」を「**給付費**」として支払います。（次ページ図参照）

2 本市独自助成（向上支援費等）について

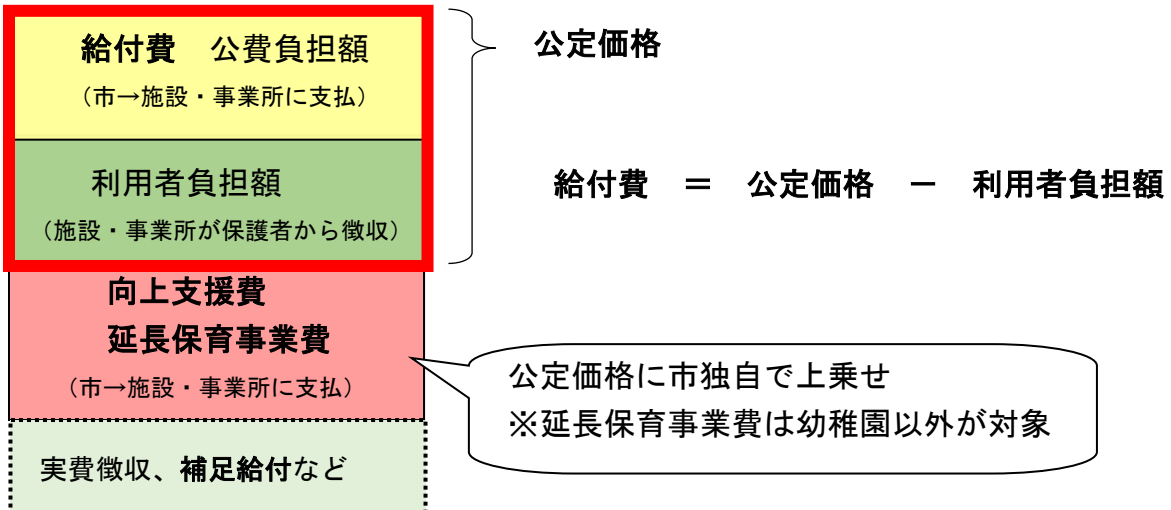
本市独自助成のうち、向上支援費とは、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や障害児保育等、保育の実施内容に応じ、国の公定価格に本市独自で上乗せして助成するものです。本市独自助成には、向上支援費のほか、施設・事業所の自主事業として実施する際に助成される「延長保育事業費」（幼稚園を除く）等があります。

《施設・事業所の収入イメージ》

■保育所の場合



■保育所以外の場合



※利用者負担額

横浜市が保護者の市民税・所得割額をもとに階層区分を認定し、その階層区分に応じた金額を保護者に負担していただくものです(応能負担)。令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化により、1号及び2号認定子どもの利用者負担は無くなりました。

《市外居住児童の請求について》

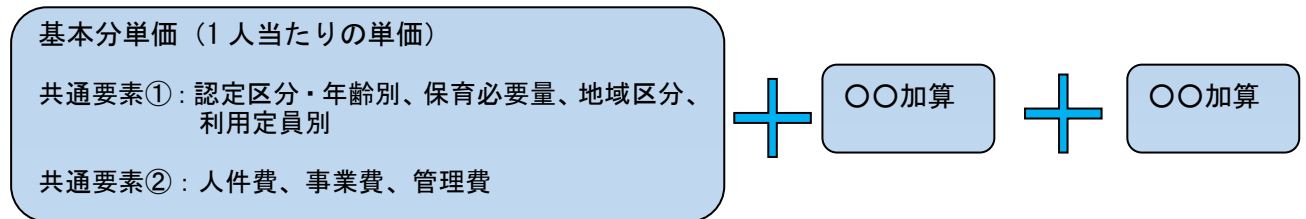
「委託費」「給付費」は、保育・教育給付認定をした自治体が支払います。そのため、本市の施設に市外居住児童が通う場合は、市外児童分の給付費等は、市外居住自治体に請求します。

3 公定価格の算出方法について

公定価格は、「**基本分単価**」と、**各種「加算」**で構成されています。基本分単価は、全ての施設・事業所に共通する人件費や事業費、管理費が含まれた単価です。各種加算は、職員配置等の教育・保育の実施状況が、定められた要件を満たした場合に加算されます。

基本分単価や各種加算は、施設・事業所の利用定員や、それぞれの子どもの年齢等により、金額が異なります。

【公定価格イメージ】(1人分)



公定価格は、子ども1人分で算定されているので、個々の子どもの公定価格の合計が、施設・事業所における公定価格の額となります。

4 雇用状況表について

雇用状況表は、基準の幼稚園教職員数や保育士数、保育教諭数等を満たしているか、加算の対象となる幼稚園教職員、保育士、保育教諭、栄養士や看護師等が配置されているかなどを確認する重要な書類です。

注意事項や記載例を十分確認の上、作成するようにしてください。職員の重複^{*}や職員数の計算間違いは、請求金額に大きな影響を及ぼしますので、特にご注意ください。

(※施設長や管理者を職員配置にカウントすると、「施設長や管理者を配置していない場合」の減算項目が適用されます。)

雇用状況表上では、あくまでもその月の初日の利用児童に対する職員配置基準を満たしているかどうかの確認のみを行っています。

実際には、**開所時間の全ての時間帯で児童数に応じた、それぞれの施設・事業種別の職員配置基準を遵守していただく必要があります。**

5 返還及び支給停止について

公定価格や市独自助成の支払いにおける、届出内容や雇用状況については、毎月の書類審査に加え、指導監査や給付適正化担当による確認・調査により実施状況等を確認します。

監査や調査等により、各加算項目の要件に適合しないことが判明した場合には、適合しなくなった日の属する月の翌月（月の初日に要件に適合しなくなった場合はその月）から加算の適用がなくなるほか、過払い分については、返還を求めます。**昨今、給付費等請求において制度の認識誤りにより多額の返金が生じる事例が増えています。**3月上旬に公開される「子ども・子育て支援制度 説明会テキスト」をご確認いただき、受給後に多額の返金が生じないよう十分にご注意ください。

なお、**偽りや不正な行為により給付費等の支払いを過大に受けた場合は、子ども・子育て支援法及び民法に基づきその額の返還を求め、さらに、その返還額に対して法律に定められた割合を乗じて得た額を徴収することがあります。**また、施設・事業等の運営において適切な事務処理・施設運営が行われていない、児童の処遇に不適切な事由がある、市町村等の指導等に従わない、不正な行為を行った、などの場合には、給付対象事業の確認の取り消し、期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力の停止をすることがあります。

<子ども・子育て支援法 抜粋>

（不正利得の徴収）

第十二条 （略）

- 2 市町村は、第二十七条第一項に規定する特定教育・保育施設又は第二十九条第一項に規定する特定地域型保育事業者が、偽りその他不正の行為により第二十七条第五項（第二十八条第四項において準用する場合を含む。）又は第二十九条第五項（第三十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による支払を受けたときは、当該特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者から、**その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。**

（確認の取消し等）

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。
- 三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。
- 四 **施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。**
- 五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

- 七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

（確認の取消し等）

第五十二条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該特定地域型保育事業者に係る第二十九条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- 一 特定地域型保育事業者が、第四十五条第六項の規定に違反したと認められるとき。
- 二 特定地域型保育事業者が、地域型保育事業の認可基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 三 特定地域型保育事業者が、第四十六条第二項の市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従って地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として適正な特定地域型保育事業の運営をすることができなくなったとき。
- 四 **地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の請求に関し不正があったとき。**
- 五 特定地域型保育事業者が、第五十条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 六 特定地域型保育事業者又はその特定地域型保育事業所の職員が、第五十条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定地域型保育事業所の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定地域型保育事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- 七 特定地域型保育事業者が、不正の手段により第二十九条第一項の確認を受けたとき。
- 八 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 九 前各号に掲げる場合のほか、特定地域型保育事業者が、保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- 十 特定地域型保育事業者が法人である場合において、当該法人の役員又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- 十一 特定地域型保育事業者が法人でない場合において、その管理者が過去五年以内に保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 2 前項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消された地域型保育事業を行う者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第四十三条第一項の申請をすることができない。

<民法 抜粋>

(不当利得の返還義務)

第七百三条 法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者（以下この章において「受益者」という。）は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。

(悪意の受益者の返還義務等)

第七百四条 悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

6 給付費の額の通知について【幼稚園・認定こども園・地域型保育事業のみ】

私立保育所以外のすべての給付対象施設・事業所は、「横浜市特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」に基づき、**教育・保育給付認定保護者に対し、給付費の額を通知しなければなりません。**給付費の額の通知については、1年分をまとめて通知することも可能です。給付費の額の通知は、横浜市の請求ソフトを使用している場合は、請求ソフトから出力できます。横浜市の請求ソフト以外を使用している場合は、請求ソフトの作成元の事業者へお問い合わせください。

<参考>

通知例については、下記HPに掲載がございますので適宜ご確認ください。

「平成28年4月14日付『法定代理受領にかかる施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について（周知）』」

【掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinsaido/yoko/seikyujimu.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら

7 公定価格と向上支援費の加算項目について

令和6年度の加算項目については予算事項となっているため、制度に変更がある場合は令和6年3月に実施する事業者向け説明会でお知らせします。また、令和5年度の加算項目に関する資料を下記ページに掲載しておりますので、そちらを参考にさせていただきますようお願いいたします。

【掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinsaido/yoko/yoshiki/R5seikyuyouushiki.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>分野別メニュー>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者の皆さまへ>「請求事務について」のページはこちら>各種様式について

15 特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出について

子ども・子育て支援法に基づき、平成27年4月1日から、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者（設置主体を問わない。以下「設置者・事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

設置者・事業者が整備すべき業務管理体制は、子ども・子育て支援法に基づき、施設型給付費、地域型保育給付費の支給に係る施設として市町村から確認を受けている施設又は事業所（以下「施設等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

なお、届出は、子ども・子育て支援法（第55条）及び子ども・子育て支援法施行規則（第46条）により行う必要があります。

1 設置者・事業者が整備する業務管理体制

（子ども・子育て支援法第55条第1項、子ども・子育て支援法施行規則第45条）

当該事業者が確認を受けている施設または事業所の数	法令上必要な「業務管理体制の整備」の内容
1以上20未満	・法令遵守責任者（注1）の選任
20以上100未満	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程（「法令遵守規程」）（注2）の整備
100以上	・法令遵守責任者の選任 ・業務が法令に適合することを確保するための規程の整備 ・業務執行の状況の監査（注3）の定期的な実施

○施設等の数は、その確認を受けた種別ごとに1つと数えます。

○保育所と小規模保育事業の確認を受けている場合、確認を受けている施設等は2つとなります。

（注1）法令遵守責任者

法令を遵守するための体制の確保に係る責任者

（注2）法令遵守規程について

業務が法令に適合することを確保するための規程（法令遵守規程）には、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、設置者・事業者の実態に即したもので構いません。

※法令遵守規程を新たに作成する場合の参考に資するため、別添として「業務管理体制整備規程（例）」を添付しますが、あくまで一例であり、この例の通りでなければならないというものではありません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかるもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

(注3)「業務執行の状況の監査」について

設置者・事業者が社会福祉法人、学校法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に関係各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあつては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって子ども・子育て支援法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、設置者・事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての施設等に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば施設等ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、設置者・事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

2 届出先

(子ども・子育て支援法第55条第2項、子ども・子育て支援法施行規則第46条)

特定教育・保育提供者の区分	届け出先
その確認に係る全ての教育・保育施設又は地域型保育事業所（その確認に係る地域型保育の種類が異なるものを含む）が一の市町村の区域【＝横浜市内のみ】に所在する特定教育・保育提供者	市町村長 【横浜市長】
その確認に係る教育・保育施設又は地域型保育事業所が二以上の都道府県の区域に所在する特定教育・保育提供者 (例) 横浜市と川崎市（神奈川県内）と東京都に確認施設がある場合	こども家庭庁長官
上記以外の特定教育・保育提供者 (例) 横浜市と川崎市に確認施設がある場合（神奈川県内のみ）	都道府県知事 【神奈川県知事】

<届出先>

【横浜市長の場合】

〒231-0005

神奈川県横浜市中区本町6-50-10

横浜市こども青少年局 保育・教育運営課 運営指導係

TEL 045-671-3564

FAX 045-664-5479

【こども家庭庁長官の場合】

メールアドレス：gyomukanritaisei@cfa.go.jp

※原則メールでご提出ください。各様式は押印不要ですが、設置者・事業者の規定により、押印した様式を提出する場合は、電子媒体を上記メールアドレスに送付したうえで、原本を下記の宛先に送付してください。

〒100-6090

東京都千代田区永田町霞が関3-2-5

こども家庭庁成育局保育政策課業務管理体制検査官

TEL 03-6858-0127

【神奈川県知事の場合】

〒231-8588

神奈川県横浜市中区日本大通 1

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 次世代育成課 企画グループ

TEL 045-210-4666

FAX 045-210-8956

3 届出が必要な場合について

① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合

全ての設置者・事業者は、新規に関係行政機関に届け出る必要があります。

届出先が横浜市長の場合は別添の「第 17 号様式」に必要事項を記入し、保育・教育運営課にご提出ください。

提出先が内閣総理大臣又は神奈川県知事の場合は神奈川県の様式を用いてそれぞれの所管部署に届出を行ってください。詳細は上記届出先に直接お問い合わせください。

② 施設等の新規開所による新たな確認等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合

この区分の変更に関する届け出は、変更前・変更後双方の行政機関に届け出る必要があります。

(例)

○これまで横浜市内にのみ施設が所在していたが、新たに市外に施設を設置した場合

→届出先：横浜市と神奈川県

○横浜市と川崎市と東京都に施設が所在していたが、施設の閉所により横浜市と川崎市のみになった場合

→届出先：こども家庭庁と神奈川県

③届出事項に変更があった場合

上記②以外で、法人の名称や代表者の変更のような場合、当初届出を行った機関にその機関の様式を用いて変更内容の届け出を行ってください。横浜市の場合は別添「第 18 号様式」をご提出ください。

※ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。

○施設等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合。

○法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合。

設置者・事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。

横浜市の届出様式等はホームページに掲載していますので、データをダウンロードしてお使いください。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/jigyosha.html>

1 保育所委託費の使途について

保育所委託費は、保育所を経営する事業に係る経費に充当するための資金として各保育所に対して支弁しており、人件費、管理費及び事業費から構成されています。

人件費…保育所に属する職員の処遇に必要な経費に支出するもの

管理費…保育所の運営に直接必要な経費に支出するもの

事業費…保育所入所児童の処遇に直接必要な経費に支出するもの

委託費は、上記の目的以外には使用できないのが、大原則です。

ただし、一定の要件を満たす施設においては、保育所委託費を一定の金額の範囲内で目的外使用することが国の通知で認められています。この目的外使用の事を弾力運用といいます。

この弾力運用により充当可能な使途については制限があります。

なお、保育所委託費の弾力運用は、適正な保育所運営が確保されていることを前提として認められるものです。弾力運用の財源確保のために、本来の使途である職員人件費や事業費等が恣意的に削減されるようなことがないようお願いします。

<弾力運用の例示>

- ・当該年度の委託費を3か月分「人件費」「管理費」「事業費」以外に充てる
- ・前期末支払資金残高を取り崩して本部運営費に利用する
- ・積立資産を同一法人の他の園の整備など、目的外に使用するために取り崩す など

2 新たに保育所を経営する事業を行う設置者の開設初年度の取扱いについて

委託費を弾力運用するには、概ね1年間適正な運営を実施していることが必要です。そのため、新たに保育所を経営する事業を行う設置者の開設初年度は、委託費の弾力運用はできませんので、初年度の委託費以外からの支出をお願いします。

なお、初年度の建物、土地の賃料の支出については、以下のとおり

- (1) 開設する際に認可の条件として必要な費用（一年分の賃料相当額等）
- (2) 他法人からの借入金（2年目以降の委託費から償還をすることができます。）

また、2年目以降からは、一定の要件を満たせば以下の項目に対して、委託費の弾力運用ができるようになります。※限度額等詳細は別表参照

- 1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費
- 2 保育所等の土地又は建物の賃借料
- 3 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- 4 保育所等を経営する事業に係る租税公課

3 貸借について

弾力運用の対象として認められた「借入金（利息部分を含む。）の償還」の範囲は、独立行政法人、公益法人及び民間金融機関等、他法人からの借入金の償還のみが該当します。法人本部や個人からの借入れは対象になりませんので、ご注意ください。

保育所委託費を原資とした資金の貸し付けについては、各施設拠点区分間、本部拠点区分又は収益事業等の特別会計に限り、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められます。必ず当該年度内に清算してください。

【長期運営資金の借入金について】

長期運営資金については、原則、委託費（運営費）からの償還は、出来ませんのでご注意ください。

4 事前協議について

弾力運用の内容によっては、横浜市への事前協議が必要となります。設置主体の法人種別によって手続き方法が異なりますので、ご注意ください。

弾力運用の事前協議は、「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議事務取扱要領」で定める事前協議書により行います。事前協議書の提出期限は、弾力運用としての支出を行う年度の12月末日となっています。期限を過ぎた場合は、原則、事前協議を行うことができません。

【事前協議における留意事項】

1 事前協議書提出前の相談について

弾力運用実施についてのお問い合わせは、事前協議書を提出する前に、メールにてご連絡ください。その際、検討している弾力運用の具体的な内容、金額等をメール本文にご記入いただくか、補足として根拠資料を添付してください。弾力運用の可否や事前協議の必要性も含めて、ご案内させていただきます。

問い合わせ先メールアドレス：kd-uneishidou@city.yokohama.jp

2 事前協議が必要なものを事前協議せずに充当した場合

弾力運用の財源元である保育所へ全額返還する必要がありますので、ご注意ください。

5 保育所運営にかかる法人本部の経費について

法人本部の経費として認められるものは、当該保育所を設置する法人の事務費です。具体的には、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書及び資金収支内訳書の本部拠点区分における勘定科目大区分「人件費支出」及び「事務費支出」に相当する経費であり、いずれも保育所の運営に関する経費に限るとともに、その積算根拠等が適正である場合に認められます。

法人本部の経費は、保育所の施設拠点区分から直接支出することはできません。また、当年度に支弁された当該保育所の委託費を財源とすることはできません。

保育所の施設拠点区分における前期末支払資金残高を取り崩し、必要な金額を本部拠点区分へ繰り入れて支出してください。前期末支払資金残高の取り崩しにあたっては、必要な金額を各施設の入所人数や経常収入の比率など合理的な比率で各施設に按分してください。前期末支払資金残高の金額など、各施設の運営方法により変動する要素は、按分根拠として適切ではありません。

役員報酬を支給する場合は、役員報酬規程もしくは給与規程に適正かつ具体的な金額を定め、勤務実態に即して支給してください。

6 当期末支払資金残高の30%基準について

当期末支払資金残高は、保育所委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものです。そのため、当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下の保有としてください。3月末決算時において30%を超過する場合は、必ず長期的な計画を立てた上で、使途を定めて積立資産に積み立ててください。なお、決算時に計上された当期末支払資金残高が当該年度に受け入れた委託費収入の30%を2年連続で超えている場合は、超過額が解消されるまでの間、処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。

7 「適正な給与水準」について

弾力運用の要件の一つである「給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されている等、人件費の運用が適正に行われていること。」における適正な給与水準については、以下の要件を満たす必要があります。要件を満たさない場合、弾力運用が認められない場合がありますので、ご注意ください。

- (1) 正規の手続きを経て給与規程が整備されていること。
- (2) 施設長及び職員の給与が公定価格の人件費相当分として給付されている額を大幅に超えないこと。
- (3) 初任給、定期昇給について職員間の均衡がとれていること。
- (4) 一部職員にのみ他の職員と均衡を失する手当が支給されていないこと。
- (5) 各種手当は給与規程に定められたものであり、かつ手当額、支給率が適当であること。

【参照】横浜市保育所委託費経理等取扱要綱第2条2項(3)

横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領第3条2項

8 保育所委託費の使途範囲を逸脱した場合について

規定する使途範囲以外の支出については、**弾力運用の財源元である保育所へ全額返還**する必要があります。横浜市が指定する期限までに設置者が是正しない場合は、当該事実が判明した年度の4月から3月までの間、「横浜市における保育・教育に係る給付費等取扱要綱」に定める処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。なお、翌年度以降も改善措置が講じられない場合は、改善措置が講じられたと認められる年度までの間で必要と認める期間、処遇改善等加算の基礎分全額について加算を停止します。

9 要綱及び要領等について

弾力運用を行うための要件、金額の範囲及び使途については、**事前に「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱」及び「横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領」を確認**してください。要綱及び要領等は、下記URLから参照してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/hoiku-yoji/shisetsu/info/yoko/youshikia.ny.html>

横浜市
City of Yokohama

読み上げ Language サイトマップ よくある質問 コールセンター

Google 検索

暮らし・総合 戸籍・住民票・税金など

観光・イベント 文化・芸術・スポーツなど

事業者向け情報 入札情報、企業振興など

市の情報・計画 市の施策・取組・統計など

防災・救急・防犯 | 住まい・暮らし | 戸籍・税・保険 | 子育て・教育 | 健康・医療 | 福祉・介護 | 市民協働・学び | まちづくり・環境

トップページ > 暮らし・総合 > 子育て・教育 > 保育・幼児教育 > 保育所・保育施設 > 保育所に関する情報 > 要綱・様式 > 給付対象施設・事業 要綱・様式

給付対象施設・事業 要綱・様式

最終更新日 2021年12月1日

印刷する

6 弾力運用関係要綱・様式

- ↓ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱【PDF】(PDF: 498KB)
- ↓ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱(別表7)資金収支計算分析表【Excel】(エクセル: 18KB)
- ↓ 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱事務取扱要領【PDF】(PDF: 306KB)
- ↓ 「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領【PDF】(PDF: 223KB)
- ↓ 「保育所委託費等の弾力運用に係る事前協議」事務取扱要領(様式一式)【Word】(ワード: 59KB)
- ↓ 第1号様式【Word】(ワード: 28KB)
- ↓ 第2号様式【Word】(ワード: 25KB)
- ↓ 第3号様式【Word】(ワード: 26KB)
- ↓ 第6号様式【Word】(ワード: 26KB)
- ↓ 第7号様式【Word】(ワード: 24KB)

保育所委託費等の弾力運用に係る書類は、原則、横浜市電子申請システムで申請してください。
横浜市電子申請システムで提出が難しい場合は、メール、郵送での受付もしています。

①横浜市電子申請システムでの提出の場合
<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1634722301011> (外部サイト)

②メールでの提出の場合
(アドレス) kd-uneishidou@city.yokohama.jp
(件名) 「令和3年度保育所委託費等の弾力運用にかかる事前協議」

③郵送での提出の場合
(住所) 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
こども青少年局保育・教育運営課 弾力運用担当

締め切りは原則弾力運用を行う年度の12月末日です。

-125-

種類	番号	主な協議内容	段階	社会福祉法人・学校法人	それ以外	横浜市の要綱(※1)
当年度の委託費	1	人件費積立資産、修繕積立資産、備品等購入積立資産	第一段階	積立可(協議は不要)	積立可(協議は不要)	2条3項
			第二段階			
			第三段階			
	2	保育所施設・設備整備積立資産 ただし、第二段階の施設については、改善基礎分相当額が上限となります。	第一段階	積立不可	積立可(協議は不要)	2条4項
			第二段階			
			第三段階			
	3	委託費は、修繕積立資産、備品等購入積立資産を保育所施設・設備整備積立資産に統合する場合。	第一段階	統合不可	統合不可	2条6項
			第二段階			
			第三段階			
4(※2)	処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が設置する保育所等に係る別表2の経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条4項	
		第二段階				
		第三段階				
5(※2)	処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が運営する子育て支援事業に係る別表3の経費に充当する場合。 処遇改善基礎分の範囲内で、同一の設置者が運営する社会福祉施設等に係る別表4の経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条5項	
		第二段階				
		第三段階				
6(※2)	委託費の3か月分の範囲内(処遇改善基礎分を含み、処遇改善加算の賃金改善要件分を除く)で、同一の設置者が設置する保育所に係る別表5の経費及び同一の設置者が実施する子育て支援事業に係る別表3に掲げる経費に充当する場合。	第一段階	弾力運用可(理事会承認は不要)	弾力運用可(横浜市に協議は不要)	2条5項	
		第二段階				
		第三段階				
7	前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の運営費の不足分を補填を行う場合。(事業活動収入計(予算額)の3%以下の場合)	第一段階	協議不要	協議不要	4条1項	
		第二段階				
		第三段階				
8	前期末支払資金残高を取り崩して当該施設の運営費の不足分を補填を行う場合。(事業活動収入計(予算額)の3%を超える場合)	第一段階	横浜市の協議が必要	横浜市の協議が必要	4条2項	
		第二段階				
		第三段階				
9	①当該保育所を運営する法人本部の運営に要する経費(※3) ②同一設置者が運営する第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、施設設備の整備等に要する経費 ③同一の設置者が運営する公益事業(子育て支援事業を除く)の運営、施設設備の整備等に要する経費	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	4条2項	
		第二段階				
		第三段階				

種類	番号	主な協議内容	段階	社会福祉法人・学校法人	それ以外	横浜市の要綱(※1)
積立資産	10	積立資産を、その目的以外(当該施設の処遇に必要な経費又は別表2)に使用する場合。	第一段階	横浜市の協議が必要 理事会承認	横浜市の協議が必要	2条3項
			第二段階			
			第三段階			
	11	保育所施設・設備整備積立資産を、目的以外または、同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充当する場合。	第一段階	弾力運用不可	弾力運用不可	2条6項
			第二段階	横浜市の協議が必要	横浜市の協議が必要	
			第三段階	理事会承認		

※1 横浜市保育所委託費経理等取扱要綱

※2 番号4、5、6の重複の弾力運用は、不可

※3 法人本部の運営に要する経費については、本部における保育所運営に必要不可欠な人件費支出、事務費支出に相当する経費になります。役員報酬については、役員報酬規定を整備した上で、勤務実態に即して支給してください。

弾力運用の段階とは	
第一段階	<p>※全てに該当すること</p> <p><input type="checkbox"/> 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が遵守されている</p> <p><input type="checkbox"/> 職員配置が遵守されている</p> <p><input type="checkbox"/> 給与規程が整備され、人件費の運用が適正である</p> <p><input type="checkbox"/> 適切な給食を実施している、日常生活に必要な諸経費が確保されている</p> <p><input type="checkbox"/> 保育所保育指針を踏まえた保育を行い、児童の処遇が適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 役員、施設長及び職員が研修会に積極的に参加するなど資質向上に努めている</p> <p><input type="checkbox"/> 法人の運営状況等に問題がない</p>
第二段階	<p>※1つ以上に該当すること</p> <p><input type="checkbox"/> 延長保育事業の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 障害児保育事業の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 一時保育の実施</p> <p>2 休日・年末年始保育</p> <p><input type="checkbox"/> 乳児3人以上受入</p> <p><input type="checkbox"/> 病児・病後児保育</p> <p><input type="checkbox"/> 子育て支援拠点事業の実施</p>
第三段階	<p>※①④は必須かつ毎年度、②又は③いずれかに該当すること。</p> <p><input type="checkbox"/> ① 財務諸表を閲覧に供している</p> <p><input type="checkbox"/> ② 第三者評価の受審・結果公表をしている(第三号様式(1)を必ず記入すること)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 第三者委員による苦情解決の仕組みの周知・定期的な結果公表を実施している</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 処遇改善加算の賃金改善要件を満たしている</p>
別表	
別表 1	<p>1 「延長保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第10号。以下「雇児発第10号」という。)に定める延長保育促進事業及びこれらと同様の事業と認められるもの</p> <p>2 「一時預かり事業の実施について」(平成27年7月17日文科初第238号雇児発0717第11号。以下「雇児発第11号」という。)に定める一時預かり事業</p> <p>ただし、当分の間は平成21年6月3日雇児発第0603002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「『保育対策等促進事業の実施について』の一部改正について」以前に定める一時保育促進事業の要件を満たしていると認められ、実施しているものも含む</p> <p>3 乳児を3人以上受け入れている等低年齢児童の積極的な受入れ</p> <p>4 「地域子育て支援拠点事業の実施について」(平成26年5月21日雇児発0529第18号。以下「雇児発18号」という。)に定める地域子育て支援拠点事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>5 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)の受入れ</p> <p>6 「家庭的支援推進保育事業の実施について」(平成25年5月16日雇児発0516第5号)に定める家庭支援推進保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p> <p>7 休日保育加算の対象施設</p> <p>8 「病児保育事業の実施について」(平成27年7月17日雇児発0717第12号)に定める病児・病後児保育事業又はこれと同様の事業と認められるもの</p>
別表 2	<p>1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費(保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p> <p>4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 3	<p>1 子育て支援事業を実施する施設の建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費(子育て支援事業に必要なものに限る。以下2において同じ。)</p> <p>2 1の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p>
別表 4	<p>1 社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還又は積立のための支出</p> <p>4 社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 5	<p>1 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費(保育所を経営する事業に必要なものに限る。以下2及び3において同じ。)</p> <p>2 保育所等の土地又は建物の賃借料</p> <p>3 以上の経費に係る借入金(利息部分を含む。)の償還</p> <p>4 保育所等を経営する事業に係る租税公課</p>
別表 6	<p>提出を求める施設拠点ごとの計算書等及び附属明細書</p> <p>1 社会福祉法人会計基準 社会福祉法人会計基準(平成28年3月31日厚生労働省令第79号)に定める資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及び附属明細書</p> <p>2 学校法人会計基準 (1) 学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成27年3月30日文科科学省令第13号)に定める資金収支計算書及び資金収支内訳表、貸借対照表及び附属明細書(社会福祉法人会計基準に基づく様式もしくはこれに相当するもの)</p> <p>(2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの</p> <p>ア 借入金明細書 イ 補助金事業等収益明細書 ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 オ 積立金・積立資産明細書 カ 固定資産台帳</p> <p>3 企業会計の基準による場合 (1) 損益計算書、貸借対照表及び財産目録 (2) 社会福祉法人会計基準に基づく附属明細書もしくはこれに相当するもの</p> <p>ア 借入金明細書 イ 補助金事業等収益明細書 ウ 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 エ 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書 オ 積立金・積立資産明細書 カ 基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書 キ 固定資産台帳</p> <p>4 これ以外の会計基準により会計処理を行っている場合 社会福祉法人会計基準に定める計算書類及び附属明細書に相当するもの</p>

17 年度限定保育事業について

1 年度限定保育事業とは

年度限定保育事業（以下、「年度限定」という。）は、保育所等の空きスペースや余裕のある保育室を有効活用し、保育所等を利用できなかった1・2歳児の「保留児童」を対象に、年度を限定（最長一年間）して保育していただく事業です。

新規開設施設の4・5歳児枠（小規模保育事業は2歳児枠）は、利用希望が少なく、開所後、2年（小規模保育事業は開設後1年）程度は定員が埋まらない傾向があります。そのため、空いている4・5歳児枠（小規模保育事業は2歳児枠）を利用して「保留児童」の受け入れをお願いしています。

2 事業の概要について

(1) 実施要件

ア 実施施設の条件

- ・4・5歳児室等（小規模保育事業にあたっては2歳児室等）の空いているスペース等を活用し、児童を安全に受け入れられる体制が確保されている。
- ・この事業の児童を受け入れても、「横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」で定める設備及び運営の基準を満たしている。

イ 事業実施年度

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ウ 対象児童

保育所等の利用申請を行い、利用調整の結果、保育所等を利用できず「保留」（令和6年4月利用開始の場合、2次利用調整の結果、保育所等の利用が決定していない児童）となった1・2歳児で、次の(ア)～(ウ)いずれも該当する方。

(ア) 横浜市内在住の方

保育士、看護師、保健師、助産師及び准看護師の資格を有しており、横浜市の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業^{※1}で保育業務に従事している場合には、横浜市外在住の方も利用できます。

※1 認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業

（なお、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については、幼稚園教諭も可とします。）

(イ) 利用期間中も「保留」である方

【重要！】次の場合は、利用の継続ができません。

- ア 本事業を利用中に利用申請の「取下げ」を行った場合
- イ 保育所等に内定した場合
- ウ 育児休業から復職しなかった場合

(ウ) 利用期間中も保護者のいずれもが「保育の必要性の認定基準」のいずれかに該当している方

エ 申込方法

実施施設に直接申込みます。実施施設は、児童及び保護者が利用要件を満たしていることを書類で

確認して、利用の可否を決定し、申込者に連絡します。

【必要な書類】

- (ア) 年度限定保育事業利用申請書（第 16 号様式）及び別紙
- (イ) 令和 6 年度の施設・事業利用調整結果（保留）通知書の写し
- (ウ) 【両面】給付認定決定通知書の写し（有効期間に利用開始日が含まれるもの）
- (エ) （該当者のみ）多子減免届出書（第 17 号様式）
- (オ) その他、実施施設が求める書類（就労証明書等）

オ 事業実施日及び時間

実施施設の開所日時と同一です。

カ 利用料等、及び助成金額

- ・利用料等は、「3 保育料について」の「保護者負担額」を上限に、実施施設ごとに設定していただきます。保護者負担額については、実施施設の直接徴収となります。
- ・保護者の負担区分に応じた「横浜市助成金」の額が支払われます。

キ 利用定員設定

- ・「4 段階的な利用定員の設定について」をご確認ください。

ク その他

- ・障害児保育児童及び特別支援保育児童の加算費があります。
- ・利用児童には、認可保育所等の利用調整時に「調整指数」が適用されます。
- ・利用決定にあたっては、横浜市内の保育所等で働く「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師のお子さん（市外在住を含む）」を対象に、優先的な利用決定にご協力いただきますようお願いいたします。

3 保育料について

【月額料金】1人あたり(1・2歳児同額)

区分	負担区分	保護者負担額	市助成金	第2子減免対象児童		第3子減免対象児童	
				保護者負担額	市助成金	保護者負担額	市助成金
基本保育利用料 (基本保育時間 11 時間)	A ~ B	0円	165,000 円	0円	0円	0円	0円
	C ~ D 2	10,000 円	155,000 円	5,000 円	5,000 円	0円	10,000 円
	D 3 ~ D 5	20,000 円	145,000 円	10,000 円	10,000 円	0円	20,000 円
	D 6 ~ D 8	30,000 円	135,000 円	15,000 円	15,000 円	0円	30,000 円
	D 9 ~ D 11	40,000 円	125,000 円	20,000 円	20,000 円	0円	40,000 円
	D 12 ~ D 14	50,000 円	115,000 円	25,000 円	25,000 円	0円	50,000 円
	D 15 ~ D 27	60,000 円	105,000 円	30,000 円	30,000 円	0円	60,000 円
延長保育 (基本保育時間より前の時間 または超えた時間の利用)		30 分あたり 1,700 円	30 分あたり 1,700 円	30 分あたり 850 円	30 分あたり 850 円	30 分あたり 0円	30 分あたり 1,700 円
夕食代(19:30 以降閉所時間 までの利用)		7,500 円	—	7,500 円	—	7,500 円	—
間食代(18:30 を超えて 19:30 までの利用)		2,500 円	—	2,500 円	—	2,500 円	—

4 段階的な利用定員の設定について

段階的な利用定員の設定をして、定員区分を下げることにより、公定価格の単価が上がります。

年度限定を実施する施設については、段階的に利用定員を上げて、認可定員と一致する「段階的な利用定員の設定」を行うことができます。段階的な利用定員の設定をした場合は次年度以降、利用定員変更の手続き

が必要です。(書類提出先：こども青少年局こども施設整備課)

「利用定員」は、「認可定員」と一致することを基本とし、利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴かなければなりません。(子ども・子育て支援法 第31条第2項)

利用定員設定の参考例

【A案】「4・5歳児」の保育ニーズが若干名と見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室の一部で「年度限定利用児童」を受け入れます。

【B案】「4・5歳児」の保育ニーズが一定程度見込まれる場合

1年目は4歳児室で「4・5歳児」を、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れられますが、
2年目は5歳児室にスペースがなく、「年度限定利用児童」の受け入れは困難です。

【C案】「4・5歳児」の保育ニーズがないと見込まれる場合

1年目は4・5歳児の新規募集を行わず、4・5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れ、
2年目は5歳児の新規募集を行わず、5歳児室で「年度限定利用児童」を受け入れます。

(認可定員 60 名の一例)

		3号認定			2号認定			合計	公定価格の 定員区分	
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
認可定員		0	10	11	13	13	13	60		
利用定員 (基本)		0	10	11	13	13	13	60	51~60人まで	
利用 定員	【A案】	1年目	0	10	11	13	3	3	40	31~40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	3	50	41~50人まで
	【B案】	1年目	0	10	11	13	11	3	48	41~50人まで
		2年目	0	10	11	13	13	11	58	51~60人まで
	【C案】	1年目	0	10	11	13	—	—	34	31~40人まで
		2年目	0	10	11	13	13	—	47	41~50人まで

※3年目は認可定員と利用定員を一致させます。

5 事業実施の手続きについて

(1) 事業実施に向けたスケジュール

所在区のこども家庭支援課と相談・調整をして、「横浜市年度限定保育事業実施届 兼 特定子ども・子育て支援施設等確認申請書(第1号様式)」(以下、「実施届」という。)を所在区こども家庭支援課に提出します。<参考資料1・裏面>

実施届は随時受付けていますが、新設保育所等(令和5年4月1日開所)の利用定員を定めるときは、3月下旬の子ども・子育て会議に諮るため、こども施設整備課に提出した認可確認申請書類を差し替える必要があります。年限実施に伴い利用定員を変更する場合は、早急に区役所又は保育対策課までご連絡ください。

	横浜市（区役所）	実施施設
R5年 10月	実施検討施設との調整	事業実施に向けて、ご検討いただきます。 (受入場所、受入人数、保育士の確保状況等)
12月	最終意向確認	4・5歳児（小規模保育事業は2歳児）の申請状況を把握し、実施に向けた最終調整を行います。
R6年 1月	下旬:1次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	上旬:年度限定型保育事業の事業実施届（第1号様式）を区役所（施設所在区）を通じて、保育対策課へ提出します。
3月	上旬:2次の結果、保留となった方に「年度限定保育事業」の実施施設をご案内します。	2次結果通知発送の翌日～: 保留となった方の年度限定型保育事業の利用申込受付を開始します。実施施設が利用の可否を決定し、 保護者に連絡します。
4月		1日:保育開始

実施届は随時受付しています。所在区と調整後、提出してください。

(2) 利用決定までの日程

受付開始日	令和6年3月11日（月）
申込締切（必着）	令和5年3月18日（月）
受付方法等	郵送または持参などの受付方法は、実施保育所で定め、問合せに対応してください。 ※問合せ先を法人本部や開設準備室としている場合は、実際に受け付ける場所の連絡先（電話番号）や書類の送付先住所に間違いのないようにご案内ください。
利用決定	令和5年3月19日（火）～（※）

(※) 利用条件を満たしていることを実施施設において書類等で確認し、利用を決定します。

利用の申込みが、本事業の受入枠を超えた場合には、実施施設において保育の必要性（参考：令和6年度 横浜市給付認定及び利用調整に関する基準（横浜市ウェブサイトに掲載））などを考慮し、利用の可否を実施施設で決定してください。

利用の可否について、判断が難しいときや、申請児童が本事業の対象者（保留児童）か迷うときは、実施施設が所在する区役所のこども家庭支援課の待機児童対策担当にご相談ください。

- ・例年、まれではありますが、保育所等に入所決定したにも関わらず、利用を辞退して取り下げ、本児童の対象ではない児童が本事業を申し込むことがあります。各施設において、保護者へ利用決定のご連絡をされる際には、保留児童であることを再度、確認してください。
- ・利用中に対象外であることが判明した場合には、退園いただくとともに、対象外の期間中の横浜市補助金と基本保育利用料(月額 165,000 円)を自己負担いただきます。併せて、その他利用料(延長保育など)があれば、そちらもお支払いいただくことになる旨を伝えてください。

(3) その他（＜参考＞1年間のスケジュール（利用開始4/1～））

詳細は、実施施設あてに3月ごろ送付する「横浜市年度限定保育事業の事務取扱」をご確認ください。

	実施施設	横浜市
R6.4月	保育の提供 補助金交付申請 補助金の請求（四半期ごと） 4～6月分：7月、7～9月分：10月 10～12月分：1月に請求	補助金交付決定 補助金の支払い
R7.4月	事業実績報告 補助金の請求 1～3月分：4月に請求	補助金額確定通知 補助金の支払い
夏ごろ	消費税及び地方消費税に係る 仕入控除税額報告書（確定申告後）	

第1号様式(第5条)

横浜市年度限定保育事業実施届 兼 特定子ども・子育て支援施設等確認申

記入例

保育所が所在する区の区役所こども家庭支援課へご提出ください。

令和6年 1月10日

横浜市

事業実施者(所在地) 横浜市■■■区▲▲町1-2-3

令和6年4月開所予定の新設園については、保育所名は(仮称)を付けていただき、設置認可日は予定日を記入してください。TELは担当者の電話番号を記入していただき、この電話番号と利用希望者(市民等)からの受付用電話番号が異なる場合は、受付用電話番号を欄外に記入してください。担当者の電話番号(または受付用電話番号)は横浜市のチラシやHP等に掲載させていただきます。

社会福祉法人 ●
理事長 ◆◆◆

運営法人の所在地、法人名及び代表者職氏名を記入してください。(保育所の所在地や保育所名の記入は不要です。)

※欄に基づき、年度限定保育事業実施届 兼 特定

1 実施科目別

保育所名	(仮称)●●保育園			設置認可日	令和6年4月1日(予定)
所在地	〒 横浜市	TEL	施設長名	担当者名	
保育時間	平日	延長(朝) 7時 00分 ~	基本保育時間	延長(夕)	
	土曜	時 分 ~	7時 30分	時 分 ~	

「本事業を除く保育実施児童」は利用調整を経て利用している児童(定員外の受入れ含む)や私的契約児童を含めた、令和6年度の利用予定児童数(受入可能児童数)です。□1/2緩和にチェックした場合、1人あたりの面積は1.65㎡で計算します。(記入例の場合、37人×1.65㎡=61.05㎡)

5歳児保育室(30㎡)で、年度限定の1歳児と2歳児を保育する場合の記入例です。保育する際には、1歳児と2歳児のスペースを区画しますが、実施届では、合計面積(23.1㎡)を確認しますので、空き面積は分けなくて結構です。(記入例のように空き面積の欄には同じ数字が入ります。)

実施期間	令和5年4月1日 から 令和6年3月	
受入見込み児童数	保育に必要な空きスペース	児童の受入場所及び空きスペース面積
1歳児	4人 × 3.3㎡ = 13.2㎡	空き面積 30㎡ 場所 5歳児保育室
2歳児	5人 × 1.98㎡ = 9.9㎡	空き面積 30㎡ 場所 5歳児保育室
合計	9人 23.1㎡	
屋外遊戯場(園庭)基準	<input type="checkbox"/> 児童数(2歳児以上) × 3.3㎡ <input checked="" type="checkbox"/> 1/2緩和 <input type="checkbox"/> 緩和(プール遊び場)	
園庭の面積確認(2歳児以上)	全体面積 78 ㎡	本事業を除く保育実施児童(32人) 及び年度限定保育児童(5人) の必要面積 61.05 ㎡ = 16.95 ㎡

保育室及び屋外遊戯場について、年度限定保育事業実施届の保育を実施する場合においても、認可基準を遵守し、確認後、□にチェックを入れてください。

緩和(プール遊び場)にチェックした場合、下段の園庭の面積確認の欄は、全体面積のみ記入してください。

4 月額利用料等

利用日数	基本保育利用料		第2子減免対象児童基本保育利用料(※)	延長保育			
	利用料	第2子減免対象児童利用料(※)		間食代	夕食代		
1か月	A~B	0円	0円	1,700円/30分	850円/30分	2,500円	7,500円
	C~D2	10,000円	5,000円				
	D3~D5	20,000円	10,000円				
	D6~D8	30,000円	15,000円				
	D9~D11	40,000円	20,000円				
	D12~D14	50,000円	25,000円				
D15~D27	60,000円	30,000円					
10日以内				850円/30分	420円/30分	250円	3,750円

上記のほか徴収する実費分の利用料を具体的に記入

※第2子減免対象児童の利用料は2分の1減免、第3子減免対象児童は無料。

5 誓約書

誓約書

私は、以下の事項を誓約いたします

記

子ども・子育て支援法第58条の10第2項に規定する申請をすることができない者に該当しません。

以上

年 月 日

所在地

保育園の住所

施設名
(または氏名)

職名・施設長名

代表者職名ではありません

【参考】子ども・子育て支援法第58条の10第2項(抜粋)

前項の規定により第三十条の十一第一項の確認を取り消された子ども・子育て支援施設等である施設の設置者又は事業を行う者(政令で定める者を除く。)及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第五十八条の二の申請をすることができない。

6 添付資料

役員等氏名一覧表(別紙1)、案内図、配置図、平面図(事業実施場所を表示)

※その他参考資料(利用者向け案内や料金表等)があれば、添付してください。

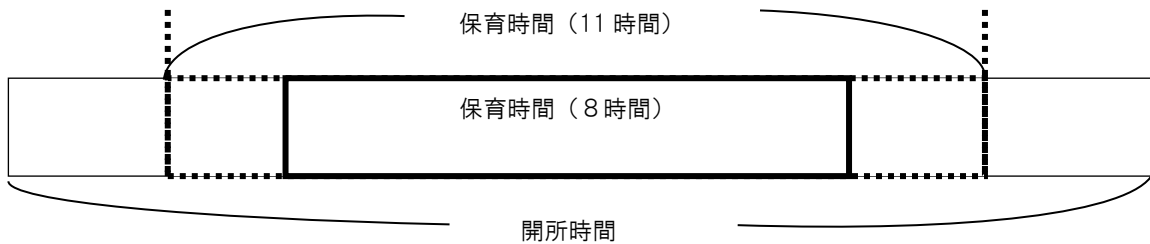
【届出方法】各区子ども家庭支援課を通じて、子ども青少年局保育対策課へ提出してください。

18 保育・教育時間の考え方について

1 用語の定義

開所時間	延長保育の時間帯を含めた、利用可能な時間帯とする。
保育時間（8時間）	保育短時間認定の子どもの最長で利用可能な時間帯で、8時間とする。子どもの生活リズムや保育カリキュラムを考慮し、概ね児童全員がそろって保育を受ける時間帯としてもらうことを基本とする。
保育時間（11時間）	保育標準時間認定の子どもの最長で利用可能な時間帯で、11時間とする。

（イメージ図）



2 保育時間の設定

地域のニーズや各施設・事業の状況に応じて、「開所時間」「保育時間（8時間）」「保育時間（11時間）」を設定していただきます。標準時間（11時間）認定に対応するため、開所日（土曜日含む）は11時間以上開所することが原則です。

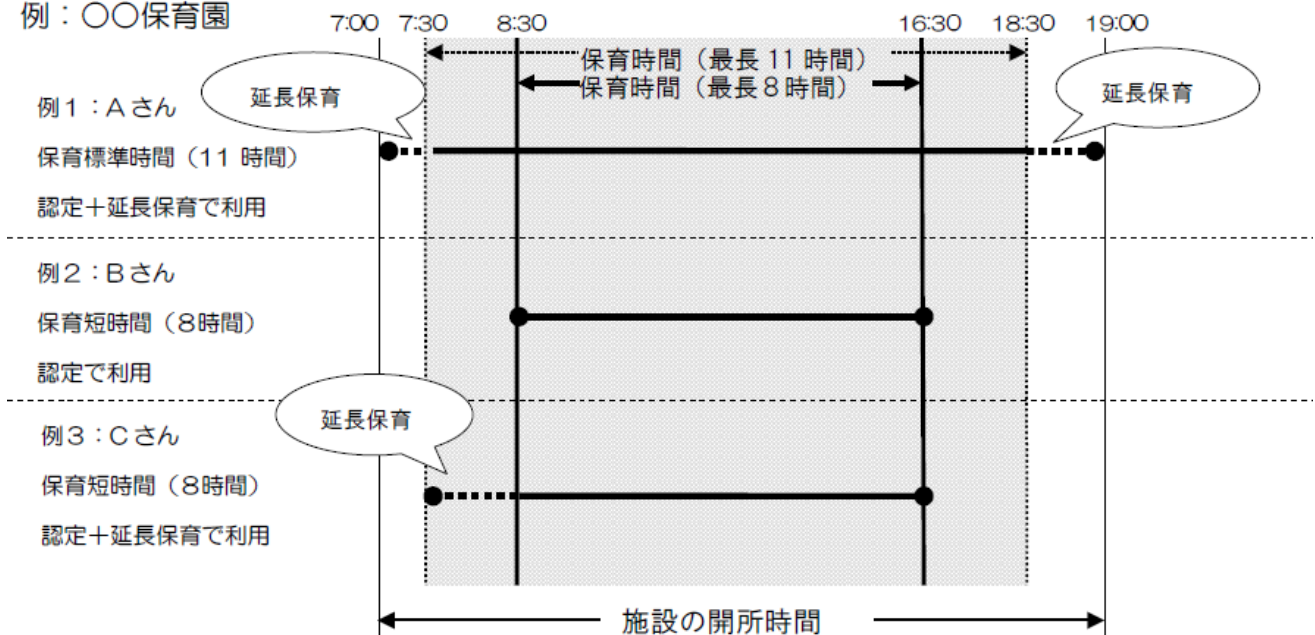
利用児童は、教育・保育給付認定の区分によって給付として最長で利用できる時間帯が異なります。

「保育短時間認定」の方は、保育時間（8時間）を超えて利用する場合に「延長保育」となります。

「保育標準時間認定」の方は、保育時間（11時間）を超えて利用する場合に「延長保育」となります。

（イメージ図）

例：〇〇保育園



- 平日と土曜で保育時間帯・開所時間が異なることは可とします。
- 本園・分園の保育時間は揃えてください。
- 保育時間の設定は15分刻みにしてください。（0分、15分、30分、45分で設定してください。）

3 利用にあたっての留意点

教育・保育給付認定の区分は「保育短時間認定」「保育標準時間認定」の2つですが、「実際の保育の利用の日数及び時間については、保護者の就労時間帯での保育の確保や子どもの育成上の配慮の観点から必要な範囲での利用を想定していることに留意（「子ども・子育て支援新制度に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日内閣府通知抜粋）」してください。

4 申請・変更手続き

新設園・事業所は、事業を開始する月の1か月前までに（4月開始の場合は2月末までに）「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を所在区子ども家庭支援課にご提出ください。

保育時間を変更する際は、実施内容を変更する月の1か月前までに「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を所在区子ども家庭支援課にご提出ください。ただし、年度当初から実施内容を変更する場合は、利用案内に反映するため、前年度8月末日までにご提出ください。

また、給付費等の請求を行う際、請求明細作成ソフトの施設・事業所情報に入力する開所時間も変更を反映させていただくようにお願いします。区役所への届出の情報と請求明細作成ソフトに入力した情報が一致しない場合、支払いができないことがありますのでご注意ください。

※保育時間の変更等をお考えの際は、各種届出を提出する前に所在区子ども家庭支援課まで必ず相談するようにしてください。

【様式掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5seikyuuuyoushiki.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>業種分野別から選ぶ>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者のみなさまへ>「請求事務について」のページはこちら>各種様式について>各種様式

19 延長保育事業について

子ども・子育て支援制度においては、2・3号認定児童が利用する給付対象施設・事業者において、教育・保育給付認定区分に応じた保育時間を超える延長保育を実施することができません。

※保育時間については、「18 保育・教育時間の考え方について」をご覧ください。

1 延長保育の考え方

各施設・事業者において、保育時間の考え方に基づき、保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を設定していただきます。

教育・保育給付認定区分によって、延長保育となる時間帯が異なります。

(1) 「保育短時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間（8時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

(2) 「保育標準時間」認定の子ども

各施設・事業者が定める保育時間（11時間）を超える前後の時間帯を利用する場合に「延長保育」となります。

2 延長保育の実施にあたって

(1) 職員配置

延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市基準の保育士等を配置することとします。なお、「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用する場合はその限りではありません。（詳細は別添Q A31をご参照ください。）

(2) 間食・夕食の提供

原則として、間食・夕食の提供は以下のとおりとします。

18時30分を超えて19時までの延長保育を必要とする児童には間食を提供します。

19時を超えて19時30分までの延長保育を必要とする児童には間食あるいは夕食を提供します。

19時30分を超えて延長保育を必要とする児童には夕食を提供します。

※保護者が間食・夕食の提供を望まない場合は提供する必要はありませんが、特段の申し出がない限り、原則として提供する体制を整えてください。

(3) 利用児童について

延長保育は、延長保育時間帯に保育の必要性のある児童について、年齢区分を問わず利用できる制度です。各園の判断で、例えば0歳児クラスの児童は利用不可とするような取扱いは原則できません。

3 延長保育事業の実施・変更の届出

延長保育事業の開始及び変更の際、「横浜市延長保育事業実施（変更）届」を所在区こども家庭支援課にご提出ください。

原則、変更適用月の1か月前までにご提出ください。ただし、年度当初（4月）から変更する場合は、原則前年度の8月末までにご提出ください。

4 利用要件

延長保育時間帯に保育が必要であることを利用要件とします。

利用する保護者は、事前に施設に申し込むこととします。

5 延長保育料の考え方

いずれの時間帯でも、延長保育料は月額 30 分あたり 1,700 円、10 日以内利用 30 分あたり 850 円を上限とします。

延長保育料は、第二子は 50%減免、第三子は 100%減免(0 円)、A B 階層減免は 50%減免とします。なお、きょうだい区分(第一子や第二子等)や副食費徴収免除対象者の区分(「免除(A)」「免除(B)」「免除」等)、負担区分(A~E 階層)については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

※第二子かつ、副食費徴収免除対象者のうち免除(A)(B)世帯あるいはA B 階層世帯の場合の延長保育料は 75%の減免となります。詳細は別添 Q A21 をご確認ください。

6 延長保育料のガイドライン

別紙のとおりです。

7 延長保育事業の助成制度

令和 6 年度の加算項目については予算事項となっているため、助成制度に変更がある場合は令和 6 年 3 月に実施する事業者向け説明会にて、説明をさせていただきます。また、令和 5 年度の加算項目に関する資料を下記ページに掲載しておりますので、そちらを参考にしていただきますようお願いいたします。

【掲載ページURL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/yoko/yoshiki/R5seikyuyouushiki.html>

横浜市トップページ>事業者向け情報>業種分野別から選ぶ>子育て>子ども・子育て支援新制度への移行案内>事業者のみなさまへ>「請求事務について」のページはこちら>各種様式について>各種様式>(施設種別を選択)>◆参考資料「令和 5 年度 説明テキスト(公定価格・向上支援費・補足給付事業)」

延長保育料ガイドライン（令和5年度参考）

1 延長保育料額（月額）※月曜～土曜日

(1) 単価

基本単価（11日以上利用）	30分あたり1,700円
10日以内利用	30分あたり850円

※30分単位で算定します。

※ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業者において、日割・時間割を設定することは可能です。

(2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

2号：（副食費徴収免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：AB階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

2 延長保育 間食代・夕食代（月額）※月曜～土曜日

	間食代		夕食代	
	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用	1月利用 (11日以上利用)	10日以内利用
2号：免除(A)(B)	1,250円	620円	3,750円	1,870円
3号：AB階層				
上記以外	2,500円	1,250円	7,500円	3,750円

※1人あたりの実費を上限とします。

3 延長保育料額 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

(1) 単価

1日30分あたり	80円
----------	-----

(2) きょうだい児減免

第2子	50%減免
第3子	100%減免

※保育料と同じきょうだい区分を適用します。

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

(3) AB階層減免

2号：（副食費徴収免除対象者のうち）免除(A)(B)	50%減免
3号：AB階層	

※計算後、10円未満の金額は切り捨てます。

4 延長保育 間食代・夕食代 ※休日等（日曜日、国民の祝日及び休日）

	間食代	夕食代
	1日あたり	1日あたり
2号：免除(A)(B)	60円	180円
3号：AB階層		
上記以外	120円	370円

※1人あたりの実費を上限とします。

延長保育事業 Q & A

1 対象者について

1. 事前申し込みしていない人も使えるのか。

あらかじめ職員配置等の準備を行うことから、事前に申し込んでいただくよう市の利用案内で周知しています。

2. 延長保育の利用要件はどのように判断すればよいか。

延長保育事業の利用要件は、「延長保育時間帯に保育が必要であること」としており、児童福祉施設としての保育所の役割・目的や保育所保育指針の保護者に対する支援等、保育の必要性について施設長が判断することとします。

3. 育児休業中の人も延長保育料を支払えば、延長保育を利用できるのか。

延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることを要件としています。

育休中の方も、疾病や介護など個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

4. 産前産後や求職中の場合は、延長保育の対象外か。

延長保育の利用は、延長保育時間帯に、保育が必要であることを要件としています。

産前産後や求職中の方も、例えば通院や面接の時間が延長保育の時間にあたるなど個別の事情により、延長保育時間に保育が必要であると施設長が判断できる場合は、延長保育の対象となります。

5. 標準時間認定の人は、誰でも延長保育を利用できるのか。

延長保育の時間帯に、保育が必要であることを要件としています。

6. 保育標準時間認定(11時間)を受けていれば、どの時間帯であっても11時間以内の利用であれば、保育料の範囲で保育をうけられるのか。

保育標準時間認定であれば、施設が定めた保育時間(11時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

保育短時間認定であれば、施設が定めた保育時間(8時間)を超える時間帯の保育は延長保育になります。

7. 早朝や夕方にかけて、8時間に満たないような働き方をしている保護者は短時間認定になり、延長保育料がかかるのか。

認定区分は、認定申請の際、保護者の方に短時間認定を希望するかを選択していただき、福祉保健センターが教育・保育給付認定の基準に照らし合わせ決定します。そのため、その保護者の方が標準時間認定になるか短時間認定になるかは個別の事情によります。

その上で、短時間認定となり、施設が定める保育時間(8時間)を超える利用がある場合には、延長保育の対象となります。

8. 短時間認定の人も全月もしくは11日以上延長保育の利用は可能か。

利用することは可能です。その場合は施設が設定する保育時間(8時間)を超える時間帯が延長保育となります。なお、働く時間帯の変更など雇用状況が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行うようご案内ください。

9. 短時間認定の児童が保育時間(11時間)を超える延長保育を利用することはできるのか。

延長保育を利用する要件があれば、保育時間(11時間)を超える時間帯の延長保育を利用することができます。

なお、雇用状況の変更等により、働く時間帯が変わった場合は、区福祉保健センターにて教育・保育給付認定内容変更の手続きを行うようご案内ください。

10. 短時間認定の児童が延長保育を使うのはどのような場合なのか。

非定型的な超過勤務、シフト変更等が考えられます。その場合も事前に申し込みが必要であると周知しています。

11. 利用者が標準時間認定か短時間認定かはいつ分かるのか。

区福祉保健センターから送付する、「給付認定決定通知書」に記載があります。

12. 標準時間認定と短時間認定の切り替えの手続きはどうするのか。

保護者の方に施設・事業所所在区の福祉保健センターで変更の手続きをしていただきます。

2 料金について

1 3. 料金設定はどのように行ったらよいか。

ガイドラインの金額を上限とします。その範囲内であれば日割り等の対応もできます。

例えば、10日以内利用について1回（30分あたり）300円という料金設定とした場合、上限は30分あたり850円のため、1回目・2回目各300円、3回目は250円、4回目から10回目までは0円になります。

1回目	2回目	3回目	4～10回目	合計
300円	300円	250円	0円	850円

1 4. 延長保育料ガイドラインに示されている「30分あたり」とは、どのように考えたらよいか。

30分単位ごとに、利用日数を考えていただくようにお願いします。

例) 開所時間が7:00～20:00、標準時間が7:30～18:30の施設において、標準時間認定児童が7:00～7:30の時間帯を5回、18:30～19:00の時間帯を15回、19:00～19:30の時間帯を2回利用した場合、

7:00～7:30 850円（10日以内利用）

18:30～19:00 1,700円（11日以上利用）

19:00～19:30 850円（10日以内利用）

計3,400円が上限の金額です。

1 5. 開所時間が30分単位でない場合、延長保育料はどうなるのか。

ガイドラインの金額を上限に、各施設・事業者において、日割・時間割を設定できます。（必ずしも按分する必要はありません。）

ただし、延長保育従事職員雇用費は15分1単位とする利用実績により助成しているため、開所時間は、0分、15分、30分、45分の15分刻みで設定してください。

1 6. 短時間認定の人の延長保育と、標準時間認定の人の延長保育は同じ料金か。

同じ料金です。30分あたり月額1,700円、30分あたり10日以内850円が上限になります。

等、合理的な金額にしてください。

月数回程度、突発的な利用の可能性のある保護者に対しては、延長保育の事前申し込みをご案内いただき、延長保育料ガイドラインの延長保育料の日割の設定をするなどの柔軟な対応もご検討ください。

17. 閉所時刻以降、さらに遅れる保護者からの費用徴収は可能か。

閉所時刻以降の保育は、延長保育事業としての助成対象外です。そのような場合の利用料金の取扱いは各施設で定めてください。実費相当分として各施設で料金を設定し、事前に保護者に周知して理解を得ている場合は徴収できます。

18. 産休明け児等で、午後7時を超えて利用しているが、夕食の提供が適当でなく、ミルクのみの提供等により対応している場合、7,500円を徴収してもよいか。

ガイドラインの上限は7,500円ですが、1人あたりの実費額がそれより少ない場合は実費額となります。

19. 延長保育料の滞納者に対して、延長保育利用の解除はできるのか。

世帯の状況や滞納の期間等、個々に判断すべき事情も多いので、区役所にご相談いただく事項ですが、最終的には延長保育利用の解除もやむを得ないと考えます。

20. 第1子と第2子が別の保育所等に通っている。きょうだい児減免の対象か。

対象となります。(きょうだい児の考え方は利用料(保育料)と同一の考え方です。) きょうだい区分については、区福祉保健センターから送付する、契約締結登録者一覧に記載がありますので、そちらをご確認ください。

21. きょうだい児減免対象者が、副食費徴収免除対象者のうち免除(A)(B)世帯あるいはA B階層世帯の場合、延長保育料はどうなるか。

両制度とも対象となります。

・減免無しの場合との延長保育料の比較

第2子の場合： $(きょうだい児減免 50\%) \times (A B階層減免 50\%) = 25\%$ (75%減免)

第3子の場合： $(きょうだい児減免 100\%) \times (A B階層減免 50\%) = 0$ (100%減免)

例 減免無し延長保育料 1,700円の場合の第2子延長保育料

$1,700円 \times 50\% \times 50\% = 425円$

→保護者からの徴収額は420円(10円未満切捨)

22. E階層世帯の場合、減免はないのか。

延長保育料の減免はありません。CD階層と同じ取り扱いになります。

23. 市外児童の場合、減免はどのように考えるのか。

2号認定児童については、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせのうえ、生活保護世帯又は市民税非課税世帯に該当する場合は減免を適用してください。

3号認定児童については、各施設・事業者で、市外児童の保育料負担区分を把握できてい

る場合は、その負担区分が横浜市のA・B階層（生活保護世帯または市民税非課税世帯）に該当するかどうかによって減免を適用してください。負担区分を把握していない場合は、市外児童の居住市町村の保育関係部署へお問い合わせください。

3 利用方法について

24. 間食・夕食は自宅で食べるという保護者からは、間食・夕食を提供しなくてもよいか。

児童の健康を考慮し、適宜間食（おやつ）・夕食を提供することが前提ですが、保護者と施設との間で合意の上、間食（おやつ）や夕食を提供しないことはできます。

25. 急な残業等により突然申込を受けたものの、食事の用意が対応できないときは食事を出さなくてもよいか。

保護者に食事を出すことができない旨を事前に説明してください。

4 延長保育事業の助成内容について

26. 開所時間が11時間の場合の延長保育事業の助成はどうなるのか。

11時間開所するための基本的な経費は公定価格に含まれることから、延長保育事業の助成は、短時間認定の児童が保育時間(8時間)を超えて延長保育を利用した場合の助成のみです。

27. 助成額はどのように計算するか。

施設に給付される助成額は次のようになります。

助成額＝①＋②－③

- ① 施設の開所時間や職員の雇用状況に応じて算定し施設に給付される「延長保育実施加算」等
- ② 児童の利用状況に応じて職員を雇用するための「延長保育従事職員雇用費」等
- ③ 保護者から徴収した延長保育料（間食代・夕食代は含みません。）

28. 減免した分は市の助成対象か。

対象です。間食代・夕食代の場合、「AB階層減免費内訳報告書」を請求書と合わせて提出ください。延長保育料の場合、報告書はありません。

29. 延長保育障害児等受入加算の要件について、事前に申し込みがなく、勤務先や移動手段の関係で突発的に延長になった場合に加算対象になるか。

延長保育事業は事前申し込みを原則としており、月11日以上の利用申込者を延長保育障

害児等受入加算の対象とします。

30. 延長保育障害児等受入加算の要件について、半月以上利用申込者が対象だが、実績は半月に満たない場合に対象になるか。

あらかじめ職員配置等の対応が必要なことから、事前の利用申込が月 11 日以上であれば加算の対象とします。

31. 「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」は、どのような場合に適用できるのか。(※保育所・認定こども園・小規模保育事業A型に限る)

特例は、国の配置基準において、各年齢で定める職員配置基準により算定される必要な職員数が2人を下回っている時間帯に限り、「子どもの数に関わらず保育士等を最低2人配置する」という要件について、保育士等のうち1人を保育士資格を有しない者（子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了した者、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者（※）、家庭的保育者）とすることができます。

（※：「保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者」とは、特例を適用する施設で、常勤（月 120 時間以上勤務）換算で保育業務に1年以上（=1,440 時間以上）従事した経験がある者とします。なお、特例による従事を開始した日から1年以内に子育て支援員研修（地域保育コース〈地域型保育〉）を修了してください。）

なお、延長時間帯の保育は、対象児童の年齢・人数に応じた市の配置基準に基づき保育士を配置することとしていますが、上記特例を適用することが可能です。

（※小規模保育事業A型については「朝夕等の児童が少数となる時間帯における保育士配置に係る特例」を適用すると、「安全な保育を実施するための職員雇用費」は加算対象外となります。）

例1 特例の適用が認められる場合

必要な職員数は1.4人を四捨五入して、1人となり、特例実施後は、2人のうち1人は保育士資格を有しない者（子育て支援員研修修了者等）でも配置可能となります。

年齢	子どもの数 (①)	国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	必要な保育士数 (①÷②)	【参考】市の配置基準 (保育士1人あたり)
0歳児	2	3	0.6	3
1歳児	2	6	0.3	4
2歳児	2	6	0.3	5
3歳児	2	20	0.1	15
4・5歳児	4	30	0.1	24
	12		1.4	

例2 特例の適用が認められない場合

必要な職員数は1.5人を四捨五入して、2人となり、この場合は、特例実施後でも、保育士2人の配置が必要となります。

年齢	子どもの数 (①)	国の配置基準 (保育士1人あたり) (②)	必要な保育士数 (①÷②)	【参考】市の配置基準 (保育士1人あたり)
0歳児	2	3	0.6	3
1歳児	2	6	0.3	4
2歳児	2	6	0.3	5
3歳児	3	20	0.1	15
4・5歳児	6	30	0.2	24
	15		1.5	

20 一時保育事業について

1 一時保育事業とは

- ・保育所、認定こども園、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業（給付対象）及び横浜保育室を利用していない（入所していない）児童を、民間認可保育所、認定こども園（幼保連携型）及び小規模保育事業で一時的に保育する事業です。ただし、里帰り出産の場合は、他都市で認可保育所等を利用している場合であっても、市内の一時保育の利用は可能です。
- ・現在お住まいの市町村で、認可保育所などを利用していなければ、**横浜市民ではなくても利用可能です**。ただし、市外在住の方の利用は、以下のとおりの利用になります。

	里帰り出産での利用	里帰り出産以外での利用
利用料金	市の上限額	市の上限額に関わらず設定が可能
施設への補助金	市内児童と同様の交付	基本分のみ対象
保護者の減免制度	利用不可	

- ・横浜市一時預かり WEB 予約システムから施設検索が可能です。WEB 予約を受け付けている施設に対してはウェブ上から申込が可能です。その他の施設に対しては電話等で施設へ直接申込が必要です。利用料の納付は、利用者が直接、実施施設に対して行います。

2 一時保育利用用途の種類

下記の利用用途で預かります。なお、児童一人あたり、利用限度は合計 120 時間です。

※非定型利用で 100 時間利用している場合は、緊急やリフレッシュでの利用は 20 時間可能です。なお、120 時間を超えて利用が必要である場合は、区こども家庭支援課にご報告ください。

種 類	内 容
非定型的保育	保護者等の就労、職業訓練や就学、介護等により、家庭での保育が断続的に困難となる児童をお預かりします。
緊急保育	保護者等の疾病、入院、冠婚葬祭などやむを得ない理由により、緊急一時的に保育が必要となる児童をお預かりします。
リフレッシュ保育	育児に伴う保護者の身体的、心理的負担を解消するため、一時的に児童をお預かりします。

3 一時保育の実施内容について

一時保育には「一般型」と「余裕活用型」があります。

事業内容の規定や補助内容が異なりますので、施設の実態に応じて「一般型」か「余裕活用型」を選択してください。

	項目	一般型	余裕活用型
1	実施施設	民間認可保育所、認定こども園（幼保連携型）、小規模保育事業	
2	実施時間	原則として保育園の開所時間のうち 11 時間以上 ただし、地域状況や利用状況等の理由により、実施しても利用が見込めないなど相当の理由がある場合には、8 時間以上 11 時間未満の実施時間を設定することができます。 補助額が変わるので注意	
3	実施日	原則として月～土曜日 地域状況や利用状況等の理由により、事業を実施しても利用が見込めないなどの場合は、事業の実施を要しない日を設けることができます。	

	項目	一般型	余裕活用型
4	定員の設定	通常の保育の定員の他に、一時預かりの受入を行う定員枠を設けて実施します。	各事業所の利用定員からその日の利用人数を差し引いた人数が、一時保育で受け入れることのできる人数とする「余裕活用型」として実施します。ただし、各事業所の利用定員総数を超えて受け入れることはできません。
5	非定型保育の取扱い	パートタイム就労などの場合に利用する非定型的保育については、各実施施設の判断で、最大で年度末までの利用申請を受け付けることが可能です。ただし、一時保育の受入枠すべてを年度末までの申込者とすることはできません。例えば、利用枠の3分の1は一時的な利用者のために残しておく等、一時保育の趣旨を踏まえ御対応くださいますようお願いいたします。	非定型保育についても受入が可能ですが、通常の保育所利用の児童の入所が確定した場合、一時保育の児童が急遽利用できなくなる可能性があります。そのため、長期間での予約の受付などは避けてください。
6	実施施設の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 横浜市内の民間の認可保育所及び認定こども園及び小規模保育事業であること ・ 専用保育室（原則 30 m²以上）を確保していること（各保育室で実施するなど、区長が認めた場合は例外あり）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般型との併用はできません。
7	事業担当保育士	<p>事業を担当する保育士を定め、保育士雇用状況へ記載する場合は、一時保育事業に従事する時間を除外した時間で記載してください。一時保育事業に従事している時間分については雇用状況表での記載対象になりません。</p> <p>なお、保育従事者については、一時保育の事業専用保育室（概ね 30 m²）の区画があり、当該保育室にて一時保育を行う場合、専ら一時保育事業に従事する職員として、保育従事者を配置し、そのうち保育士を 1/2 以上とすること。保育従事者のうち、保育士資格を有しない者は、横浜市で定める研修課程（子育て支援員研修「一時預かり事業」または「地域型保育」）をすべて修了した後に、保育に従事することができる。</p>	<p>事業担当保育士は不要。 横浜市の配置基準を満たす利用児童の年齢、人数に応じた保育従事者が必要です。</p>
8	補助制度	<p>以下の補助項目があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本分助成 ・ 安定運営加算（市内児童のみ対象） ・ 利用児童加算（市内児童のみ対象） ・ 各種の減免した利用料への補助（市内児童のみ対象） ・ 障害児受入等の各種加算（市内児童のみ対象） 	<p>以下の補助項目があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用児童加算（市内児童のみ対象） ・ 各種の減免した利用料への補助（市内児童のみ対象） ・ 障害児受入等の各種加算（市内児童のみ対象）

<横浜市職員配置基準>

	認可保育所	小規模保育事業		
		A型	B型	C型
0歳児	3:1	3:1+保育従事者1名		3:1 (補助者配置の場合5:2)
1歳児	4:1	6:1+保育従事者1名		
2歳児	5:1	6:1+保育従事者1名		
3歳児	15:1			
4・5歳児	24:1			

4 関係要綱

(1) 横浜市一時保育事業実施要綱

一時保育事業を実施するため手続や実施内容等を定めた要綱です。事業を実施する実施施設は、この要綱に基づき事業を実施します。

(2) 横浜市一時保育事業助成要綱

一時保育の実施にかかる助成金の交付に関する要綱です。助成を受けようとする実施施設は、この要綱に基づき助成を受けます。

5 利用料等

(1) 保護者から徴収する利用料(一般型・余裕活用品)

・利用料等…ガイドライン(上限額)に沿って、各実施施設が設定。料金は、各実施施設が直接利用者から徴収します。

◎利用料等のガイドライン(上限)は次のとおりです。

日 額	3歳未満児	2,400円(1日・1人あたり)
	3歳以上児	1,300円(1日・1人あたり)
時間単位	3歳未満児	300円(1時間・1人あたり)
	3歳以上児	160円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全児童	合計 500円(1日・1人あたり)

※日額料金は、8時間を超えた利用について適用するものとする。

ただし、半日単位や短時間保育の設定をする場合は、一時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとする。

※給食・おやつ代には、18時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含まない。

(2) 利用料減免制度

	減免対象	減免割合	減免に必要な書類の例	備考(減免対象や必要な書類について)
1	被保護世帯	利用料全額	「保護証明書」 「保護(開始)決定通知書」 「生活保護費支給証」	・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・保護者が横浜市民であること
2	市民税非課税世帯	利用料全額	保護者及び世帯全員分の「税額控除が記載された市民税・県民税(非)課税証明書(全件用)」	・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・保護者及び保護者と同一の世帯に属する人が横浜市民で、減免に必要な書類を提出できること
3	市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯	利用料の2/3減免		・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・保護者及び保護者と同一の世帯に属する人が横浜市民で、減免に必要な書類を提出できること ・10円未満の額については切り上げた額を徴収すること
4	ひとり親世帯	利用料全額	「児童扶養手当証書」 「福祉医療証(ひとり親証)」	・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・保護者が横浜市民であること ・減免に必要な書類を取得できない世帯は対象外
5	多胎児減免対象(緊急・リフレッシュ利用目的)	利用料全額	「母子手帳(出生届出済証明の箇所)」 「住民票」等多胎児であることが確認できる書類	・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・保護者が横浜市民であること ・多胎児減免分助成の対象となるのは多胎児児童のみです。多胎児のきょうだいは対象外。多胎児児童であれば一人だけ預かる場合も対象となります。
6	はじめてのおあずかり券を利用する減免	利用料全額	電子クーポンで配付	・給食、おやつ代、時間外保育料は減免の対象外 ・計24時間分のクーポンが対象の保護者に配付されます。
7	利用している家庭的保育事業者が休業する際に代替保育ができない場合に行う緊急保育	給食・おやつ代・時間外保育料を含み、利用料全額	利用・休業証明書(第5号様式)	
8	利用施設の休園等やむを得ない事由により保育の提供を受けることができない場合に行う緊急保育	給食・おやつ代・時間外保育料を含み、利用料全額	休園施設が保護者に発行する書類により、「自園で保育できないこと」を確認、写しをとってください。	

※保護者から減免書類を受理次第、速やかに一時預かりWEB予約システムにアップロードしてください。

[料金等に関する留意点について]

<半日単位や短時間保育の設定をする場合>

①料金設定は、1時間あたりの金額が時間単位のガイドラインを超えないものとします。

例：半日（4時間）料金の設定も可能ですが、時間単位のガイドラインは超えないこととします。

○ 3歳以上児 日額 1,300円 半日（4時間） 640円（160円 ×4時間）

× 3歳以上児 日額 1,300円 半日（4時間） 650円（162.5円×4時間）

②実際に利用した時間に応じて徴収してください。

例：半日（4時間）の料金を設定したが、実際の利用は1時間だった場合、1時間分の料金の徴収です。

<時間外保育の保育料>

時間外保育の保育料は施設で適切な額*を設定してかまいません。ただし利用者に事前にわかりやすく周知・同意を得る必要があります。

*職員が超過勤務する場合に係るなど、実費相当の額を設定してください。

<夕食代など>

本市では給食・おやつ代として徴収可能な額として、500円を上限としています。これには18時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含みません。夕おやつ又は夕食代などが必要な場合は保護者に通知の上、別途請求とします。

<その他必要な実費について>

利用料、給食・おやつ代以外の料金の徴収については、あらかじめ利用者に明示し、トラブルとならないよう十分な説明をした上で、実費の範囲内で各実施施設において設定できます。

<児童の年齢>

利用児童加算における0歳児の月齢については、利用した当月一日における月齢とします。

1歳児以上の児童の年齢は、当該年度の初日（4月1日）の前日における満年齢とし、年度途中で誕生日を迎えても変更しないものとします。

(3) その他

「一時預かり事業」は社会福祉事業として位置づけられており、社会福祉法人が一時預かり事業を行う場合、以下のことが義務付けられています。

- ・事業開始の届出（社会福祉法人以外の事業者も全て）
- ・定款変更（社会福祉法人のみ）

6 一時預かり WEB 予約システム

横浜市では、一時預かり施設の検索、予約をネット上でできる「横浜市一時預かり WEB 予約システム」を導入しています。

(1) 機能 ※下線部は全施設対応必須

利用者側機能…施設検索、空き状況確認、面談申込、利用予約、予約状況の確認

施設側機能…空き状況公開、面談申込受付、利用予約受付、実績報告書提出

(2) 操作方法等

一時保育を実施する場合、横浜市一時預かり WEB 予約システムに施設情報を登録し、月々の実績報告書を予約システム上から行う必要があります。

実施届の提出が確認でき次第、横浜市側で施設アカウントを作成しますので、パスワード変更や保護者への周知等を行ってください。

操作方法の流れ・詳細は、kintone アプリ「一時保育事業の関連資料」に掲載しています。事業実施前に必ず確認してください。

<一時保育事業の関連資料>

<https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/945/>

7 助成金の種類と内容(横浜市一時保育事業助成要綱)

一時保育事業の実施施設に対する助成金は、次の項目で構成されています。

(1) 基本助成(一般型)

8時間実施施設もしくは11時間実施施設、月間延べ利用児童数に応じて助成します。

月の延べ利用児童数が、3人以下の場合は0円です。

月の延べ利用児童数	区分	助成額(月額)	
		8時間実施施設	11時間実施施設
4～20人	A区分	70,610円	93,410円
21～60人	B区分	112,970円	149,450円
61～120人	C区分	141,210円	186,810円
121～180人	D区分	211,810円	280,210円
181～240人	E区分	282,410円	373,610円
241～300人	F区分	353,020円	467,020円
301～360人	G区分	423,620円	560,420円
361人以上	H区分	494,220円	653,820円

8時間実施施設 : 事業実施時間が8時間以上11時間未満の保育所等

11時間実施施設 : 事業実施時間が11時間以上の保育所等

(2) 利用児童加算(一般型・余裕活用型)

年齢別(3歳未満、以上)の利用児童数×実施時間(8時間実施・11時間実施)の単価です。

年齢区分	補助額(延べ利用1人あたり)	
	8時間実施施設	11時間実施施設
0歳児クラス(57日～6か月未満)	11,840円	16,281円
0歳児クラス(6か月以上)	5,047円	6,940円
1歳児～2歳児クラス	2,410円	3,930円
3歳児以上	1,160円	1,920円

※月齢については利用月の一日時点での月齢で判定します。

(3) 安定運営加算

下記の要件を満たした場合、月12万円を補助します。

- <要件>
- ・一般型の11時間型施設であること
 - ・市内児童の0歳児クラスの児童を含み、月10人以上の実績があること

- (4) 被保護世帯・市民税非課税世帯・市町村民税所得割合合計額が7万7,101円未満である世帯等減免分への助成、ひとり親世帯等減免分への助成、多胎児減免分への助成

下記の表の利用料を上限とし、施設が実際減免した額を助成します。

時間分	3歳未満児	300円（1時間・1人あたり）
	3歳以上児	160円（1時間・1人あたり）

※市町村民税所得割合合計額が7万7,101円未満である世帯等減免分については、実施時間における利用料総額の3分の2を減免とする。なお、10円未満の端数は切り上げることとします。

- (5) 家庭的保育事業が休業する際・利用施設の休園等やむをえない事由により保育の提供を受けることができない場合の減免分助成

減免した料金（利用料 給食・おやつ代・時間外保育料を含む）

- (6) 障害児等受入加算（一般型・余裕活用型）

障害児（手帳所持者、発達障害のある児童又はそれらに相当する障害があると施設長が判断する児童）の受け入れにあたり、手帳等の区分に応じて加算を適用します。また「児童状況書」（1号様式）や手帳の写し等の必要書類を添付して、施設が区に加算申請も可能です。この場合、区の決定した障害の程度の区分に応じて職員の加配に要する人件費を加算します。

区分	配置	児童1人あたり（日額）
A区分	1：1相当	9,180円
B区分	2：1相当	7,220円
C区分	3：1相当	4,690円
特別支援児童	-	2,780円
医ケア	1：1相当	9,180円

※いずれの加算とも、基本分補助額が0円の月でも加算対象となります。

- (7) 多胎児受入時加算（緊急・リフレッシュの利用目的の場合に適用）

多胎児の利用があった場合、一月ごとの延べ利用児童数に応じて加算します。

児童1人あたり（日額）	1,200円
-------------	--------

8 一時保育の実施に関する事務手続き（届出事務及び請求事務について）

(1) 一時保育の「実施」に関する届出書類

届出書類	届出期限	届出先
横浜市一時保育事業実施届	一時保育事業を開始しようとする 前月の10日までに提出	Kintone (下記 URL 参照)
実施内容変更届	一時保育事業の実施内容を変更しようとする 前月の10日までに提出	
休止届	一時保育事業を休止しようとする 前月の10日までに提出	
廃止届	一時保育事業を廃止しようとする 前月の10日までに提出	
特定子ども・子育て支援施設等確認申請書	新規実施の場合、実施届と一緒に提出	

<横浜市一時保育事業実施届>

<https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/342/>

実施届に記載された「一時保育の実施時間」で、助成の単価が決まります。（8時間・11時間）また、横浜市一時預かり WEB 予約システムで実施時間や利用料等を公表します。利用者向けの一時保育の案内チラシも併せて提出してください。

※年度当初から実施する場合は、3月10日までに実施届を再度提出してください。

なお、年度当初に実施届を提出していなくても、年度途中から実施は可能です。その場合は、原則、実施月の前月10日までに実施届を提出してください。前月10日を過ぎて実施届を提出する場合は、保育・教育運営課（045-671-3564）までご相談ください。

<横浜市一時保育事業実施内容変更届>

<https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/581/>

<横浜市一時保育事業休止届>

<https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/582/>

休止期間は原則6か月までです。引き続き休止が必要な場合は再度「休止届」を提出するか一時保育を再開する見込みがない場合は、「廃止届」を提出してください。

<横浜市一時保育事業廃止届>

<https://h-k-yokohama.cybozu.com/k/583/>

<特定子ども・子育て支援施設等確認申請書>

無償化の対象施設になるために必要な書類です。新しく一時保育事業を実施する場合、実施届と一緒に提出します。なお、確認申請書は一度提出いただければ、廃止届の提出がない限り毎年の提出は不要です。書式は実施届提出フォームからダウンロード可能です。

(2) 一時保育の請求に関する提出書類

請求方法は、一時預かりWEB予約システムからの提出とメール(郵送)での提出が必要になります。

提出書類	提出期限	提出先
横浜市一時保育事業 助成金報告書兼請求書 (※)	翌月 7 日までに提出 メール (PDF) または郵送	こども青少年局 保育・教育給付課 TEL : 045-671-0234
利用状況報告書 (※) 各種手帳写しまたは障害児等受入加算適用決定通知、 被保護世帯・市民税非課税世帯・ 多胎児・ひとり親世帯、 医療的ケア児・特別支援児童であることが確認できる資料 (写しで可)	翌月 7 日までに提出 一時預かり WEB 予約システム	
障害児等受入加算適用申請書 (各種手帳にて加算区分が判定できる場合、区への手続きは不要)		
助成金差額 (追加) 請求書 (※)	利用児童数の訂正等、 差額が発生した場合に提出 メール (PDF) または郵送	こども青少年局 保育・教育給付課 TEL : 045-671-0234
助成金差額内訳報告書 (※)	利用児童数の訂正等、 差額が発生した場合に提出 一時預かり WEB 予約システム	

※提出の遅延 (記載不備による再提出含む) により、翌々月以降の支給になる場合もあります。

<横浜市一時保育事業助成金報告書兼請求書・利用状況報告書>

一時保育の助成金は、原則毎月の実績に基づき、翌月末の支給となります。

毎翌月 7 日までに<一時預かり WEB 予約システム>を通じて提出します。

請求額が 0 円の場合

一時預かり WEB 予約システムで「0 人」として報告してください。

なお、報告書兼請求書 (PDF) のメール (または郵送) は不要です。

○ 提出の手順

- ① 一時預かり WEB 予約システムで利用予約、実績を登録後、「報告書出力」をクリックすると、予約システムに登録した実績情報が反映された実績報告書エクセルがダウンロードされます。
- ② 実績報告書エクセルの内容を確認のうえ、「報告書提出」をクリックします。
→利用状況報告書の提出完了です。
- ③ 助成金の請求がある場合は、実績報告書エクセルの「第 1 号助成金報告書兼請求書」シートを PDF 形式で添付し、メールで提出します。(委任がある場合は、押印のうえ郵送で提出します)
→助成金報告書兼請求書の提出完了です。

○ 助成金報告書兼請求書の提出先

【メールの場合】

鶴見区	kd-ichiji-tsurumi@city.yokohama.jp	金沢区	kd-ichiji-kanazawa@city.yokohama.jp
神奈川区	kd-ichiji-kanagawa@city.yokohama.jp	港北区	kd-ichiji-kohoku@city.yokohama.jp
西区	kd-ichiji-nishi@city.yokohama.jp	緑区	kd-ichiji-midori@city.yokohama.jp
中区	kd-ichiji-naka@city.yokohama.jp	青葉区	kd-ichiji-aoba@city.yokohama.jp
南区	kd-ichiji-minami@city.yokohama.jp	都筑区	kd-ichiji-tsuzuki@city.yokohama.jp
港南区	kd-ichiji-konan@city.yokohama.jp	泉区	kd-ichiji-izumi@city.yokohama.jp
保土ヶ谷区	kd-ichiji-hodogaya@city.yokohama.jp	栄区	kd-ichiji-sakae@city.yokohama.jp
旭区	kd-ichiji-asahi@city.yokohama.jp	戸塚区	kd-ichiji-totsuka@city.yokohama.jp
磯子区	kd-ichiji-isogo@city.yokohama.jp	瀬谷区	kd-ichiji-seya@city.yokohama.jp

・メール件名、エクセル・PDF の名前を【施設所在区】施設名(月分)としてください。

<例: [中区]よこはま保育園(4月分)>

・エクセル、PDF にパスワード(14100 から始まる 13 桁の施設事業所番号)を設定してください。

【郵送の場合】 (市庁舎ではありません)

〒231-0015 横浜市中区尾上町 1 - 8 関内新井ビル 9 階

横浜市子ども青少年局 保育・教育給付課 一時保育助成金担当 宛

<横浜市一時保育事業 助成金差額内訳報告書・助成金差額(追加)請求書>

利用児童数の訂正など、差額が発生した場合に使用します。

差額の発生が把握出来た時点で、保育・教育給付課までご連絡ください。

<障害児等受入加算適用申請書・障害児等受入加算適用決定通知書>

障害児等受入加算の申請をする場合に使用します。

○ 申請の手順

- (1) 「身体障害者手帳」「療育手帳（愛の手帳）」及び「精神障害者保健福祉手帳」「障害福祉サービス受給者証」の交付を受けている児童

次のとおりの加算区分とします。

ア 身体障害者手帳による加配基準表

	障害種別	加配区分		
		A 重度 (1:1 相当)	B 中度 (2:1 相当)	C 軽度 (3:1 相当)
0・1・ 2歳児ク ラス	肢 体		1・2級	3・4・5・6・7級
	視 覚		1・2級	3・4・5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級
3・4・ 5歳児ク ラス	肢 体	1・2級	3・4級	5・6・7級
	視 覚	1・2級	3・4級	5・6級
	聴 覚			2・3・4・5・6級
	音声・言語			3・4級
	内 部			1・2・3・4級

イ 愛の手帳(療育手帳)による加配基準表

A 重度(1:1 相当)	B 中度(2:1 相当)	C 軽度(3:1 相当)
A 1、A 2	B 1	B 2

ウ 精神障害者保健福祉手帳による加配基準表

手帳所持	C 軽度(3:1 相当)
------	--------------

エ 障害福祉サービス受給者証または障害児通所受給者証による加配基準表

受給者証所持	特別支援
--------	------

- (2) 手帳の交付を受けていない児童、または手帳の交付は受けているが(1)の加配区分では実態に即していない場合

ア 区へ「障害児等受入加算適用申請書」提出し「障害児等受入加算適用決定通知書」の交付を受ける必要があります。

(ア) 障害児の場合

下記(a)～(c)を、区福祉保健センターこども家庭支援課に提出してください。

- (a) 横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用申請書
- (b) 児童状況書（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第1号様式）
- (c) 児童状況確認書（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第2号様式又は第2号様式の2）」

※「身体障害者手帳」「療育手帳（愛の手帳）」及び「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている児童については、各手帳の写しを添付してください。

(イ) 医療的ケア児童の場合（たん吸引、導尿、経管栄養等の医療的ケアが必要な児童で、ほかに重篤な症状がなく、集団での保育教育が可能である児童）

下記(a)～(c)を、区福祉保健センターこども家庭支援課に提出してください。

(a) 横浜市一時保育事業 障害児等受入加算適用申請書

(b) 医療的ケア児童状況書（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第1号様式-2（保護者用））

(c) 医療的ケア依頼書（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第6号様式）

(d) 医療的ケア指示書（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第7号様式）

(e) 医療的ケア主治医意見書（兼診療情報提供書）（横浜市障害児等の保育・教育実施要綱 第8号様式）

イ 区から実施施設に「障害児等受入加算適用決定通知書」にて適用区分が通知されます。

（障害児等受入加算助成の支給開始日は、福祉保健センター長が申請年度の範囲内で決定します）

ウ 「障害児等受入加算適用決定通知書」を一時預かり WEB 予約システムにアップロードしたうえで、「助成金報告書兼請求書」とPDF形式でメールに添付し、提出してください。

（過去の利用（請求）に遡って区分が決定した場合は、「助成金差額内訳報告書」及び「助成金差額（追加）請求書」により差額をお支払いしますので、保育・教育給付課までご連絡ください。）

<被保護世帯・市民税非課税世帯・多胎児・ひとり親世帯、医療的ケア児・特別支援児童であることが確認できる資料>

利用時に保護者へのヒアリングを必ず行い、該当する児童と判明した場合は、各確認書類（写し）を一時預かり WEB 予約システムにアップロードしたうえで、請求書をPDF形式でメールに添付し提出してください。期限までの提出が難しい場合は保育・教育給付課までご連絡をください。

9 よくある問合せ

Q1 基本の開所時間を8時間に設定した場合、基本時間を過ぎたら時間外保育料金を徴収できますか？

A 可能です。ただし、予め利用者にその旨を周知することや不公平な取り扱いにならないようにするなど配慮してください。なお、時間外保育料金については、従事する保育者にかかる費用など、適切な額に設定いただきますようお願いいたします。

Q2 「事業を担当する保育士」は専任でなければいけませんか？

A 一時保育利用児童の状況を把握したり、一時保育児童に関する担当者という位置づけの保育士が必要です。クラス担任など一時保育事業と事実上兼務ができない場合は除きますが、一時保育事業に影響がなければ、他の業務に従事することは差し支えありません。ただし、一般型の当該保育士は保育士雇用状況表へ記載する場合は、一時保育事業に勤務する時間(予定の時間でかまいません)を除外して記入してください。

Q3 一時保育事業実施届の「4 事業担当保育士の内容」に記載する保育士は、向上支援費の保育士雇用状況表に重複して記載していいのですか？

A 記載してかまいません。一般型で実施している施設が記載する場合は、一時保育事業に勤務する時間(予定の時間でかまいません)を除外して記入してください。なお、一般型で、「通常の保育の児童」と「一時保育の児童」を、担任が通常の保育体制の中で、合同で保育している場合は、担任の雇用状況表に記載する時間から保育に従事した時間を差し引く必要はありません。雇用状況表の記載の方法については保育・教育給付課へご相談ください。

Q4 「一時保育専用保育室」が無いのですが、事業は実施できますか？

A 原則、一般型は一時保育事業専用保育室(最低 30 m²)を確保することとしていますが、専用の部屋を確保しなくても、入所児童の保育室面積に余裕がある(=児童数に応じた最低基準面積以上の面積がある)場合など事業の実施に支障がないと区長が認める場合には、一時保育を実施することができます。

なお、余裕活用型は空き定員のある施設にて実施することができ、専用の保育室・保育士の確保は不要です。

R5年度から認可保育所・認定こども園も余裕活用型を実施できます。

Q5 キャンセル料は徴収できますか？

A キャンセル料の徴収については利用した場合支払うべき利用料を上限に、徴収しても差し支えはありません。なお、日額上限は守ってください。

ただし、予め利用者にその旨を周知することや不公平な取り扱いにならないようにするなど配慮してください。なお、丸一日キャンセルされた場合、本市への実績報告対象とはなりません。

Q6 8時間で予約を取っていた人が、当日3時間しか使わなかった場合、残りの5時間分の料金を徴収できますか？

A 予約をどのように受け付けているかによって対応が変わります。

予約を「1日コース」「半日コース」と施設が設定している場合
実際に利用した時間分のみ徴収してください。

1時間単位で予約が取れるようになっており、保護者が任意で保育時間を予約できる場合
保護者が予約した時間分の徴収が可能です。なお利用時間分のみ徴収にしてもかまいません。

Q7 昼食や日中のおやつ以外に、お迎えが夕方遅くなる児童に夕おやつまたは夕食の提供を考えていますが、別途料金を徴収することはできますか？

A できます。昼食及び日中のおやつは「合計500円」の範囲内ですが、夕おやつ等は含まれていないので、実費相当を別途徴収しても差し支えありません。ただし、予め利用者にその旨を周知することや不公平な取り扱いにならないようにするなど配慮してください。

Q8 非定型、緊急、リフレッシュの各保育は、全部実施する必要がありますか？

A 原則、全て実施することとしています。

Q9 非定型的保育の利用要件である「介護」とはどのような状況ですか？

A 病人や障害者・障害児の介護または施設等へ定期的に通所している障害者・障害児の付き添いを行っている、など家庭での保育が断続的に困難な場合に該当します。

Q10 他園の一時保育事業と併用できますか？

A 併用可能です。ただし、他園の一時保育の利用を含めて、利用限度範囲内(月 120 時間以内)としてください。

Q11 幼稚園児の利用はできますか？

A 幼稚園の預かり保育が利用できない場合(長期休業中やリフレッシュ利用など)は、可能です。利用できます。ただし、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業を利用できる幼稚園に通っている場合は、保育の無償化にかかわらず一時保育の利用料金が発生します。

Q12 非定型を毎日利用することはできますか？

A 120 時間を超えない利用であれば可能です。

Q13 非定型保育で利用している人が、リフレッシュ保育も利用することはできますか？

A 要件がリフレッシュ保育に該当するのであれば利用可能です。

Q14 緊急保育を 120 時間以上利用することはできますか？

A 原則 120 時間以内の利用ですが、万が一、虐待防止等の福祉的要因があり、120 時間を超えて利用する必要があると考えられる場合は、実施施設が区に、報告し、承認を受けたのちに利用可能です。

Q15 実施要綱第4条の就学猶予中とはどのような場合ですか？

A 病弱・発育不完全、その他やむを得ない事由のために、就学困難と認められる子女(学校教育法18条)

Q16 非課税減免・市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯減免の適用について、4、5、6月の利用にあたって前年度の(非)課税証明書が提出されたが、減免対象として取り扱うのですか？

A 4～6月の利用時には前年度の(非)課税証明書をもって減免対象として扱ってください。7月以降の利用時には新年度の(非)課税証明書をもって、減免対象可否を判断いたします。

非課税減免については、該当世帯であることを証明する書類の提出を求めています。DV等で住民票をうつせず、書類が入手できない等、やむを得ない事情の場合はこども青少年局保育・教育給付課にご相談ください。

Q17 保育の無償化と減免制度の両方が適用となる場合はどのように手続きしますか？

A 減免の適用を優先してください。

Q18 通常の保育定員では受け入れていない年次の児童について一時保育を実施してよいか？

A 認可保育施設・認定こども園の場合 可能。ただし当該年次の安全管理マニュアルを作成するなど安全面に配慮して開始すること。

小規模保育事業の場合 3歳児以上の受入は不可。その他の年次については当該年次の安全管理マニュアルを作成するなど安全面に配慮して開始すること。

安全管理マニュアルについては各施設にて、施設の実情に応じた内容を作成してください。

Q19 余裕活用型で実施しているが、1歳児・2歳児の定員は埋まっており、0歳児の定員に空きがあるが、1・2歳児の一時保育の受入をしてもよいか？

A 園の総定員を超えない限りは余裕活用型として受け入れが可能です。なお、面積基準・配置基準は順守してください。

Q20 平日は通常の保育で定員が埋まっている。土曜日であれば一時保育の受入が可能だが、土曜日のみの受入でもよいか？

A 余裕活用型においては、通常の保育を受ける児童の人数が定員以下の利用が見込まれる日のみの受入でも構いません。ただし、通常の保育が優先されますので、定員を超えて預かることが発生しないよう注意をお願いします。また、当日の配置や面積基準も超えないようご注意ください。

なお、一般型は原則、通常の開所日に一時保育を実施していただきますようお願いいたします。

Q21 お昼寝の時間にお迎えに来るなどは、避けていただきたい。そうすると最低2時間以上の利用となる。2時間以上でお迎えに来ていただくよう保護者に依頼してもよいか？その場合の保育料金は2時間以上での料金を徴収してよいか？

A 保護者に丁寧に説明の上、同意していただければ、最低2時間以上といった保育の提供をしてもかまいません。また、実際に2時間保育を提供したのであれば2時間分の料金を徴収してかまいません。

急遽お迎えが必要になった場合なども想定されます。2時間以上の設定で保育を提供する場合は、Q6の半日コース、一日コースの設定と同様、実際に提供した保育時間分の料金徴収としてください。

一時保育事業と他の保育施設等との重複利用について

○ 利用できます × 利用できません		一時保育との重複利用	備考	
児童が日常的に利用している施設等	1	認可保育所 (小規模保育を含む)	×	
	2	家庭的保育	×	
	3	事業所内保育 (給付対象)	×	
	4	横浜保育室	×	
	5	認定こども園 (2号3号)	×	
	6	一時保育事業の複数 施設の併用	○	合計 120 時間を上限 (例: A 園を 100 時間使っていれば B 園では 20 時間まで利用可能)
	7	認可外保育施設 (乳幼児一時預かり事業以外)	○	
	8	認可外保育施設 (乳幼児一時預かり事業)	○	一時保育事業と併用する場合はそれぞれ 120 時間が上限。 (例: 認可 A 保育園: 120 時間の利用 乳幼児一時預かり事業 B 園: 120 時間の利用)
	9	幼稚園、認定こども園 (1号)	○	原則、通常通われている幼稚園等をご利用できる時間は、幼稚園等をご利用ください。幼稚園等が利用できない場合は併用可能。 なお、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業 (市型預かり) 等の長時間預かりを実施している園*にお通いの方は、保育・教育の無償化の対象となりません。 *無償化対象施設の一覧で「認可外保育施設等との併用不可」の園 (市型預かりを未実施の園を含む) (市外在住児童) 各施設へ利用可否をご確認ください。 利用料…市内児童とは異なる可能性があります。 減免…なし 無償化対象可否…お住まいの市町村に確認
	10	「私立幼稚園 2 歳児 受入れ推進事業」を利用している児童		保育・教育の無償化の要件を満たす方は、一時保育事業、2 歳児受入れ推進事業等を合わせて月 42,000 円を上限に無償化対象。
	11	市外在住で市外の保育所等利用している児童 (認可保育所・小規模保育事業・家庭的保育施設・認定こども園 2 号 3 号)		里帰り出産等: 利用可能 利用料…市内児童同額 減免…対象外 上記以外: 利用不可 (ただし、DV 等児童の処遇にかかわる場合はご相談ください)

21 休日保育・休日一時保育について

就労等により、日曜、祝日に家庭で子どもの保育ができないときに、保育所等へ子どもを預けることができる「休日保育」「休日一時保育」があります。

事業実施のお願いについて

横浜市では、休日に保育を行う「休日保育」「休日一時保育」の実施施設が少なく、新たに実施していただける施設を募集しています。事業実施に向けて、ご検討くださいますようお願いいたします。

ご質問・ご相談については、保育・教育運営課（671-3564）までお願いします。

1 「休日保育」と「休日一時保育」の運営基準

	休日保育	休日一時保育
利用児童	<ul style="list-style-type: none"> ・2号または3号の教育・保育給付認定を受けていて、平日に認可保育所・認定こども園（保育利用）・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用している児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に該当しない児童で、(1)～(3)のいずれかに該当する児童 (1) 仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日に保育が必要 (2) 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日に保育が必要 (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日に保育を必要 <p>なお、左記に該当する児童でも、<u>平日利用施設の利用要件と同様の要件でない休日の保育を利用する場合は、休日一時保育の利用となります。</u></p>
利用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・休日に保育を必要とすることとします。（平日利用施設の利用要件と同様の要件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、教育・保育給付認定を受けていない児童で休日に非定型就労、緊急、リフレッシュ保育を必要とすることとします。
開所時間、開所日	<ul style="list-style-type: none"> ・11時間以上開所とし、各施設で定めます。 ・保育時間（8時間）と保育時間（11時間）を定めます。 ・日・祝日・年末年始です。 <p>ただし、行事等で受入が困難な場合、あらかじめ申し、利用月の2か月前までに市民に周知をした日に限り、休日の保育を実施しないことができるものとします。</p>	
利用料	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の利用料に含まれるものとします。（休日保育の追加利用料はかかりません。） ・8時間認定及び11時間認定児童が認定時間を超えて利用する場合は延長保育料の徴収を可能とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日一時の利用料の徴収を可能とします。 ・基本保育時間を超える時間の利用は延長保育料の徴収をします。 ・キャンセル料をとることも可能とします。

	休日保育	休日一時保育
保育士配置	<p>・平日の保育と同様の市基準の保育士配置を満たすこととします。 (平日の乳児の利用定員が4名以上の施設においては看護師、保健師、准看護師も可とします。)</p> <p>なお、開所時間中に子どもがいない場合には、必ずしも基準の保育士配置は必要ないものとします。ただし、子どもが登園した時点で市基準の保育士配置がとれるようにしておくこととします。</p>	<p>・保育従事者が常に2人以上であること。保育所等においては受け入れ人数の状況により次の基準を満たすこと。小規模保育事業においては、職員配置は小規模事業の事業類型に応じ、横浜市家庭的保育事業等の整備、運営等の基準に関する条例(平成26年条例第47号)に規定するとおりとする。</p> <p>(ア)乳児(0歳児)3人につき保育従事者1人 (イ)1歳児4人につき保育従事者1人 (ウ)2歳児5人につき保育従事者1人 (エ)3歳児15人につき保育従事者1人 (オ)4歳以上児24人につき保育従事者1人</p> <p>・必要となる保育従事者の1/2以上かつ最低1名は、保育士の資格を有すること。ただし、保育士資格のない保育従事者は子育て支援員研修の受講が必要です。</p>
週7日目利用	<p>・週6日利用とします。</p> <p>・原則、平日に代替休日を設けることとします。ただし、祝日を含む週で週6日利用になるようであれば、代替休日を設ける必要はありません。</p> <p>・やむを得ず利用する場合は、休日一時として週7日目利用を可能とします(この場合は利用料がかかります)。</p>	<p>・週7日目の利用も可とします。</p>
給食の提供	<p>・給食の実施。ただし、保護者の同意を得て弁当持参も可能とします。</p>	<p>・給食の実施。その場合は別途給食代の徴収を可とします。ただし、保護者の同意を得て弁当持参も可能とします。</p>
申込み方法	<p>・保護者が平日利用の施設に休日保育利用の希望を伝えます。その後、保護者が休日保育実施施設へ利用登録(年1回)し、利用希望する月ごとに利用を申込みます。</p>	<p>・休日保育実施施設へ直接申し込みます。</p> <p>・利用登録後に、利用申込みが必要です。</p>
利用決定	<p>・市が示すガイドラインにより、施設が利用を判断します。</p>	<p>・各施設が利用を判断します。</p>
必要書類	<p>・休日保育利用登録申請書</p> <p>・休日保育児童状況確認書(児童の普段の様子を記入)</p> <p>・休日就労(予定)証明(申告)書</p> <p>・教育・保育給付認定決定通知書の写し</p> <p>・休日保育利用申込兼代替休日取得状況申出書</p>	<p>・児童家庭状況調査書</p>
申込期日	<p>・全施設、申込期日を統一とします。原則、利用月の前月の10日まで、10日以降空きがあれば随時申込みを可能とし、期日は各施設で定めます。(申込み締切日以降は、保育士の配置等の対応ができない場合、受入を断ることができることとします。)</p>	<p>・原則利用日の7日前まで。申込開始日は各施設で定めます。</p>
利用定員	<p>・施設ごとに利用定員を設定します。ただし、〇名程度とし、日によって受入人数が異なることも可とします。</p>	<p>・利用定員は設定しません。</p>

2 休日一時保育事業について

関係要綱

横浜市休日一時保育事業実施要綱

休日一時保育事業を実施するための手続や実施内容、助成金の交付に関して定めた要綱です。事業を実施する実施施設は、この要綱に基づき事業を実施し、助成を受けます。

利用料等について

利用料等...ガイドライン(上限額)に沿って、各実施施設が設定。料金は、各実施施設が直接利用者から徴収します。

利用料等のガイドライン(上限)は次のとおりです。 基本保育時間 8時間

日額	3歳未満児	3,300円(1日・1人あたり)
	3歳以上児	1,800円(1日・1人あたり)
時間単位	3歳未満児	420円(1時間・1人あたり)
	3歳以上児	230円(1時間・1人あたり)
給食・おやつ代	全児童	合計 400円(1日・1人あたり)

利用料減免について

保護者が横浜市民の場合、利用料(給食・おやつ代を除く)減額制度があります。

(里帰り出産や海外からの一時的な帰国、及び必要書類の提出ができない場合は対象外)

減免対象世帯	減免率	必要書類(写し可・いずれか一つを提出)
生活保護世帯	全額減免	生活保護受給証明書 休日・夜間等診療依頼証 保護決定通知書 生活保護費支給証
市民税非課税世帯	全額減免	市民税・県民税課税(非課税)証明書(父母)
ひとり親世帯	全額減免	福祉医療証 児童扶養手当認定通知書 児童扶養手当証書
市民税所得割合算額が7万7,101円未満世帯(年収360万未満相当:所得割合算額は、税額控除前の金額)	2/3減免	市民税・県民税課税(非課税)証明書(父母) 備考欄に税額控除額の内訳が必要です。証明書発行窓口でその旨を申し出るようお願いください。
多胎児減免 (緊急・リフレッシュのみ利用可能)	全額減免	○母子手帳(出生届出済証明の箇所) ○住民票等の多胎児であることが確認できる書類

保護者は減免に必要な資料を利用日までに施設へ提示し、写しを提出します。施設は翌月の実績報告時に減免の必要資料の写しを添付します。

助成金の種類と内容（令和5年度）

基本助成

基本助成	助成額（実施1日あたり）	
	8時間実施施設	11時間実施施設
	21,230円	28,570円

8時間実施施設：事業実施時間が8時間の施設
 11時間実施施設：事業実施時間が8時間を超える施設

利用児童加算助成

助成額（11時間実施施設）	補助単価	
0歳(57日～6か月未満)	21,979	円
0歳(6か月以上)	9,370	円
1歳児～3歳児未満	5,930	円
3歳児以上	2,820	円

助成額（8時間実施施設）	補助単価	
0歳(57日～6か月未満)	15,985	円
0歳(6か月以上)	6,815	円
1歳児～3歳児未満	5,280	円
3歳児以上	2,500	円

なお、0歳児における月齢は、受け入れた月の月初時点での月齢で判断する。

障害児等受入加算助成

区分	配置	児童1人あたり（日額）
A区分	1：1相当	9,180円
B区分	2：1相当	7,220円
C区分	3：1相当	4,960円
特別支援児童	-	2,780円
医療的ケア児	1：1相当	9,180円

多胎児の利用助成（利用目的が緊急・リフレッシュ）

児童1人あたり（日額）
300円

< 休日一時保育に関する事務 >

休日一時保育に関する事務	
支給方法（原則）	半期ごと（上半期(4月～9月) 下半期(10月～3月)）の実績に基づく支給
提出先、提出方法 （実績報告書・請求書・減免関係書類（写し）） 減免関係書類（写しで可） ・障害児等受入加算適用決定通知書 ・非課税証明書 ・母子手帳（多胎児） ・児童扶養手当証書 等	こども青少年局 保育・教育給付課 ・ <u>実績報告書（翌月提出）</u> 方法：電子メール 提出先アドレス: kd-ichiji@city.yokohama.jp ・ <u>請求書（上半期分:10月提出、下半期分:4月提出）</u> 方法：郵送 提出先住所：〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル9階 横浜市こども青少年局 保育・教育給付課 休日一時保育事業助成金 担当 ・ <u>減免関係書類（翌月提出）</u> 方法：郵送 提出先住所：請求書と同一
支給関係以外の届出書類の提出先 提出先、提出方法 （ <u>上記以外の書類</u> ）	各区こども家庭支援課 < 新規に実施の際に提出 > ・実施届 ・特定子ども・子育て支援施設等確認申請書（無償化に関する書類）等 確認申請書はいったん提出いただければ、休日一時保育を廃止しない限り有効です。 < 必要に応じて提出 > ・変更届 ・障害児等受入加算申請書

- ・休日一時保育を実施できる施設・事業は、認可保育所・認定こども園（保育認定）・小規模保育事業A型及びB型・事業所内保育事業です。
- ・休日とは日曜・祝日・年末年始とします。（この資料の「平日」には土曜日も含みます。）

3 休日保育(「休日保育」と「休日一時保育」)運営費のモデル試算

< 休日保育 >

【試算条件】 保育所を例とする。

開所日数 6日/月 72日/年間 開所時間 11時間

加算率(各施設の保育士等の平均勤務年数等により決定される) 18%

休日給付受入児童数 5人/日 360人/年間延べ利用子ども数

施設の各月初日の平日利用子ども数 100人(休日等に保育を利用しない子どもを含む)

本試算では便宜的に、施設の各月初日の平日利用子ども数を毎月100人と仮定しています。

令和5年4月1日に施行された公定価格表をベースにしています。

【公定価格の休日保育加算試算】

月額 356,100(単価) + (3,560(処遇改善等加算) × 18(加算率18% 加算額は、加算率(%)に100を乗じて得た額とされているため“18%”は数式上“×18”となります))

= 420,180円

420,180円 ÷ 100人() = 4,200円(10円未満端数切捨て)

当該施設の各月初日の平日利用子ども数で除して得た額を子ども1人当たりの加算額とします。

(10円未満端数切捨て)

月額 4,200円 × 100人 = 420,000円(月額運営費)

年額 420,000円 × 12か月 = 5,040,000円(年額運営費)

公定価格の休日保育加算に加え、市独自助成として平日同様の市配置基準を確保するための加算や自園調理の実施をしている場合の加算、障害児等を受け入れる場合の加算があります。

また、延長保育を実施している場合の助成もあります。

< 休日一時保育 >

【試算条件】

開所日数 6日/月 72日/年間 開所時間 11時間

休日一時保育受入児童数 3人/日

216人/年間延べ利用子ども数(内訳 3歳未満108人、3歳以上108人)

【運営費試算】

基本分 1日 28,570 × 72日 = 2,057,040円(年額)(A)

利用児童加算 3歳未満 5,930 × 108人 = 640,440円

3歳以上 2,820 × 108人 = 304,560円

合計 945,000円(年額)(B)

利用料収入(8時間(3歳未満:3,300円 3歳以上:1,800円) + 延長保育3時間(3歳未満:1時間420円 3歳以上:1時間230円) = 11時間で試算)

3歳未満 4,560 × 108人 = 492,480円

3 歳以上 $2,490 \times 108$ 人 = 268,920 円

合計 761,400 円 (年額)(C)

総合計 (A + B + C) 3,763,440 円 (年額)

休日保育の利用方法

休日保育の利用については、事前に利用登録を行い、休日保育実施施設で利用要件・優先順位を判断します。事前登録後、実際に利用する際は、月毎に申込みを行い、休日保育実施施設で受け入れの判断を行います。

1 事前に休日保育実施施設へ利用登録をします。

休日保育実施施設において、以下の休日保育利用の判断方法（ガイドライン）を基に受け入れの優先順位を判断します。

休日保育利用の判断方法（ガイドライン）

利用希望が多く、申込みのあった児童全員を受け入れることができない場合は、毎月受入れの判断を行います。以下のとおり休日保育の必要性を判定し、受け入れを判断します。

<前提条件>

- ・休日等に保育が必要な要件が、平日の要件と同じであること。（要件は教育・保育給付認定決定通知書、休日就労証明書等で確認する）
- ・どの要件でも、休日等に1日4時間以上保育を必要とすること。（この前提条件に合致しない場合は、休日の一時保育の扱いとする。）

(1) 優先順位の判断

優先順位①～③を判断します。父、母で優先順位が異なる場合は、低い順位を適用します。ただし、下位順位の人が、上位順位の人を超えて受入決定されることはありません。

優先順位①（定期：毎月利用）

年間を通じて、毎月休日等に保育が必要な児童。

- 例：・毎週月火が固定で休み、水～日が就労等で、毎月休日等に保育が必要。
・曜日に関係なく、シフト勤務があり、毎月休日等に保育が必要。

優先順位②（定期：毎月以外）

毎月ではないが、年間を通じて休日等に保育が必要な児童。

- 例：・4～6月と9～10月のみ休日等に就労等で保育が必要。

優先順位③（不定期）

上記優先順位①②以外で<前提条件>を満たす児童。

(2) 優先順位が並んだ場合の判断

(1)で優先順位が並んだ場合は、以下の「視点」で受け入れを判断します。どの視点を優先するかは施設で定めます。（利用登録申請受付時に申請者へ事前に説明します。必要に応じて、休日保育実施施設と休日保育実施施設所在区は情報共有します。）

【視点】

- ・月の利用日数が多い世帯優先
- ・一日の就労時間が多い世帯優先
- ・父母両方に要件がある世帯優先
- ・ひとり親世帯優先
- ・生活保護世帯優先
- ・きょうだい同時の申込み世帯優先
- ・在園児童優先
- ・市内在住児童優先
- ・居宅外労働優先
- ・確実に利用する世帯優先（当日キャンセルの防止）
- ・その他施設が休日保育の必要性が高いと判断した場合（事前に区と調整すること）

※事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次の利用時の優先順位が下がる場合があります。

2 事前登録後、利用する際は、毎月休日保育実施施設へ申し込みをします。

申込みのあった児童全員を受け入れることができない場合は、事前登録でつけた優先順位を基に、受け入れの判断を行います。



令和5年度 休日保育・休日の一時保育 ご案内



お仕事の都合などにより、日曜や祝日にご家庭でお子さまの保育ができないときは、保育園でお子さまをお預かりする「休日保育」・「休日の一時保育」をご利用ください。

ご利用いただける方

●休日保育

子ども・子育て支援新制度における2号または3号の教育・保育給付認定を受け、平日（月～土曜日）に、認可保育所・認定こども園（保育所利用）・小規模保育事業A型、B型、C型・家庭的保育事業・事業所内保育事業（地域枠）を利用して、休日等に保育が必要な小学校就学前のお子さま。

※平日の利用理由と休日の利用理由が異なる場合は、休日の一時保育の利用となります。この場合は利用料がかかります。

■休日の一時保育

小学校就学前のお子さまで、下の(1)～(3)のいずれかに該当する方がご利用いただけます。

- (1) 原則、休日保育の対象となるお子さま以外で、お仕事（就労・就学、職業訓練など）の都合により、休日等の保育が必要となるお子さま
- (2) 病気や怪我、入院、冠婚葬祭への出席など、やむを得ない理由により、緊急一時的に休日等に保育が必要となるお子さま
- (3) 保護者の育児疲れの解消を図るため、休日等に保育を必要とするお子さま

※休日保育の対象となるお子さまでも、利用を希望する施設が休日保育を実施していない場合は、休日の一時保育の利用となります。この場合は利用料がかかります。

保育を行う休日等

●休日保育 ■休日の一時保育

日曜・祝日（振替休日を含む）・年末年始（12月29日～1月3日）※

※行事等で休日保育や休日の一時保育が実施できない場合は事前にお知らせします。詳しくは各施設へご確認ください。

実 施 施 設

休日保育と休日の一時保育の両方を実施している施設、休日保育のみ実施している施設、休日の一時保育のみ実施している施設があります。詳細は6～8ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

開 所 時 間

●休日保育 ■休日の一時保育

施設により、開所時間は異なります。また、延長保育を実施している施設もあります。6～8ページ「実施施設のご案内」をご覧ください。

そ の 他

初めての利用の場合は、お子さまの様子をお伺いしますので、原則お子さま同伴での面談を行います。

お子さまの状況により、慣らし保育を行う場合があります。

お子さまの送迎について、施設ではお子さまの送り迎えはいたしません。保護者の方が責任を持って、お子さまの送り迎えをお願いします。

※必要書類などは、次のURLからダウンロードできます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/kosodate/kyuujiitsu.html>

利用申込締切日等

※土日・祝日は除きます。

●休日保育 令和5年度

利用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込締切日	3/10	4/10	5/10	6/12	7/10	8/10	9/11	10/10	11/10	12/11	1/10	2/12
利用決定日	3/15	4/17	5/15	6/19	7/18	8/15	9/19	10/16	11/15	12/18	1/15	2/19

※休日保育の優先順位に応じて、利用できる方を決定し、利用決定日までに連絡します。

※利用決定日までに、施設から利用決定の連絡がない場合は、休日保育の利用はできません。（利用できる方からのキャンセルがあった場合は、利用決定日以降にご利用を保留・お断りした方へ施設からご連絡する場合があります。）

※利用を辞退される場合は、お早めに施設に申し出てください。遅くとも、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。事前の連絡のないキャンセルや正当な理由なくキャンセルが続く場合は、次回の利用時の優先順位が下がることがあります。

※申込締切日以降でも、受け入れ人数に空きがある場合は休日保育を利用できる場合があります。申込締切後の利用については、各施設へお問い合わせください。

■休日の一時保育

ご利用になりたい日の7日前までに、施設にお申込みください。

※利用を辞退される場合は、利用日の3日前までに必ず施設に申し出てください。

※年末年始に限っては、最大14日前が利用申請締め切りになります。

（各施設により締め切り日が異なります。）

利 用 料

●休日保育

休日保育を利用した場合、代わりに月～土曜日に利用している施設を利用しない日を設ける場合は利用料がかかりません。（週6日の保育利用）

設けない場合は「休日の一時保育」と同様の利用料がかかります。

また、延長保育を利用する場合は、延長保育の利用料（ガイドライン 80円／30分、おやつ代120円／1回、夕食代370円／1回）がかかります。

※保育短時間認定のお子さまで、施設が定める保育時間（8時間）を超える時間帯を利用する場合は、「延長保育」となります。

■休日の一時保育

利用料等は、直接、施設にお支払いください。なお、無断、又は利用日3日前を過ぎてからのキャンセルについては、キャンセル料がかかります。

休日の一時保育利用料等（ガイドライン）

年齢区分	基本保育時間（8時間）※	基本保育時間を超える時間帯を利用する場合	給食・おやつ代
3歳未満児	（420円／1時間）	420円／1時間	400円／1回
3歳以上児	（230円／1時間）	230円／1時間	

※ 給食・おやつ代には、午後6時30分を超えて利用する児童に係る夕おやつ又は夕食代を含みません。

- ※ 保護者が横浜市民であつての被保護世帯、前年度の市民税が非課税の世帯、リフレッシュ・緊急目的で利用する多胎児、及びひとり親世帯については、利用料が全額減免となります（給食・おやつ代は除く）。
- また、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満である世帯は給食・おやつ代を除く利用料の2/3が減免となります。
- ・非課税相当に関する証明書類（保護証明書、保護（開始）決定通知書、生活保護費支給証、市民税・県民税（非）課税証明書など）
 - ・多胎児減免対象に関する証明書類（母子手帳・住民票等）
 - ・ひとり親世帯等に関する証明書類（児童扶養手当証書、福祉医療証）
- を利用日前または利用日当日に保育所に提出してください。
- ※ 年齢区分は、当該年度初日の前日における満年齢となります（同一年度中は同じ年齢区分となります）。

実施施設のご案内

●休日保育と■休日の一時保育を実施している施設

※「休日保育受入人数」は、受入児童の年齢により変わることがあります。

① 矢向保育園 【鶴見区】	
所在地	横浜市鶴見区矢向五丁目12番24号
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:30
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (583)2525 : FAX (583)2573
受付時間	am 7:30 ~ pm 6:30 (土日・祝日は除く)
受入年齢	満1才以降~就学前
休日保育 受入人数	6人程度
交通	JR線「矢向」下車徒歩5分

② かながわ保育園 【神奈川区】	
所在地	横浜市神奈川区東神奈川一丁目12番地 リーデンスフォート横浜3F
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:30
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (440) 2031 : FAX (440)2035
受付時間	am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢	離乳食完了後~就学前
休日保育 受入人数	15人程度
交通	JR線「東神奈川」 京浜急行線「京急東神奈川」下車徒歩1分

③ 上大岡ゆう保育園 【港南区】	
所在地	横浜市港南区上大岡西一丁目15番1号 カ ミオ4F
開所時間	am 8:00 ~ pm 6:00
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (882)2014 : FAX (882)2015
受付時間	am 9:00 ~ pm 6:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢	0才6か月~就学前
休日保育 受入人数	9人程度
交通	京浜急行線「上大岡」 市営地下鉄「上大岡」下車徒歩1分

④ うみのくに保育園とつか 【戸塚区】	
所在地	横浜市戸塚区川上町464番地15翠峯壱番館2階
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:30
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (410)6690 : FAX (410)6690
受付時間	am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢	産休明け~就学前
休日保育 受入人数	8人程度
交通	JR線「東戸塚」下車徒歩12分 神奈中バス「川上小学校前」下車徒歩0分

⑤ アスクセンター南保育園 【都筑区】	
所在地	横浜市都筑区茅ヶ崎中央46番5号
開所時間	am 9:00 ~ pm 6:00
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (948) 1016 : FAX (943) 2802
受付時間	am 10:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢	産後57日~就学前
休日保育 受入人数	8人程度
交通	市営地下鉄「センター南」下車徒歩2分

⑥ うみのくに保育園きくな 【港北区】	
所在地	横浜市港北区菊名七丁目5番36号
開所時間	am 7:30 ~ pm 6:30
保育時間 (8時間)	am 9:00 ~ pm 5:00
連絡先	TEL (717)5120 : FAX (717)5120
受付時間	am 10:00 ~ pm 6:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢	産休明け~就学前
休日保育 受入人数	5人程度
交通	JR線・東急東横線「菊名」下車徒歩8分

実施施設のご案内

●休日保育を実施している施設

※「休日保育受入人数」は、受入児童の年齢により変わることがあります。

<p>① SEA KID保育園 【 鶴見区 】</p> <p>所在地 横浜市鶴見区岸谷1-26-12</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 7:45</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (717)6473 : FAX (717)6786</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 生後6カ月以降~就学前</p> <p>休日保育受入人数 5人程度</p> <p>交通 京浜急行線「生麦駅」徒歩3分</p>	<p>② SAIL KID保育園【休止中】 【 鶴見区 】</p> <p>所在地 横浜市鶴見区岸谷2-20-1</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 7:45</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (717)5162 : FAX (717)5144</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 生後6カ月以降~2歳児</p> <p>休日保育受入人数 3人程度</p> <p>交通 京浜急行線「生麦駅」徒歩8分</p>
<p>③ SANDA KID保育園【休止中】 【 鶴見区 】</p> <p>所在地 横浜市鶴見区駒岡3-4-41</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 7:15</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (834)8161 : FAX (834)8162</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 生後6か月~就学前</p> <p>休日保育受入人数 3人程度</p> <p>交通 JR線「新横浜」駅よりバス「長松寺前」下車徒歩3分 東横線「綱島」駅よりバス「駒岡不動尊前」下車徒歩1分 JR「鶴見」駅西口よりバス「駒岡不動尊前」下車5分</p>	<p>④ SAFARI KID保育園 【 旭区 】</p> <p>所在地 横浜市旭区四季美台72-1</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 7:45</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (744)8768 : FAX (744)8768</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 生後57日以降~2歳児</p> <p>休日保育受入人数 2人程度</p> <p>交通 相鉄線「鶴ヶ峰」下車徒歩14分 相鉄線「二俣川」下車徒歩16分</p>
<p>⑤ SEASON KID保育園 【 旭区 】</p> <p>所在地 横浜市旭区鶴ヶ峰2-21-5</p> <p>開所時間 am 7:30 ~ pm 6:45</p> <p>保育時間 (8時間) am 8:30 ~ pm 4:30</p> <p>連絡先 TEL (489)9080 : FAX (489)9081</p> <p>受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)</p> <p>受入年齢 生後57日以降~2歳児</p> <p>休日保育受入人数 2人程度</p> <p>交通 相鉄線「鶴ヶ峰駅」下車徒歩すぐ</p>	

実施施設のご案内

■ 休日の一時保育を実施している施設

① 保育園スカイ・ウイング 【 鶴見区 】

所在地 横浜市鶴見区鶴見中央5-11-8
開所時間 am 9:00 ~ pm 17:00
連絡先 TEL (521)8880 : FAX (521)8882
受付時間 am 9:00 ~ pm 5:00 (土日・祝日は除く)
受入年齢 0歳児クラス~5歳児クラス (0歳児応相談)
交通 JR/京急「鶴見」下車3分

指導監査における文書指摘事項について

これまでの指導監査の結果、文書による改善報告を依頼した指摘事項

文書指摘事項【一部抜粋・要約】

【運営分野】

職員配置について、保育士の人数が認可基準を満たしていない日があった。

【保育分野】

障害のある子どもの保育について、「支援のための計画」を個別に作成していなかった。

【給食分野】

予定献立が作成されておらず、栄養量の計算も行われていなかった。

【会計分野】(認可保育所)

保育所委託費を財源として、保育所運営に関係のない支出を行っていた。

【会計分野】(地域型保育事業)

会計がその他の事業の会計と区分されていなかった。

1

指導監査における文書指摘事項について

前述以外の指摘事項や指導監査の実施概要については、令和6年5月実施予定の令和6年度指導監査説明会において説明予定です。
※実施については、別途、通知予定。

なお、令和5年度指導監査説明会の資料は、下記のページに掲載しています。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/ninka/siryoutou.html>

横浜市トップページ > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 子育て >
社会福祉法人・施設の指導監査と法人の認可手続等 > 法人・施設向け説明会資料等

2